

平成31事業年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間（平成28
～31事業年度）に係る業務の実績に関する報告書

令和2年6月

国立大学法人
群馬大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市 (本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス)
群馬県桐生市 (桐生キャンパス)
群馬県太田市 (太田キャンパス)

- ③ 役員の状況
学長名 平塚 浩士 (平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)
理事数 5 名 (内 1 名は非常勤)
監事数 2 名 (内 1 名は非常勤)

- ④ 学部等の構成
学 部 教育学部
社会情報学部
医学部
理工学部
研 究 科 教育学研究科 (修士課程・専門職学位課程)
社会情報学研究科 (修士課程)
医学系研究科 (修士課程・博士課程)
保健学研究科 (博士前期課程・博士後期課程)
理工学府 (博士前期課程・博士後期課程)
附置研究所 生体調節研究所 ※

※ は共同利用・共同研究拠点に認定された施設を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数
学生数 6,395 名 (212 名) ※
[内訳]
学 部 5,111 名 (72 名) ※
研究科 1,284 名 (140 名) ※
※ () は留学生数で内数。

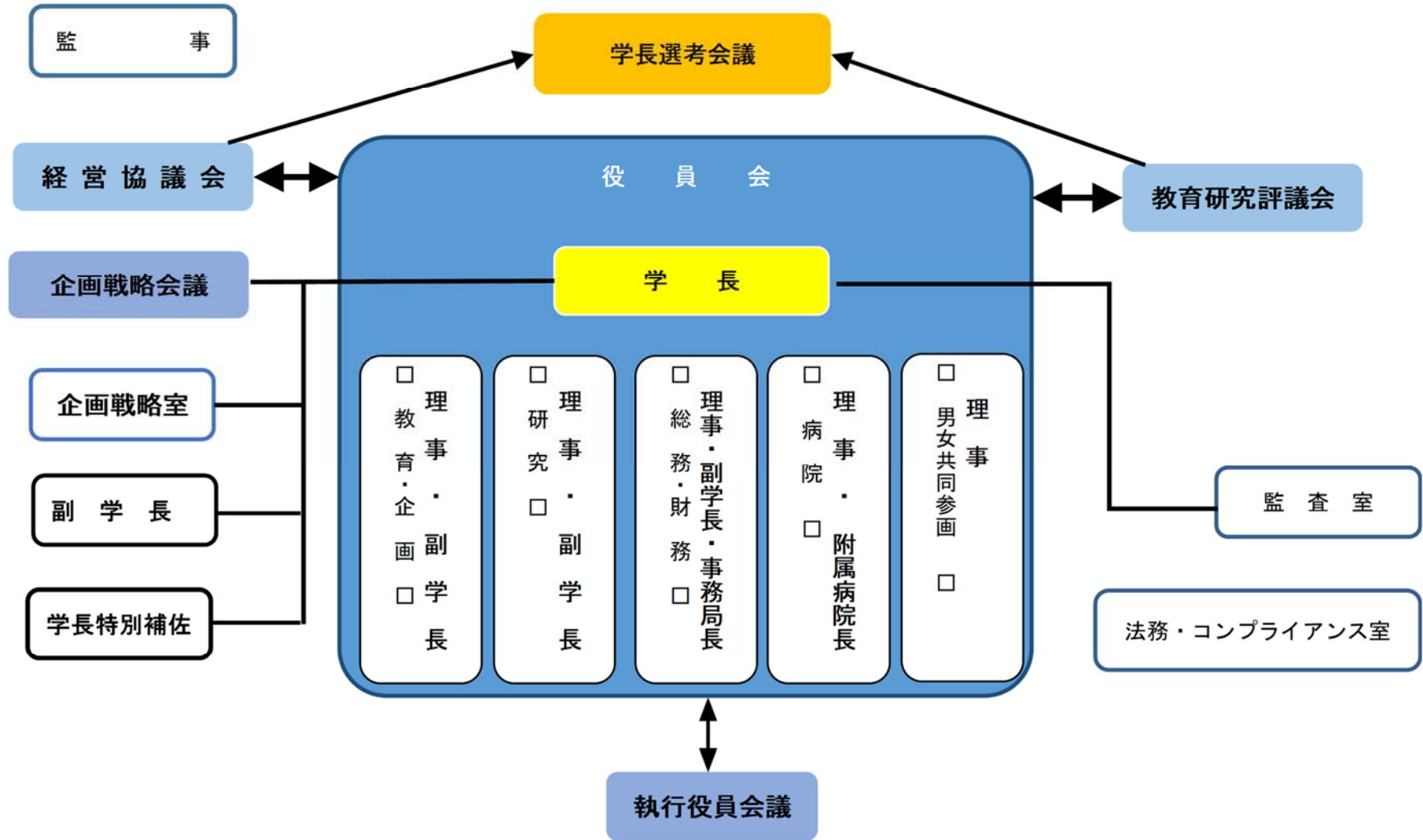
教員数 819 名
職員数 1,510 名

(2) 大学の基本的な目標等

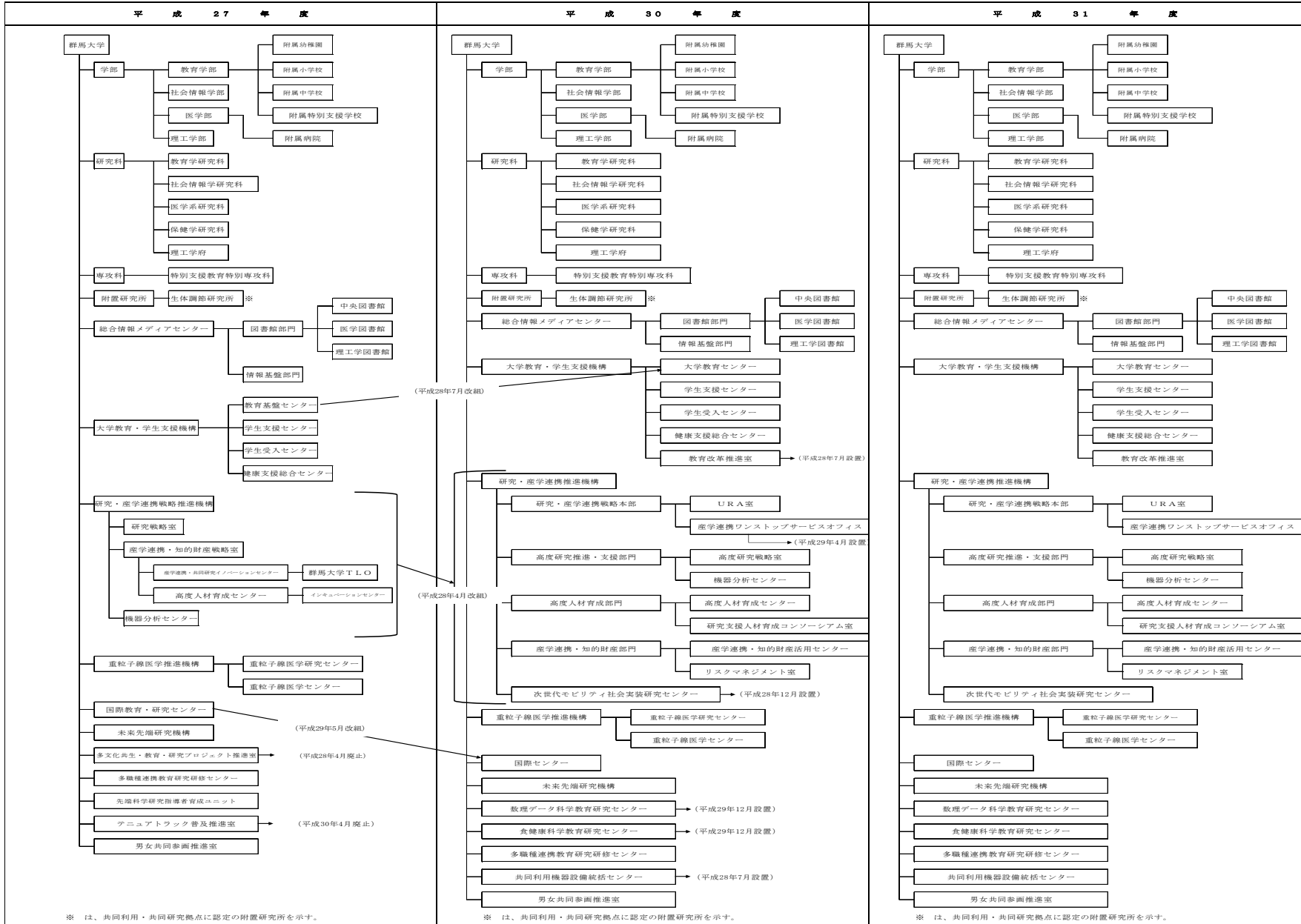
本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、これらを通して地域社会から世界にまで開かれた大学として国際社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、1) 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通して、豊かな人間性を備え、幅広い視野と旺盛な探究心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材、地域社会での活動及び国際交流活動を積極的に推進できる人材を養成する。2) この人材養成のために、学生の勉学を促進する学習環境を整備する。3) 社会人の学び直しの機会、より高度な専門的知識の修得の機会を提供する。
- ② 研究においては、1) 未来先端研究機構を本学の戦略的重点分野の研究を推進するプラットフォームとして、多様な学術領域での独創的な研究を国内外の大学・研究機関と連携して進める。2) 国際的な研究推進・人材育成のネットワークを構築し、研究拠点を形成する。3) 最先端の研究をイノベーションに結びつけるために、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。4) 若手・女性研究者を含め、各研究者の学術活動の高度化に向け、研究支援体制を強化する。
- ③ 社会貢献においては、1) 地域の文化を育み、豊かな社会を創るため、知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を行う。2) 社会の多様なニーズに応え、産業の創出・展開に貢献し、本学の知を社会に還元する。3) 地域の教育、医療を担う中核として、関係機関と連携した活動を進める。
- ④ 国際交流においては、1) 海外からの留学生の受入れ及び学生の海外留学を促進し、多文化共生の理念の理解を促す活動を推進する。2) 教職員の国際交流を活発に行い、学術面での国際交流活動を積極的に展開する。
- ⑤ 大学運営においては、1) 学長のリーダーシップの下に経営戦略を明確にし、教員組織を一元化した学術研究院を基に機動的な教育・研究体制の組織化を進め、社会のニーズに応えられる大学運営を行う。2) 学内での情報の共有化と統合化を進め、効果的な教育・研究体制を構築する。3) 国内外への情報発信に努め、社会との相互信頼・協力関係を強化する。4) 不断の点検・評価と改革を行い、大学の活力を維持・発展させる。

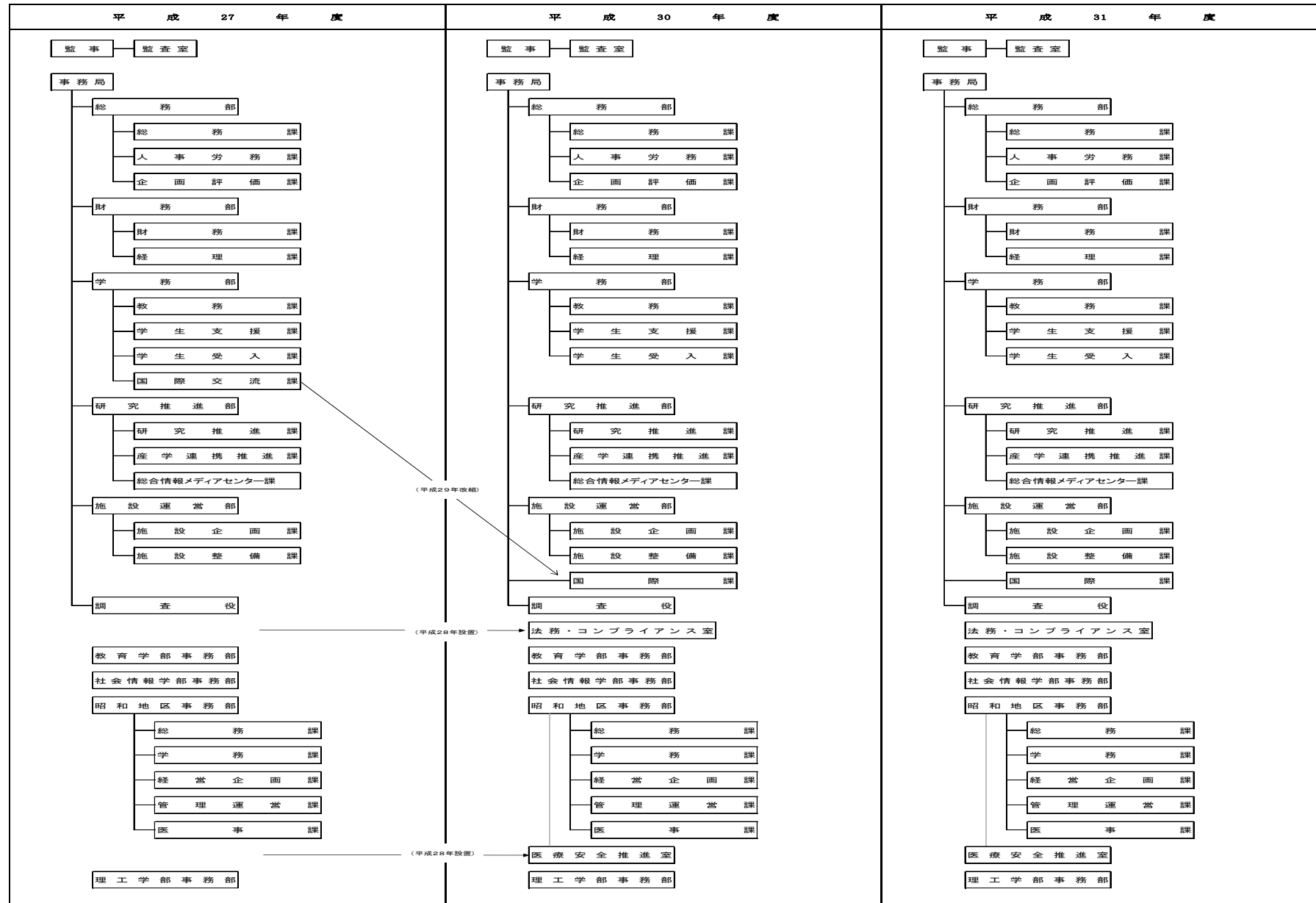
管理運営組織



教育・研究組織図



事務組織図



○ 全体的な状況

本学は、教育学部、社会情報学部、医学部、理工学部の4学部と大学院、専攻科及び生体調節研究所を備え、学生総数約6,400名を擁する地方総合大学として、「地域に根ざし知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」を目指している。本学が、知の拠点として地方創生・地域産業振興の核となり、地域を牽引する役割を果たすよう、強靱なガバナンス体制のもと、次の戦略的な法人経営を行ってきた。

■ 学術研究院の実質化

地域にあって世界のトップを走り続ける大学を目指すため、平成26年度に教員組織を部局管理の教育組織から分離して大学の一元管理とし、学長のリーダーシップにより機動的・戦略的な大学運営が可能となる「学術研究院」を創設した。以降、平成26年度には未来先端研究機構、第3期中期目標期間には、次世代モビリティ社会実装研究センターをはじめとして諸センターを設置するなどし、グローバル人材の育成、国際的な共同研究の推進、大学の国際的研究拠点化、データサイエンス人材の輩出、地域の特色を活かした食関連の新産業の創出、高齢化社会における地域での移手段の確保とその地域づくりにつながるMaaS(*1)の推進、次代の人材育成を担う質の高い教員の養成・確保等を進めてきた。

大学の重点戦略課題に機動的に対応するため、平成28年9月に学長の下に設置した企画戦略室において、組織改編等の特定の課題ごとに置くことができるプロジェクトチーム(PT)で次のとおり検討を重ねてきた。

- ・教育学部改革PT(大学間連携を踏まえた学部入学定員計画・修士課程の在り方)
 - 令和2年度 宇都宮大学・群馬大学共同教育学部設置・教育学研究科改組
- ・理工学部改革PT(入学定員の適正規模・機能強化の方向性について)
 - 令和3年度 理工学部改組(予定)
- ・数理情報教育研究センターPT(全学的な数理データサイエンス教育等について)
 - 平成29年度 数理データ科学教育研究センター設置
 - 令和3年度 情報学部(仮称)設置(予定)
- ・食品科学系センターPT(全学的な食品科学に係る教育研究センターの設置について)
 - 平成29年度 食健康科学教育研究センター設置
- ・荒牧地区施設整備PT(共同教育課程の実施に向けた教育学部の施設整備等について)
 - 「荒牧地区における新組織等に関する施設整備について」を策定

(*1) 次世代移動サービス「Mobility as a Service」の略

■ 宇都宮大学との共同教育学部の設置及び教育学研究科の改組

教育学部では、宇都宮大学と共同して、大学間の連携・協働によるスケールメリットを基にシナジー効果を活かし、両大学の強み・専門を組み合わせた高い質と幅の広い専門教育を行うことで、地域が必要としている教員養成への期待に応える教育研究体制の構築を目指して、全国初の共同教育学部を令和2年4月に設置するための整備を行った。また、教育学研究科修士課程・専門職学位課程(教職大学院)を専門職学位課程へ一本化するための整備を行った。

■ 情報学部(仮称)の設置

社会情報学部で行ってきた人文科学や社会科学における情報教育と、理工学部電子情報理工学科情報科学コースで行ってきた情報科学の基礎理論から応用技術の情報教育の要素を合わせ、さらに、高度の情報社会に対応できるための統計の基礎、データサイエンス・AIなどの教育も含めた新たな教育研究体制の構築を目指して、令和3年4月に情報学部(仮称)を設置するための準備を進めた。

文理融合の能力を持ち、データ科学や情報技術を活用して人間中心の社会へ向けた問題解決ができる専門人材を育成するため、①初年次における情報学の基盤的教育、②人文情報、社会共創、データサイエンス、計算機科学の4プログラムでの専門的教育、③プログラム間科目履修及び問題解決型学習(PBL)による文理横断型教育等の特色ある教育内容の導入を決定した。

■ 理工学部の改組

理工学部では、産業社会構造の変化や地域振興に対応するべく、より幅広い学修体制をとることで分野横断的な教育を強化し、IoT技術や持続可能な社会に向けた課題解決ができる人材の育成を目指して、令和3年4月に組織の見直し(改組)をするための準備を進めた。

従来の5つの「学科」から2つの「類」へと理工学分野の教育体制を大括り化することにより、初年次において理学系基礎科目、類基礎科目などを通した幅広い知識の学修に加えて、理工学の知識を基にした「食品工学」の新設を含めた8つのプログラム体制を導入することを決定した。

■ 数理データ科学教育研究センター

超スマート社会(Society5.0)の基盤支援に向けて、情報数理及びデータ科学を中心とした情報学分野の教育を展開するとともに、これらの素養を持った人材の育成及び研究の推進を図ることを目的として、平成29年12月に「数理データ科学教育研究センター」を設置した。

全学における数理・データサイエンス教育の推進のために、センターが中心となり、教養教育科目において授業科目を開講した。また、教養基盤科目「情報」において、情報学部(仮称)の基礎となる社会情報学部及び理工学部電子情報理工学科の学生を対象としてデータサイエンス関連のeラーニング授業を履修要件に位置づけて受講させることで、数理・データサイエンス教育の全学への普及の段階的な実施を行うとともに、初年次全学部生を対象とした「データ・サイエンス」の授業科目を令和2年度に開講するための準備を行った。

さらに、共同教育学部で学んだ学生が教職に就いた際に数理データ科学の基礎を義務教育課程で授業できるように、学部の1年生(宇都宮大学170名、群馬大学190名)全員が受講する科目として、「ICT教育の授業設計」「プログラミング教育法」の開講の準備を行った。

■ 次世代モビリティ社会実装研究センター

次世代の移手段を研究し、社会実験を通して新しい交通システムの実証と社会への普及を目指すために平成28年12月に設置した「次世代モビリティ社会実装研究センター(通称:CRANTS)」では、平成30年4月に荒牧キャンパスに新たな研究拠点を整備するとともに、自動運転の実証実験を全国約37箇所で行った。

中でも、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月まで、前橋市役所、日本中央バス株式会社と共同で実施した上毛電鉄中央前橋駅から JR 前橋駅間のシャトルバスでの実証実験は、都市部での長期的な自動運転の実証実験や、バスの営業路線で運賃収受を行いながらの自動運転実証実験という点で全国初の取り組みであり、完全自動運転レベル 4 の実現を目指している。

また、平成 29 年度に設置した群馬大学次世代モビリティオープンイノベーション協議会は、関係する企業や行政との情報交換や交流ならびに事業の進捗状況について点検・評価を行う場となっており、協議会を通じて産学官のネットワークの強化を進められた。

■食健康科学教育研究センター

本学が有する食と健康に係る食の安全安心に係る分析機能、生活習慣病の予防開発機能、食品開発・先端加工・製造技術の教育研究機能、食育、健康志向、ブランディングの教育研究機能等、学部を超えた文理の広い教育研究及び地域貢献の機能を活かし、地方自治体及び産業界等と連携して地域産業の振興及び社会における健康増進に寄与することを目的として、平成 29 年 12 月に「食健康科学教育研究センター」を設置した。

地域連携を強化するためにセンターが戦略的に設定した食健康科学に関する地域連携研究及び共同研究を 56 件実施した。また、ビッグデータを用いたマーケティング戦略や食品安全管理に関する標準化講座などの社会人向け教育を実施し 57 名が受講した。さらに、地方自治体との連携を強化するために群馬県農業技術センターとの研究連携を締結した。

■附属病院の改革の取組

医学部附属病院においては、平成 26 年 6 月に判明した医療事故に対して、医療事故調査委員会や病院改革委員会からの提言等を基に、学長のリーダーシップの下、ご遺族への対応と医療の質と安全体制強化を最優先の課題として位置づけ、新たな改革の 3 本の柱「地域医療研究・教育センターの設置、医療の質・安全学講座の設置、先端医療開発センターの設置」を加えた、「改革工程表」に基づき、信頼の回復に向けて様々な改善・改革の取り組みを実施した。

病院の改善・改革の状況や今後の課題について、教職員に理解してもらうため、病院長による職員向け説明会を 11 回開催している。

これらの改善・改革の取り組みについて、病院監査委員会や他の特定機能病院によるピアレビュー及び国立大学病院間の医療安全・質向上の相互チェックにより、適切に組みが行われているとの評価を受けたことから、平成 30 年 5 月に特定機能病院の承認に係る申請を行った。平成 29 年 1 月に医療事故調査委員会の元委員による訪問調査を受け、改善状況を報告した。

厚生労働省の社会保障審議会医療分科会においても改善・改革の取り組みが評価され、実地調査においても、病院改革の取り組みが診療現場にも浸透していることが確認された。また、特定機能病院の要件については、平成 28 年 6 月に追加された要件（医療安全管理体制等に係る要件）、平成 30 年 5 月に追加された要件（ガバナンス等に係る要件）も含めて、必要な要件を満たしていることが確認された。

その結果、平成 31 年 4 月 1 日からの特定機能病院の名称使用が再承認された。これまでに実施した改善・改革を必要に応じて見直ししながら継続し、さらに新たな取り組みも実施するなど、学長のリーダーシップの下、大学本部と医学部附属病院が一体となって医療の質と安全体制の強化に向けて努力している。

主な取り組みは以下のとおり。

- ① 医学系研究科の講座再編（平成 29 年度～）
- ② 病院長の選考方法の見直し（平成 29 年度～）
- ③ 改革の 3 本の柱の設置（平成 29 年度～）
- ④ 病院監査委員会の設置（平成 29 年度～）
- ⑤ 医療安全週間の設定・開催（平成 29 年度～）
- ⑥ ご遺族への改善・改革状況についての説明会の開催（平成 29 年度）
- ⑦ 患者参加型医療推進委員会の設置・開催（平成 30 年度～）
- ⑧ 医療安全に関する講演会の開催（平成 30 年度～）
- ⑨ 群馬手術手技研修センターの設置（平成 31 年 4 月）
- ⑩ チームステップス研修（平成 29 年度～）
- ⑪ インフォームド・コンセント（IC）の充実（平成 30 年度～）
- ⑫ Q I（クオリティインディケーター）ボードの設置（平成 31 年度～）
- ⑬ 医療の質・安全管理部の充実（平成 29 年度～）
- ⑭ 医療における安全文化に関する調査（平成 28 年度～）

医療安全管理体制に関係して学長裁量経費による支援を次のとおり行った。

- ① 内科・外科講座のフロア統一のための移設等に係る支援
- ② 群馬手術手技研修センターの設置に伴う研修室（トレーニング室）・設備の整備（県の設備整備費補助金以外の自己負担）
- ③ 多職種連携教育研究研修センター（WHO 協力センター）運営・シンポジウム実施

○ 戦略性が高く意欲的な目標・計画の状況

<p>中期目標</p>	<p>再定義された各学部のミッションに基づき、未来先端研究機構を研究の全学的展開のプラットフォームとして活用し、統合腫瘍学や内分泌代謝・シグナル学などの本学の重点領域分野を先頭に、重粒子線治療などの先進医療の研究開発や低炭素化材料の開発などの各専門分野の最先端分野を切り開く独創的な研究を国内外の研究者・研究機関と連携して推進する。国際的な研究・人材育成のネットワークを構築し、未来先端研究機構を国際的な研究機関のハブ、研究拠点としての地位へと高めていく。基礎研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。研究成果に関わる報告会を学外者も招いて開催するとともに、研究状況についての評価を行うことにより、研究水準の向上につなげる。</p>
<p>ユニット1</p>	<p>重粒子線治療の教育・研究の推進</p>
<p>中期計画【31】</p>	<p>重粒子線治療対象疾患の拡大と治療の高度化・効率化を目指した、治療照射技術等の高度化研究、並びに治療効果拡大のための治療メカニズム等の解明に向けた臨床的放射線生物学研究を行う。研究推進に際しては、国内においては放射線医学総合研究所等、国外においてはドイツハイデルベルグ大学等の他機関との間での活発な人事交流の下で、共同研究を行う。特に治療照射技術の高度化に関連する機器開発においては、地域産業界等との連携の下で研究開発を行う。</p>
<p>平成31年度計画【31-1】</p>	<p>現在治療が困難な疾患を克服するため、重粒子線マイクロサージェリー技術（直径1 mm以下の細いビームで小さな病巣を切らずに放射線治療する技術）及び、小さな病巣位置を精密に確認する技術並びに重粒子線照射位置を可視化する技術などを研究開発し、現行の治療技術の更なる高度化を進める。微小ビームのフィードバック制御及び微小ビームの線量分布の精密測定等の基礎研究を行う。また、国内外機関との間で物理・生物・医学に関する共同研究を推進する。さらに地域産業界等との連携の下で治療照射に資する機器開発を推進する。</p>

【平成 31 事業年度の実施状況】

概要：重粒子線マイクロサージェリーを実現するための照射技術であり、重粒子線のシャープなビームで頭蓋内の微小疾患等を治療するカーボンナイフ治療開発研究に関しては [1] に示す。国内外機関との連携に就いては [2] に示す。地元産業界との連携について [3] に示す。全体を概観すると、ほぼ順調に進展していると考える。

[1] カーボンナイフ治療開発研究

- 生物実験を目指して、生体内でのビームの広がりを見るために、ゲル線量計（ポリマーゲル、色素ゲル）を用いて、微小ビームによる三次元線量分布の測定を行っている。この研究のために、帝京大学と共同研究協約を継続している。
- 1mm 径の微小ビームによる線量分布の定量的評価方法を提案、より詳細に検討し、9月の学会で発表した。現在、論文化しつつある。微小ビーム形成はほぼ確認ができた状況であるので、次のステップとして、微小ビームの生物・動物実験への応用のため、動物の精密位置決め用のX線照射・受像装置を組み込む準備を進めている。

[2] 国内外機関との連携

- ウーロンゴン大学が開発した線質測定器の読み出し回路を、重粒子線測定に最適なダイナミックレンジが得られるように、理工学府と共同で改良した。また、アルファ線源を用いた校正を行うための真空チェンバーを理工学府に整備した。7月15日にウーロンゴン大学の学生14名とスタッフ2名が来学し、施設見学と研究交流会を実施した。
 - 国内の重粒子線治療施設とはJ-CROSの枠組みをベースにして、相互に連携しており、重粒子線治療の高度化に向けて共同で様々な取り組みを行っている。
 - ・臨床関連：全施設連携して先進医療Bに向けた臨床試験を行っている。群馬大学は肝臓がんの臨床試験を主導し、他施設のデータ取りまとめをしている。
 - ・医学物理関連：炭素線治療施設間の治療計画に対する相互比較試験を継続している。
 - テキサス大学とすい臓がんの重粒子線治療に関する第3相臨床試験を行っており、米国でランダムに選別された患者の重粒子線治療を行っている。
 - バーゲン大学（ノルウェー）博士課程の大学院生に対して、重粒子線治療計画に必要な生物効果モデルを日本とドイツ間で比較研究し、論文として成果を発表した。
 - 中国原子能科学研究院（中国）、国立国際医療研究センター研究所と、重粒子線と免疫の併用基礎研究を行っており、関連の論文を発表した。今後、特許の申請を予定している。
 - 韓国原子力医学院（韓国）との重粒子線の効果を高める基礎生物影響研究を行っており、共著の論文を報告し、さらなるデータを取りまとめている。
 - プレリビュー大学（米国）、テキサス大学 MD アンダーソン癌研究センター（米国）と、宇宙研究を目指して、重粒子線の生物影響研究を行っており、共著の論文を報告し、国内外の学会でも成果発表を行っている。
 - カリフォルニア大学ロサンゼルス校（米国）、グアダラハラ大学（メキシコ）との宇宙研究を目指して、重粒子線の神経生物影響研究を行っている。
 - JAXA、理研、筑波大学、放医研、東北大学との共同研究により、国際宇宙ステーションを利用した宇宙実験の準備を進めている。
 - ISAS、放医研、茨城大学、同志社大学、プレリビュー大学（米国）との共同研究により、深宇宙ゲートウェイを利用した宇宙実験を目指した研究を進めている。
- [3] 地元産業界との連携
- 県内企業と連携して放射線の腔内照射に向けた線量測定用治具を開発し、材料の放射線照射試験を行う等、製品化を進めている。本年度に特許を取得し、製品化に向けて販売業者として（株）千代田テクノと協力し、医療機器の承認が得られ、販売に向けた準備を進めている。

<p>ユニット 2</p>	<p>未来先端研究機構における世界水準の研究力の強化</p>
<p>中期計画【32】</p>	<p>未来先端研究機構において、世界的研究機関や研究者との共同研究等を積極的に実施するなど、本学の強みを有する統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学を始めとした世界水準の研究を実施する。この取り組みを具体化するため、外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に招聘し、同機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。</p> <p>また、若手研究者の交流を積極的に進め、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を年間3件以上行う。これらの成果として、外国人研究者との共著論文を年間10本以上発表するとともに、国際的なシンポジウム、ワークショップ等を年間2件以上開催する。</p>
<p>平成31年度計画【32-1】</p>	<p>外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に採用するため、国際公募を行い、未来先端研究機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。</p>
<p>【平成31事業年度の実施状況】</p> <p>専任教員における外国人研究者等の割合は50%。 「元素科学研究部門」に教授として外国人研究者1名を新たに採用し、「海外ラボラトリー・ハーバード大学マサチューセッツ総合病院(MGH)」に外国人研究者の助教1名を採用した。</p>	
<p>平成31年度計画【32-2】</p>	<p>海外研究機関等との交流を積極的に進めるため、同機構教員を海外研究機関等に派遣するとともに、同機構の海外ラボラトリーに海外からの研究者を受入れるなど、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を3件以上行う。</p>
<p>【平成31事業年度の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海外ラボラトリー(カロリンスカ研究所)」の若手研究者を、カロリンスカ研究所(スウェーデン)に約2ヶ月間派遣し、共同研究(環境暴露とアレルギー及び呼吸器疾患発症との関連を解明するためのエクスポソーム解析)を推進した。(8月26日～10月26日) ・「海外ラボラトリー(カロリンスカ研究所)」の若手研究者を、カロリンスカ研究所(スウェーデン)に16日間派遣し、共同研究(メタボロミクス及び化学的分析に関する研究開発)を推進した。(8月29日～9月16日) ・「海外ラボラトリー(カロリンスカ研究所)」に米国マウントサイナイ医科大学等の若手研究者2名を、7日間招聘し共同研究を推進した。(11月10～16日、8～14日) <p>なお、来年度以降の論文発表に向けて、これらの共同研究で得た実験結果をデータ化している段階である。</p>	
<p>平成31年度計画【32-3】</p>	<p>国内外の外国人研究者との共著論文を10本以上発表する。</p>
<p>【平成31事業年度の実施状況】</p> <p>外国人研究者との共著論文数は22本。 統合腫瘍学分野で6報、内分泌代謝・シグナル学分野で9報、海外ラボラトリーで4報、元素科学分野で海外ラボラトリーと連携して3報出しており、掲載ジャーナルのインパクトファクターは平均4.88、その内、TOP10%の論文が1報含まれている。フランス、米国、スウェーデンの4海外ラボラトリーと共同研究を連携する他、サセックス大学(英国)、モナシュ大学(オーストラリア)、チュラロンコン大学(タイ)、インドネシア大学や、インドやロシアの医療研究機関との共著論文を出しており、世界水準の研究成果を上げている。</p>	

	<p>平成 31 年度計画 【32-4】</p>	<p>国際的なシンポジウム、ワークショップ等を 2 件以上開催する。</p>
<p>【平成 31 事業年度の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外ラボラトリー・カロリンスカ研究所が中心となり、人間の健康や病気における、環境、食・生活習慣などの網羅的暴露の影響を捉えることを目的とした新たな研究領域「エクスポゾーム」を焦点にエクスポゾームシンポジウム（令和元年 11 月 12 日 昭和キャンパス）を開催した。米国、フィンランド、スウェーデンから 7 名、国内 2 名の世界で活躍する研究者を招聘した。50 名ほどの研究者及び学生が集まり活発な意見交換が行われた。 ・元素科学研究部門が主催し、未来先端研究機構第 7 回国際シンポジウム（令和 2 年 1 月 9 日 桐生市市民文化会館）を開催した。米国、中国、フランスから 3 名、国内から 3 名の、フッ素・ケイ素・炭素の 3 分野をリードする研究者を招聘した。70 名を超える参加があり、専門分野を越えて活発な議論を交わした。 ・内分泌代謝・シグナル学研究部門と海外ラボラトリー・ハーバード大学マサチューセッツ総合病院が中心となり、「基礎医学のシンフォニー」と題して、「DNA 修復反応」、「次世代がん治療」及び「脳への放射線影響」に焦点を当てた、未来先端研究機構第 8 回国際シンポジウム（令和 2 年 2 月 3～4 日 昭和キャンパス）を開催した。米国、英国及びドイツから 7 名、国内 5 名の各分野を牽引する研究者を招聘し、約 70 名の研究者が集まった。同時にサテライトワークショップをシンポジウム前後に開催し、シンポジウムのセッションテーマをさらに深掘した議論が出来、充実した研究交流の場となった。 ・研究部門及び研究プログラムの見直しを行い、今年度から未来先端研究機構の恒常化を図るため、従来の 7 研究プログラムを整理し、3 研究部門にまとめ、各部門に核となる教授又は准教授を専任で配置し、再構築を図った。そのほか、日本のウイルスベクターの研究拠点として世界最先端のベクターツールの開発・供給、データの蓄積及び情報発信・人材育成を行うため、10 月からウイルスベクター開発研究センターを新たに設置した。 		

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等の各般にわたり、実施体制・方法などマネジメントのあり方の不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。
------	--

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【59】 ① 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等について、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かした機動的・戦略的な法人運営を行う。</p>	<p>【59-1】 学長のリーダーシップの下、学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しへの将来的な必要性等を踏まえ、定数抑制を行うとともに新構想枠を活用し大学教員の定数配分を行い、機動的・戦略的な法人運営を行う。</p>	III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 「第 3 期中期目標期間中の定数削減・新構想枠の設定について(平成 28 年 3 月 2 日役員会決定)」に基づき抑制した教員定数の一部を、学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教員組織の見直しに活用するための新構想枠定員として確保した。学長のリーダーシップの下、データサイエンス人材の輩出、地域の特性を活かした食関連の新産業の創出等を進めるため、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センターを設置し、新構想枠を活用し、新規定数配分を行うなど、大学全体の将来構想を踏まえ、大学の重点的な分野に、戦略的に教員の配置を行った。</p> <p><新構想枠の定数再配分状況> ・数理データ科学教育研究センター 6 名 ・食健康科学教育研究センター 4 名</p>	<p>引き続き定数抑制を行うとともに定数削減により確保した新構想枠を活用し、「大学教員の定数配分に係る基本指針」に基づき、大学教員の定数配分を行う。</p>
		III		<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 【59-1】 定数削減により確保した新構想枠を使用し、大学の重点的な分野への教員配置として、研究・産学連携推進機構（次世代モビリティ社会実装研究センター）に 1 名、ダイバーシティ推進センターに 1 名の教員定数を配分した。 また、社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しへの将来的な必要性等を踏まえ、令和 3 年度の情報学部（仮称）の設置（改組）を見据え、教員定数の配分を一部前倒しで決定した。 さらに、医学部附属病院における医療の質を担保する観点から、「大学教員の定数配分に係る基</p>	

			<p>本指針」を見直し、大学院医学系研究科（診療に関する職に限る。）及び医学部附属病院の教員の欠員補充について、より迅速に配置することを可能とした。</p>	
<p>【60】 ② 大学運営を円滑にするため、副学長を配置するなど学長を補佐する体制を強化する。</p>	<p>【60-1】 副学長や学長特別補佐を配置し、学長を補佐する体制を強化する。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 学長を補佐する体制を強化するため、平成 28 年 4 月 1 日から特命事項担当（男女共同参画推進担当）の非常勤理事を継続して雇用している。 また、大学経営の重点課題毎に副学長や学長特別補佐を配置し、副学長は、重点分野として、男女共同参画、大学の国際化、戦略的な企画立案、WHO 連携・医療安全、国際的な研究基盤の構築、重粒子線医学の推進に係る業務を担当することで、学長の業務執行を補佐した。学長特別補佐は、平成 27 年度までは 1 名のみ配置していたところ、平成 28 年度以降は 7 名以上配置し、大学の将来構想及び経営戦略に係る業務の補佐体制を強化してきた。病院改革、高大接続システム改革、将来構想（教育学部・教育学研究科・理工学部の機能強化、数理データ科学・食健康科学の新たな分野の創生）、戦略的な大学経営の推進に係る業務を担当することで、本学が進める重点分野の業務を機動的に補佐した。これにより、国際センター（国際交流・研究センターからの発展改組）、数理データ科学教育研究センター（新設）、食健康科学教育研究センターの設置（新設）が実現するとともに、附属病院における医療の質の向上、未来先端研究機構における先端研究拠点の整備、共同教育学部の設置準備及び理工学部の改組準備の各取り組みが進められた。</p>	<p>特命事項担当（男女共同参画推進担当）の非常勤理事を継続して雇用し男女共同参画推進担当に加えダイバーシティ推進担当を新たに命じるとともに、特命事項担当（社会貢献担当）の非常勤理事を増員する。また、副学長や学長特別補佐を配置し、学長を補佐する体制を強化する。</p>
			<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 【60-1】 平成 31 年度は、副学長を 8 名、学長特別補佐を 10 名配置し、大学経営の重点分野の継続性ある対応を進めた。このうち 1 名は、令和元年 10 月 1 日付けで大学経営を専門とする教員を、クロスアポイントメント契約により、学長特別補佐とした。当該教員は、企画戦略室において進めている IR 機能を備えた学長室の検討やエビデンスベースの業務執行の考え方の指導など、大学経営における企画立案の強化のための業務を行った。また、当該教員による大学経営戦略セミナーを計 5 回開催し、学長・理事を対象として、大学経営における経営管理の在り方の講義、教職員を対象として、PDCA を回す組織の在り方やデータ分析の理論から実践についての講義を行い、戦略的な大学経営体制の強化に向けた知識の高度化を図った。</p>

<p>【61】 ③ 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、柔軟な人事・給与システムを導入する。年俸制の適用者を「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上に拡大する。</p>	<p>【61-1】 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上の教員に対し、年俸制を適用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 平成28年度から平成30年度末までに新たに167名の教員に対し年俸制を適用した。承継内教員における年俸制適用教員の占める割合は、平成28年度末19.7%、平成29年度末23.7%、平成30年度末28.0%となっている。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況) 【61-1】 人事給与マネジメント改革の取り組みの一環として、厳格な業績評価に基づく新たな年俸制を整備し、令和元年10月から施行した。施行日以降の新規採用教員14名に適用するとともに、在職教員に対し新たな年俸制への移行希望を募り、令和2年4月1日付けで13名の教員の移行が決定した。平成31年度末現在では、全教員の35.3%の教員が年俸制適用者となっている(830名中293名)。承継内教員においては、平成31年度末現在、26.6%(723名中192名)の教員に年俸制を適用しており、中期計画で設定した大学教員の10%以上の教員に年俸制を適用するという目標を上回っている。</p>	<p>新規採用教員に新たな年俸制を適用するとともに、在職教員から希望を募り、新たな年俸制への移行を促す。</p>
<p>【62】 ④ 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。</p>	<p>【62-1】 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 欠員となった教員定数について、「大学教員の定数配分に係る基本指針」及び「国立大学法人群馬大学人事の方針」に基づき、テニュアトラック等により、若手教員を採用するための枠として再配分を行い、平成28～30事業年度の間、卓越研究員制度等により7名の若手教員を採用した。卓越研究員制度により採用した若手教員には、スタートアップ支援経費の配分や研究スペースの確保、メンター制・アドバイザー制などの研究支援を行っている。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況) 【62-1】 若手教員を採用する枠として教員定数の再配分を行ったが、適任者の応募がなく、テニュアトラック制度を活用した採用実績は挙げられなかった。来年度も引き続き募集をしていく。なお、テニュアトラック制度にかかわらず、通常の人事案件においても「国立大学法人群馬大学人事の方針」に基づき、若手教員の雇用を推進しており、平成31年度は48名の若手教員を採用した。</p>	<p>卓越研究員制度等を活用し、優秀な若手教員の確保を図る。</p>
<p>【63】 ⑤ 男女共同参画社会の実現を目指し、教育研究活動を活性化させるため女性教員等を積極的に採用し、第3期中期目標</p>		<p>III</p>	<p>(平成28～30事業年度の実施状況概略) 中長期的な採用計画を確実に実施し、全教員に占める女性比率20%以上、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保している。</p>	<p>引き続き女性教員の活用のため、研究活動支援者の配置、スタートアップ経費の措置、女性研究者への共同研究推進</p>

<p>期間末までに20%を確保する。また、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。</p>	<p>【63-1】 女性教員の現員及び採用状況を定期的に把握し、女性教員の中長期的な採用計画を立案・実施する。また、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況) 【63-1】 女性教員の現員及び採用状況を定期的に把握しており、女性教員比率は令和2年3月末日現在で21.7%となっている。また、役員に占める女性比率は12.5%、管理職に占める女性比率は18.9%となっている。</p>	<p>のための助成金等の方策を実施する。 女性教員の採用状況を把握し、目標達成に向けたポジティブアクション策を実施する。 女性教職員の上位職採用・登用を積極的に行う。また、多様な視点を大学運営・教育研究活動に取り入れるための意見交換会を実施する。</p>
---	--	----------	---	---

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標
 教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かし、学部等が有する強み、特色、社会的役割に応じた教育研究組織の見直しや人的資源の重点支援を行う。

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【64】 ① 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）では現職教員の資質能力向上のため、群馬県教育委員会等と連携して現職研修のための体制整備を行う。また、学部志願者数や教員採用数の動向を見極めつつ群馬県教育委員会との協議を行い、学部入学定員の見直しを踏まえた組織体制を整備する。</p>		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 大学院教育学研究科を通して現職教員の研修を支援するための措置として以下のとおり実施した。 ・研究科長期研修院において、学び続ける現職教員のために、毎年度約 30 名の個別研修を実施した。また、3 年間で約 20 回の勉強会、講習会、国際シンポジウムなどを開催した。 ・群馬県総合教育センター、前橋市教育委員会総合教育プラザ教育研修センター等との連携による県内公立学校現職教員の長期研修の支援として、修士課程の授業聴講を受け入れた（28 年度 22 名、29 年度 27 名、30 年度 26 名）。 ・群馬県総合教育センター、前橋市教育委員会との連携により、教育委員会又は学校での教員研修に大学教員を講師として派遣した（28 年度 9 件、29 年度 17 件、30 年度 26 件）。 ・教職大学院に在学する現職教員の勤務校等において、学校運営、アクティブラーニング等をテーマとする教員研修を支援した（28 年度 9 件、29 年度 13 件、30 年度 19 件）。 また、学部入学定員の見直し及び宇都宮大学との連携にかかる措置として以下のとおり実施した。 ・学部志願者数の動向についての検討及び教員採用数の動向についての検討を進め、令和 2 年度に 30 名を減らすこと及び入学定員の専攻ごとの内訳を決定した。 ・宇都宮大学との共同教育学部の令和 2 年度設置に向けて、両大学の連携協議会、同 WG 等で検討を進め、教職課程認定の申請をするとともに、次年度ははじめに設置申請するための準備を行った。	現職教員の修士レベルの研修体制の整備に向けて、研究科長期研修院の充実を図るとともに、県総合教育センター等と連携して現職教員の長期研修の支援を進める。 また、教職大学院では専任教員が校内研修の講師を務める等の学校現場での研修支援を行う。 組織の見直しに関しては、宇都宮大学との共同教育学部の学年進行に合わせて組織の整備を図る。特に、各講座における教員の採用に際しては、両大学で相互に補い合う分野の教員をバランスよく配置できるよう両大学間で協議する。

	<p>【64-1】 現職教員の修士レベルの研修体制の整備に向けて、研究科長期研修院の充実を図るとともに、県総合教育センター等と連携して現職教員の長期研修の支援を進める。また、教職大学院では専任教員が校内研修の講師を務める等の学校現場での研修支援を行う。組織の見直しに関しては、学部志願者数や教員採用数の動向を踏まえ、学部入学定員の削減及び宇都宮大学との連携による共同教育学部の設置に向けた準備を進める。研究科では、教科領域の学修ニーズに応え、より高度な実践的指導力を備えた教員の養成を進めるため、改組（教職大学院の拡充及び修士課程の廃止）の準備を進める。</p>	<p>III (平成 31 事業年度の実施状況) 【64-1】 大学院教育学研究科を通して現職教員の研修を支援するための措置として以下のとおり実施した。 ・研究科長期研修院において、11 分野（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・体育・技術・家政・障害児・臨床総合センター）にわたって、個別研修や勉強会等を行った。（13 回開催、延べ 117 名参加） ・群馬県総合教育センター、前橋市教育委員会総合教育プラザ教育研修センター等と連携による県内公立学校現職教員の長期研修の支援として、修士課程の授業聴講を受け入れた（21 名）。 ・群馬県総合教育センター、前橋市教育委員会、伊勢崎市教育委員会との連携により、教育委員会又は学校での教員研修に大学教員を講師として派遣した（32 件）。 ・教職大学院に在学する現職教員の勤務校等において、学習方略、道德教育等をテーマとする教員研修を支援した（9 件）。 また、宇都宮大学との共同教育学部の令和 2 年度設置を申請し、認可された。設置と同時に入学定員を 30 名減の 190 名とすることも確定した。共同教育学部のカリキュラムの検討を進めるとともに、遠隔授業の設備の導入と設備を活かした授業づくりの検討を行った。 さらに、令和 2 年度からの教職大学院拡充と修士課程の廃止を内容とする改組について設置申請を行い、認可された。拡充後の教職大学院のカリキュラム及び運営体制の検討を進めた。</p>	
<p>【65】 ② 社会情報学部においては、社会の要請や時代の動向に対応した、人材の養成を図りつつ、組織の不断の見直し行う。</p>	<p>【65-1】 急激に変化する情報化社会に対応するため、社会情報学部及び理工学部を中心に、学術研究院の特性を活かした組織再編に向けた検討を進める。</p>	<p>III (平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 平成 28 年度の改組により新カリキュラムを導入した学部教育と、それらに対応した大学院教育の改革等について、外部有識者による評価・検証を行うため、平成 28 年度にアドバイザーボードを発足させた。年 1 回開催し、授業方法や教育体制等についての意見をもらった。「コミュニケーション能力」、「社会人の学び直し」、「広報」などについて話題に上り、教授会において情報共有を図るとともに、見直しを行った。 学術研究院の特性を活かした組織再編に向けて、国際センターの協力を得て、新たにグローバル地域創生のプログラムを設置する等の検討を進めた。</p> <p>III (平成 31 事業年度の実施状況) 【65-1】 社会情報学部及び理工学部電子情報理工学科情報科学コースの教育研究機能を統合し、データサイエンス分野の教育を強化した文理融合の組織再編として、令和 3 年 4 月の情報学部（仮称）の設置に向けた検討を進めた。 学術研究院の特性を活かし、数理データ科学教育</p>	<p>社会情報学部では、高度情報社会の課題を発見し、その課題を科学的な思考と実践的な情報処理やデータの収集・分析によって解決し、さらに情報を活用して未来を創造する人材を養成することを目的に、平成 28 年度に改組を行った。このときのカリキュラムが、平成 31 年度に完成年度を迎えたため、4 年間の人材養成の成果と組織の適合性を評価した上で、令和 3 年 4 月設置予定の情報学部（仮称）の教育課程の実施に繋げていく。 大学院は、全学的な組織改編計画のもとで、教育プログラム・組織を拡充すべく検討する。</p>

			<p>研究センターの教員が兼任教員として授業科目を担当することや、教員ポストの新規配分によって、データサイエンス教育の担当教員を増員する体制を検討するとともに、教員選考を実施した。</p>	
<p>【66】 ③ その他の学部等においては、教養教育の質的転換、グローバル化、社会人の学び直し、産業界との連携などを推進する観点から機能強化を踏まえた組織の見直しに取り組む。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 大学の重点課題に機動的に対応し、全学的な将来構想の検討を進めるため、企画戦略室を設置した。学長が命ずる重点戦略課題等に係る情報の収集・分析及び企画・立案を業務とし、その下に将来構想プロジェクトチームを設置して、教育学部及び理工学部の改組、数理データ科学及び食健康科学のセンター設置について検討を行った。平成 29 年 12 月には数理データ科学教育研究センター及び食健康科学教育研究センターを設置した。 数理データ科学教育研究センターは、全学部生が初年次教育（教養教育）において、データサイエンスの基礎を学ぶことができるよう、これまで全学必修科目として開講されていた「情報」の見直しを検討した。今後、専門分野（学部）の枠を超えて共通に求められる知識や思考方法を教養教育において学修し専門教育へ接続するための改善を進める端緒となった。 食健康科学教育研究センターは、地域企業・地方自治体との連携により、群馬県の主力産業である食品分野の振興に資することを目的としており、平成 30 年度には農林水産省及び市場調査を行う企業と連携した公開講座により、食品・農林水産分野で働く社会人を対象として、「食品・農林水産分野の標準・認証講座」、「食品安全管理に関する標準化講座」、「ビッグデータを用いたマーケティング戦略」の 3 講座を開講し 13 名が受講した。また、食健康分野に関する共同研究を 19 件実施するとともに、地方公共団体及び地域の食品産業界のニーズに基づき本学が設定した戦略的研究領域を対象とした学内プロジェクトを 6 件実施した。これら取り組みによって、社会人の学び直しの推進や産業界との連携強化を図った。 また、同じく企画戦略室の下に設置した経営戦略チームにおいて、国際化の拠点として戦略的に国際化を推進する組織を検討し、留学生支援を主な業務としていた国際教育・研究センターを平成 29 年 5 月に国際センターに発展改組し、国際戦略の企画・立案、事業実施を機動的に行う体制とした。また、学務部国際交流課と研究推進部研究推進課研究国際交流係で分かれて対応していた業務を一元化するため国際課を設置した。 医学部附属病院では、改革の柱として組織を見直し、国際標準の医療安全教育・研究を WHO 等との連携活動を通じて実施すべく「医療の質・安全管理学講座」を、トランスレーショナル・リサーチセンタ</p>	<p>理工学部においては、従来の 5 学科を 2 つの「類」（物質・環境類、電子・機械類）に統合し、幅広い知識を学修できる分野横断的な教育体制の構築を検討する。また、従来の理工学の学術分野を背景とするプログラムに加えて、理工学の知識を基にした食品工学のプログラムを導入することなどを検討し、令和 3 年 4 月の改組を目指す。 国際センターについては、さらに機能強化を進めるべく、若手教員の海外派遣支援及び研究（英語）論文の作成支援体制の整備を検討し、国際的研究力の強化のための準備を行う。</p>

			<p>一を改組し高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等に係る仕様の適否を決定する部門として「先端医療開発センター」を、地域医療の人材育成や支援をするため「地域医療研究・教育センター」を平成29年度に設置した。</p> <p>理工学部及び理工学府では、太田市からの補助及び学長裁量経費等を原資として、太田キャンパスの設備の更新や教員の入れ替えを行い、機能強化を図るとともに、太田キャンパス運営委員会を設置し、運営状況において情報共有を行う体制を整備した。また、太田市との共同出資による産官学民連携共同研究を可能とするシーズ研究を立ち上げた。</p>	
	<p>【66-1】 理工学部においては、第4次産業革命に対応するため、機能強化を踏まえた組織の見直しを検討する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成31事業年度の実施状況) 【66-1】 理工学部及び理工学府では、令和3年度に予定する理工学部改組後の組織運営体制、教育研究体制を遺漏なく迅速に進めるため、改組準備委員会を組織し、3回の会議及び適宜メール審議を行った。審議内容は、改組後の組織体制、類・部門・プログラムの概念形成と共有、教員評価、人事、入試などである。これらの検討結果を基に、現有組織と連携し、改組関係の作業を進めつつ、次年度の設置申請に向けて準備を行った。</p> <p>平成30年度までの太田キャンパスにおける機能強化に向けた見直しを踏まえ、以下の取り組みを行った。</p> <p>太田市との共同出資による産官学民連携共同研究を継続して実施するとともに、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構を通して、太田市をはじめとした地域との連携強化を行った。太田キャンパスでの産学官連携研究の成果発表会やリカレント教育(13講座、参加者200名)を実施した。</p> <p>また、共同研究数の増加、組織対組織の共同研究の実施のために、研究・産学連携機構と理工学府との連携を強めた。企業と群馬大学との連携協定を見直し、4件の連携協定を締結した。</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	業務の見直し、合理化を推進し、効率的な事務執行を行う。
------	-----------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【67】 事務改善・合理化協議会や内部監査等を活用し、業務内容の見直し・改善を進めるとともに、若手職員からの効率化・改善に向けた提案を反映させる仕組みの構築、体系的なスタッフ・ディベロップメント（SD(※5)）等を実施する。</p> <p>(※5) SD: Staff Development の略。事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 平成 28 年度及び平成 29 年度は、事務改善・合理化協議会において、事務改革の参画意識の醸成及び事務業務等に関する改善を図ることを目的として、全職員を対象として「ググっとアイデア賞」により提案の公募及び優れた提案の表彰を実施した。平成 28 年度は 80 件（うち 6 件を表彰）、平成 29 年度は 66 件（うち 5 件を表彰）の提案があり、表彰された提案について、事務業務の改善取組として実施した。各取り組みは、職員の資質能力向上、働きやすい職場作り、業務効率化など事務業務等の質の向上に資するものであり、若手職員を含め、事務改善の意識啓発には一翼を担ったが、一部の取り組みでは、実行においてコスト面での課題により実施できていないなど、提案募集から実質的な改善・効率化に向けた実行までの課題が残った。 平成 30 年度は、表彰制度ではない形で事務業務の改善・見直しのための取り組みについて、事務局をまとめ役として各組織から提案を募集した。185 件の提案があり、この中から優先度や業務分類の整理、実現性の検討を行い、「業務改善事項」と「組織整備事項」に区分した上で、優先度の高い「業務改善事項」の 17 件（提案件数では 46 件）及び「組織整備事項」の 11 件（提案件数では 15 件）について、関係部署での実施または実施に向けた検討を始めた。その 1 つである授業料免除書類の削減では、書類の確認及び学生への照会・再提出依頼等の業務負担が大幅に軽減され、業務の効率化に繋がった。併せて、学生にとっても手続きが簡素化され、学生サービスの向上にも繋がった。また、その後の進捗状況を確認・把握するとともに、全提案内容を各事</p>	<p>荒牧地区事務一元化については、引き続き検討 WG を中心に具体案を作成し、事務改善・合理化協議会において検討の上令和 3 年 4 月の新体制発足を目指す。学長室（仮称）の設置については、企画戦略室経営戦略 PT において、学長のガバナンス強化が図れる形での設置を目指し、引き続き検討する。 また、若手職員からの事務業務の効率化・改善に向けた提案を反映させる仕組みの構築については、若手職員研修において提案を募集するとともに、学内サイトに応募フォームを開設し、恒常的に提案できる仕組みを構築する。提案された事案については、事務改善・合理化協議会において実施可否を検討し、効率的な事務執行に繋がる取り組みについて実行に移す。 定例の会計監査に加え、教務や人事労務管理など大学業務全般を幅広く監査対象とする。監査実施に当たっては、法令遵守はもちろん、それぞれの業務の有効性や効率性について検証し、改善要望や提</p>

		<p>務組織にフィードバックし、更なる見直し・改善のための実施を促した。</p> <p>これまで事務局が行ってきた内部監査について、より客観的な視点で監査が行われるよう、平成30年4月よりそれまで監事監査の補助を主な業務としていた監査室のあり方を見直し、基本的にすべての内部監査について、監査室が主体となっていくことができる体制を整備した。</p> <p>これにより、事務局が行ってきた内部監査を業務指導として大学の内部統制を構成する要素に見直し、監査室は、内部統制が有効に機能しているかも含めて、通常の業務から独立した立場で内部監査を行うこととした。</p> <p>平成30年度においては、業務方法書に基づく内部統制の運用状況について監査し、概ね適正に業務遂行がなされていることを確認したが、業務の有効性や効率性に係る監査は次年度以降も継続し、学長や各部署に対し、改善要望や提案を行う。</p> <p>毎年度、職員の資質能力を向上させることを目的とした研修の計画を策定し、階層別・目的別研修を計画的に実施した。</p> <p>平成28年度からは、女性職員のキャリア形成を促し、管理職等への意識啓発を図ること等を目的とする「女性職員活性化研修」を実施し、平成30年度からは、ダイバーシティ・性の多様性に対応できる就学・就業環境の整備にむけたガイドラインの策定に伴い、その意識啓発と周知を図ることを目的とする「LGBTs 講座」を実施する等、本学の経営の方針等に応じて、毎年度計画の見直しを行っている。</p>	<p>案を行う。最終的には、数年の監査結果の蓄積から、事務組織間の業務量の平準化や、適正な人員配置が図られるよう改善提案を行うことを目指す。</p> <p>前年度の研修の実施状況及びアンケート調査等の結果を踏まえて、階層別研修及びスキルアップ研修等の内容を充実・改善し、計画的に実施する。特に、eラーニングにより実施可能な知識の教授を主目的とする座学・講義型の研修については、受講希望者が随時受講できるよう、eラーニングコンテンツの充実を進める。</p>
	<p>【67-1】 事務改善・合理化協議会を開催し、業務の見直し・改善を進めるとともに改善等の進捗管理を行う。また、職員の資質能力向上を目的に職階別・業務別の研修を計画的に実施する。</p>	<p>III (平成31事業年度の実施状況) 【67-1】 平成30年度に提案を募集した「事務業務の改善・見直し」の185件の提案の進捗状況を再度確認し、実施完了8件、継続（実施可否の検討を継続）13件、中止（担当部署における検討において実施しないことを判断）5件の26件を除いた未実施事項について、各担当部署に対して実施または実施に向けた検討を促した。その結果、財務部を中心として旅行命令手続きの見直しが行われ、複雑化していた旅費に関する業務の大幅な削減を図るための旅費規則改正案がまとまり、翌年度施行とした。</p> <p>また、事務業務の改善・見直しの「組織整備事項」のうち、優先実行課題とされた事務組織の見直しの検討を行うため、12月に開催した事務改善・合理化協議会で、①事務の効率化を図るための荒牧地区事務一元化、②学長直轄のブレイン機能を強化するための学長室（仮称）の設置の検討を行った。荒牧地区事務一元化については、協議会の下に検討WGを立ち上げ、情報学部（仮称）新設予定である令和3年4月の新体制発足を目標として、荒牧地区内事務組織の業務の洗い出しを行い、結果を資料として</p>	

			<p>まとめ状況把握を行った。学長室（仮称）の設置については、既存の学長直轄のブレイン機能を有する企画戦略室に対して検討を依頼し、企画戦略室経営戦略PTでの検討を開始した。</p> <p>群馬大学職員人事評価における「役職段階に応じた職務遂行に必要な水準」を基準として、各階層で求められる基礎的な知識及び技能全般を習得することを目的とする階層別研修（新規採用職員研修、係長級職員研修等）や、大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けることを目的とするスキルアップ研修（タイムマネジメント研修、英語研修、広報セミナー等）を計18件実施し、延べ918名の職員が受講した。</p> <p>また、全職員が身に付けておくべき基礎的な知識及び技能を習得することを目的とする基礎研修（個人情報管理研修、情報セキュリティ講習会、LGBTs講演会等）についても、研修計画に基づいて前年度に引き続き実施した。</p> <p>なお、7月には係長級以上の全事務職員を対象とした研修に関する要望等についてのアンケート調査を実施し、各研修の事後においても受講者を対象とした理解度や業務への貢献度に関するアンケート調査等実施しており、それぞれの結果は次年度の研修計画に反映している。</p>	
	<p>【67-2】 監査室の機能を強化し、内部監査を充実させ、大学事務遂行を効率化させる。</p>	<p>III</p>	<p>【67-2】 令和元年6月から翌年2月までの間で業務監査3件、会計監査3件及び前年度監査結果のフォローアップ監査を実地調査により実施した。</p> <p>業務監査では、①業務運営における効率性（業務管理）の確保の状況に関する事項及び②学内の各種委員会等の活動に関する事項を監査した。</p> <p>この業務監査において、各課等における業務分担状況が規程どおりでない事例や、委員会等にかかる人的及び時間的コスト増が見受けられたので、事務組織規程及び事務分掌規程の改正検討や、会議にかかるコスト削減の検討等、大学の事務遂行の効率化に向けた改善提案を行った。</p> <p>会計監査では、毒劇物の管理方法や遊休化の兆候が見られる不動産について指摘等を行い、本学の財務会計の健全化が図られるよう改善提案を行った。</p> <p>業務監査のうち、業務管理の状況に関する監査については、まだ確認が必要な事項等が残っているので、令和2年度以降も継続して実施する予定である。</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等**1. 特記事項****■ 企画戦略室の設置・活動 【59、64、65、66】****【平成 28～30 事業年度】**

大学の重点課題に機動的に対応し、全学的な将来構想の検討を進めるため、平成 28 年 9 月に学長の下に企画戦略室を設置した。企画戦略室は、学長が命ずる重点戦略課題等に係る情報の収集・分析及び企画・立案に関することを業務とし、経営戦略に関する業務を行う常駐の経営戦略チームと組織改編等の特定の課題ごとに置くことができるプロジェクトチームで構成している。

経営戦略チームにおいては、学長のリーダーシップの強化を目的とした裁量経費の増額、また、大学における国際化の拠点として大学全体の国際化を戦略的に推進することを目的に「国際センター」の設置を決定したほか、「広報戦略」についての検討を行い、広報本部を設置した。

プロジェクトチームにおいて検討を重ねた結果を受け、「学術研究院」の仕組みを活用して学部等の垣根を超えた全学体制で教育、研究、社会貢献を推進して大学全体の機能強化を図ることを目的とした、「数理データ科学教育研究センター」と「食健康科学教育研究センター」の設置を学長に提言し、学内共同教育研究施設として平成 29 年 12 月に設置した。

平成 30 年度には、荒牧地区施設整備プロジェクトチームにおいて、荒牧地区における新組織に関する施設整備につき、①共同教育課程設置に向けた教育学部に関する施設整備、②情報系新学部に関する施設整備、③食健康科学教育研究センター・数理データ科学教育研究センターの機能強化のための施設整備等、組織再編の枠を越えた議論について検討を行い、学長に提言した。

また、新学部の設置や学部の改組による機能強化の取り組みとして、主に教育研究活動の充実を図る点から以下の取り組みを行った。

① 教育学部・教育学研究科においては、全国的な教員養成機能の強化が進められる中、本学と宇都宮大学は平成 29 年 12 月に「教育学部の連携・協力に関する協議会」を設置し、相互の教育資源を活かし検討を行ってきた。その結果、令和 2 年 4 月に向け、共同教育学部の設置申請を行うこととなった。

併せて、学部志願者数の動向についての検討及び教員採用数の動向についての検討を進め、令和 2 年度に入学定員 30 名を削減することとした。

さらに、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」でも報告のあった、教職大学院の拡充については学内外での議論を行い、令和 2 年 4 月に向け、設置申請を行うこととなった。

② 情報系新学部の設置においては、情報を基軸に Society5.0 を支える人材を育成すべく議論を行い、教育内容や入学者選抜の実施方法などの議論に時間を要すると判断し、令和 3 年 4 月設置を目途とし引き続き議論及び検討を行うこととした。

③ 理工学部の改組については、第 4 次産業革命の推進並びに持続可能社会の構築等を総合的に俯瞰出来る人材育成を目指し検討を重ねてきたが、さらなる議論に時間を要すると判断し、令和 3 年 4 月に改組することとした。

【平成 31 事業年度】

組織改編等を目的とした特定課題毎のプロジェクトチームでの検討事項については、実行に向けて、プロジェクトチームから各取り組みを進める組織及び委員会等での検討へ移行した。また、平成 30 年度までに進めてきた組織改編等の進捗を踏まえて将来構想を取りまとめ、学長へ提案することで、定員規模の検討に繋げた。

経営戦略に関する業務を行う常駐の経営戦略チームにおいては、戦略的な経営を実現するために、収入の拡大に向けたリカレント教育体制の整備や基金獲得方策の検討、大学ブランド力向上に向けた SDGs 取組の公表や大学ランキングに対応する広報活動の実施などを進めてきた。

また、令和元年 10 月から半年間、大阪府立大学とのクロスアポイントメント契約により、管理会計、経営学を専門とする教員（准教授）を企画戦略室経営戦略担当の学長特別補佐として採用することで、経営の効率化、効果的な計画・予算の策定に向けた検討を進めた。また、当該教員を講師とした大学経営戦略セミナーを開催し、戦略的な大学経営体制の強化のために、役員、管理職、担当職員の職階別に計 5 回の SD 研修を行った。

■ 大学運営を円滑にするための副学長等の配置 【60】**【平成 28～30 事業年度】**

大学経営の重点課題毎に副学長や学長特別補佐を配置し、副学長には、男女共同参画、大学の国際化、戦略的な企画立案、WHO 連携・医療安全、国際的な研究基盤の構築、重粒子線医学の推進に係る業務を、学長特別補佐には、病院改革、高大接続システム改革、将来構想（教育学部・教育学研究科・理工学部の機能強化、数理データ科学・食健康科学の新たな分野の創生）、戦略的な大学経営の推進に係る業務を担わせた。

企画戦略室においては、副学長を室長とし、機動性のある組織を整備した。学長への定期的な状況報告により情報を共有し、学長の構想の実現化に寄与した。

企画戦略室内の経営戦略チームにおいては、経営戦略担当の学長特別補佐をおき、「国際センター」及び「広報本部」の設置等大学の主要事項となる業務を行った。

また、学長特別補佐が将来構想プロジェクトチーム（教育学部・理工学部・数理情報教育研究センター（仮称）・食品化学系教育研究センター（仮称））の各リーダーとなり、大学の機能強化に向けた取り組みを行い、特に 2 つのセンターについては、学長特別補佐を中心にセンターの実質化を図るべく機能や業務の企画立案を精力的に行った結果、平成 29 年 12 月に全学機能を有する数理データ科学教育研究センター及び食健康科学教育研究センターを設置した。

さらに、副学長・学長特別補佐を中心として、附属病院における医療の質の向上、未来先端研究機構における先端研究拠点の整備の各取り組みを進めた。

【平成 31 事業年度】

平成 31 年度は、副学長を 8 名、学長特別補佐を 10 名配置することで大学経営の重点分野の継続性ある対応を進めた。また、学長特別補佐については年度の途中で経営戦略担当を 1 名から 3 名へと増員することで、経営課題の解決に向けた検討体制の充実を図った。このうち 1 名は、クロスアポイントメント契約により学外の人材を登用することで、客観的な視点と専門的見地から経営力の強化に向けた知見を

得た。

■内部監査体制の充実 【67】

【平成 28～30 事業年度】

平成 30 年 4 月に、本学が進める業務を公正かつ独立の立場から監査室が主体となって内部監査を実施する体制の整備を図った。

これにより、事務局が行ってきた内部監査を業務指導として大学の内部統制を構成する要素に見直し、監査室は、内部統制が有効に機能しているかも含めて、通常の業務から独立した立場で内部監査を行うこととした。

平成 30 年 6 月から平成 31 年 2 月の間、内部監査計画に定めた事項を実地調査により実施し、本学の業務遂行の実態を認識するとともに、事務の適正化・効率化へ向けた改善要望を行った。

【平成 31 事業年度】

令和元年 6 月から翌年 2 月までの間で業務監査 3 件、会計監査 3 件及び前年度監査結果のフォローアップ監査を実地調査により実施した。

業務監査では、①業務運営における効率性（業務管理）の確保の状況に関する事項及び②学内の各種委員会等の活動に関する事項を監査し、事務組織規程及び事務分掌規程の改正検討や、会議にかかるコスト削減の検討等、大学の事務遂行の効率化に向けた改善提案を行った。

■医療安全管理体制（ガバナンス等） 【86】

【平成 28～30 事業年度】

医療事故を覚知した平成 26 年 6 月以降、病院としては、これまでに様々な改善・改革に取り組んできた。

平成 28 年 7 月には、第三者による医療事故調査委員会から報告書が提出・公表され、8 月には、病院改革委員会からも最終提言がなされた。これら報告書等には、病院だけでなく医学系研究科も含めた改革が必要との新たな提言等が盛り込まれている。そのため、医学系研究科と病院が一体となって改革を推進する司令塔としての「大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会（以下、改革推進委員会）」を設置した。改革推進委員会では、医療事故調査委員会報告書等の各種提言等について医療現場に浸透させ、全部門が一体となって改革を実行するため、平成 28 年 10 月に「提言への対応を進めるための WG」を設置し、着実に改革につなげるための活動を行った。

平成 29 年度には、厚生労働省のガバナンス検討会の取りまとめ報告の「病院としての適切な意思決定を行うための体制」を確保するため、病院の骨格となる規程の見直しを行い、平成 30 年度からは病院運営会議を病院運営に関する意思決定機関とした。本会議では、診療支援部門や医療の質・安全管理部からも構成員を指名し、これにより、より迅速な意思決定を行う体制を整備した。

平成 30 年度には、医療の質・安全の向上のため、医療事故の遺族を委員に含む「患者参加型医療推進委員会」を設立し、4 回の委員会を開催した。

委員会では、インフォームド・コンセントやカルテ共有、説明同意文書、カンファレンス、委員会の運営方法などについて議論を交わした。委員会での意見をもとに、インフォームド・コンセントの録音を電子カルテへ接続するシステムを構築し、病棟に電子カルテを閲覧できる環境を整備して共有化を開始し、委員会の議事録を本学ホームページで公開した。

【平成 31 事業年度】

令和元年 9 月に第 9 回改革推進委員会を実施し、患者参加型医療推進委員会の審議結果報告及び群馬大学医学部附属病院への提言を確認した。また、提言等への対応に向けスケジュール確認及び提言に対する必要な施策等を検討するとともに進捗状況の確認を行った。

「病院の理念」及び「基本方針」を基に、病院運営会議において、令和元年度病院運営方針として具体的方策を定めた。また、具体的方策の達成状況を自己評価し、次年度の運営方針策定に反映させることとした。

2. 共通の観点に係る取組状況（ガバナンス改革）

上記（1. 特記事項）のほか、共通の観点に係る取り組みとして以下の取り組みを行っている。

戦略的・効果的な法人運営・資源配分、業務運営のため、毎年度策定する「群馬大学予算編成について」等の方針に基づき、経営協議会での審議を経て、学長等の裁量の予算を配分した。「群馬大学予算編成について」では主要施策（平成 31 年度は大学機能強化、大学院教育、研究プロジェクト、産学官金連携、国際化、大学運営改革、医学部及び医学部附属病院の改革の 7 項目）を定め、学長のリーダーシップにより実施するための経費を学長裁量経費に計上している。例えば、教育環境の国際化を図るため年間の派遣・受入留学生の増加を目指す取り組みにおいて、役員ヒアリングにて前年度の実施状況が評価されたため、翌年度の予算配分でさらに取り組みを加速させるべく、学長裁量経費により増額を行った。

監事からの指摘により、附属小学校校内教頭の設置や大学運営情報の公開等につき改善を実施した。

具体的には、附属小学校及び中学校における教頭職について、副校長の存在を理由に設置していなかったが、学校の規模、若手の職員構成に加え、保護者や外部への対応者の必要性を考慮し、教頭職の設置を検討すべきであるとの監事の意見を受け、平成 30 年度より小中学校に「校内教頭」を設置した。

また、大学運営の情報を積極的に公開すべきであるという監事の意見を受け、「財務レポート」を作成し、大学ホームページに掲載、公開した。今後も年度ごとに作成し、財務諸表等と一緒に公開していく。さらに、学内ネットからのみアクセス可能であった「群馬大学規則集」について、大学のホームページ上で公開した。

内部監査での大きな指摘事項は無かった。指摘事項・改善要望事項については、翌年度以降の内部監査でフォローアップを行い、改善状況を確認している。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	① 外部研究資金とその他の自己収入を増加させる。 ② 附属病院の健全な経営と安定した収入を確保する。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【68】</p> <p>①-1) 科学研究費助成事業 (科研費) 等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対し説明会を実施するなど積極的な情報提供と支援を行い、安定した外部研究資金を確保する。</p>		III		<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>科研費等各種外部研究資金の獲得拡大のため、URA は、研究者のニーズを踏まえたファンド情報の提供、科研費をはじめとした競争的資金申請においての研究計画調書の査読、ブラッシュアップなどの支援を実施した。また各種イベントでの出展支援などによる外部関係機関への情報発信の支援及びニーズ・シーズマッチングへの支援などを実施し、多岐にわたる研究支援の取り組みを行った。</p> <p>学内の戦略的な研究助成制度 (重点支援プロジェクト、科研費不採択者への研究継続支援など) と組み合わせた支援の結果、科研費、AMED、NEDO 等の大型の研究費の獲得につながった。科研費不採択者への研究継続支援としては、「若手研究助成」にて 83 件助成し採択 49 件で採択率 59%、「女性研究者研究助成」にて 20 件助成し採択 10 件で採択率 50%となり、全学新規採択率 (約 25%) を大きく上回っている。また、AMED の国家課題対応型研究開発推進事業等 (総額 222,101 千円)、NEDO のエネルギー・環境新技術先端研究プログラム (総額 50,000 千円) 等の外部資金を獲得した。</p> <p>学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実を図ることを目的とし、平成 28 年 10 月に群馬大学基金を創設した。</p> <p>基金は、①学生の修学支援に資する取組事業、②大学運営全般にかかる事業、③重粒子線治療の普及・発展に資する事業の 3 つの事業を行うこととしている。</p> <p>寄附金獲得拡充のため、平成 29 年度及び平成 30 年度については、東和銀行と出向契約を締結し、専任の基金コーディネータを 1 名配置した。また、平成 30 年度からは、常勤職員 1 名を専任の基金マネ</p>	<p>研究支援職員 (旧 URA) による、教員への研究関連情報の積極的な発信を促進する。また、戦略的な外部資金獲得支援として、民間財団等による外部資金公募情報の提供を行うとともに、あらゆる競争的な研究助成に対する申請書類の査読体制を充実させる。加えて、学内研究助成に対し当該分野の将来性などの評価・分析情報を収集し、本学の強み・特色を強化する上で着目すべき分野の情報等を研究・産学連携推進機構へ提供することについても協力する。</p> <p>群馬大学基金獲得のために、各学部で開催するイベント等や卒業生・在学生の家族に対して新たに作成したパンフレットを配付するとともに、基金マネージャーによる県内外企業等の訪問活動を積極的に行い更なる寄附金の確保に努める。</p> <p>自動販売機の売上の一部を、群馬大学基金に寄附できるよう手続きを行う。</p>

		<p>一ジャーとして配置している。基金マネージャー及び基金コーディネータは、企業、卒業生が在籍する県内病院、個人開業医等への訪問活動を実施している。平成 29 年度は約 300 社、平成 30 年度は約 370 社の企業等を訪問した。</p> <p>寄附金獲得のための活動としては、基金ホームページの開設、パンフレットを作成し保護者や同窓会、イベント等で配布、県内企業、開業医等を訪問し各方面との連携づくり、公式 SNS や群馬大学広報誌「GU'DAY」による情報発信等を行った。</p> <p>また、銘板の設置、寄附申込み多様化のため、クレジットカード払い及びコンビニ払いによる受付を開始、新たに遺言信託等による大学基金への寄附について、本学主要取引銀行と協定を締結するなど行った。</p> <p>基金における寄附金獲得状況としては、平成 28 年度 28,938 千円、平成 29 年度 53,053 千円、平成 30 年度 23,494 千円となっている。</p> <p>平成 29 年度は、群馬大学基金開始当初とあって、多くの寄附金を獲得することができた。そのため、平成 30 年度は、平成 29 年度と比較すると、寄附金獲得額が減少している。</p> <p>基金において獲得した寄附金については、学生の修学支援に資する事業では、学生の海外留学派遣の費用補助や経済的困窮学生に対する奨学金給付として、大学運営全般に係る事業では、附属幼稚園の教育環境整備費として、重粒子線治療の普及・発展に資する事業では、電子線 CT の開発、重粒子線照射施設への CT 装置対応治療台導入、重粒子線マイクロサージェリーの臨床応用に対する研究開発、医療用半導体コンプトンカメラの開発費として、支出した。</p> <p>支出額は、平成 28 年度 197,933 千円（群馬大学基金の前身である重粒子線治療基金からの支出含む）、平成 29 年度 19,481 千円、平成 30 年度 25,571 千円となっている。</p>	
	<p>【68-1】 科研費等各種外部研究資金の獲得拡大のため、研究者のニーズを踏まえた情報提供及び URA 等を活用した研究計画調書の査読等を継続的に行う。また、群馬大学基金獲得のために、卒業生や在学生の家族に対して新たに作成したパンフレットを配付するとともに、基金コーディネータによる県内外企業等の訪問活動を積極的に行い更なる寄附金の確保に努める。</p>	<p>III （平成 31 事業年度の実施状況） 【68-1】 科研費をはじめとした政府系の補助金等外部資金獲得のために、研究者向け一斉メールや研究・産学連携推進機構ホームページからの研究支援情報だけでなく、省庁等（JSPS・JST・AMED 等）や民間企業の担当者による説明会を通じて、研究者が必要とする情報提供を行った。</p> <p>従来からの研究支援の取り組みを継続するとともに、令和 2 年度科研費申請に際しては、名誉教授やベテラン教員による申請書類の査読だけでなく、研究支援職員（旧 URA、4 名）によるコメントサービスの実施により、以前に比べ査読依頼も大きく増加（平成 30 年度 37 件、平成 31 年度 92 件）</p>	

			<p>し、申請書のブラッシュアップを行った。査読やコメントサービスを受けた研究者の科研費新規採択率は約40%であり、全学の新規採択率約27%を大きく上回っている。</p> <p>また、重点支援プロジェクトにおいて支援を受けた研究について、未来先端研究機構の下にウイルスベクター開発研究センターとして設置するうえで、研究状況の調査、当該分野の将来性の分析など基礎的データの収集が研究支援職員(旧URA)のサポートにより行われた。</p> <p>群馬大学基金獲得のために、各学部同窓会及び後援会、企業懇談会、重粒子線施設見学会等において、パンフレットを配布した。</p> <p>また、基金マネージャーが116社の企業等を訪問し、基金の説明、パンフレットの配布を行った。</p> <p>その他、事業報告の群馬大学基金ホームページへの掲載、公式のSNSや群馬大学広報誌「GU'DAY」での情報発信、昨年度に寄附をいただいた企業に対する事業報告並びに今後もご支援いただきたい旨のお願いとパンフレットの配布、寄附者の返礼品等の製作などの活動を行った。</p> <p>基金における寄附金獲得状況としては、16,567千円となっている。平成30年度の寄附金額と比較すると減少しているが、平成30年度は、附属幼稚園園庭等環境整備を支援する「あずさプロジェクト」事業の寄附を募っていたため、その寄附金額7,123千円を除くと、平成30年度と同程度となっている。</p> <p>基金において獲得した寄附金については、学生の修学支援に資する事業では、学生の海外留学派遣の費用補助や経済的困窮学生に対する奨学金給付として、大学運営全般に係る事業では、附属幼稚園の教育環境整備やグローバルチャレンジプログラム(自由な発想に基づく留学支援)の費用として、重粒子線治療の普及・発展に資する事業では、重粒子線マイクロサージェリーの臨床応用に対する研究開発や重粒子制御計算機更新の費用として、総額211,507千円を支出した。</p>	
<p>【69】 ①-2) 研究成果に関する技術情報等を広く提供し、地域特性への配慮や教育研究の環境を維持しつつ、共同研究等実施件数を確保する。また、群馬大学TLO(※6)を中心にURA等の人材を活用しつつ知的財産活動の取り組みを推進し、知財に関する収入の前年度実績を確保する。 (※6) TLO: Technology Licensing Organizationの略。</p>		<p>III</p>	<p>(平成28~30事業年度の実施状況概略) 研究・産学連携推進機構の産学連携・知的財産活用センター(平成28年4月1日研究・産学連携推進機構改組により設置。改組前は群馬大学TLO)による特許に基づく研究成果の発信及びURA等との連携による地域の公共機関や企業への大学の研究シーズの公表・連携推進を中心とした取り組みにより、共同研究契約件数及び金額が平成28年度の200件193,780千円から平成30年度には262件400,106千円に大きく増加している。特に、1件当たりの金額が、約1.6倍となっており大型の共同研究が増えている。また、特許権実施等の件数及び</p>	<p>引き続き、JST主催の新技术説明会、イノベーションジャパンのシーズ展示、バイオジャパン等へ出展する教員への経費補助を行う。</p> <p>産学連携・知的財産活用センターによる研究成果の情報発信の強化及び知財担当者と研究支援職員(旧URA)等の連携を通して共同研究の拡大を図る。</p> <p>また、企業等との共同研究を開始する前の検討段階の打合せに</p>

<p>知的財産の創出、取得、管理及び技術移転等に関する業務を行う組織。</p>			<p>収入も平成 28 年度の 84 件、815 千円から平成 30 年度には 143 件、7,038 千円と大きく増加し、特許を基にした共同研究費も平成 28 年度の 91,540 千円から平成 30 年度には 121,770 千円に増加している。</p>	<p>知財担当者が同席し、知的財産権の取得について相手先企業との調整を進める体制を充実させる。</p>
	<p>【69-1】 自治体等が開催する新技術説明会等への参加や公開特許情報の積極的開示等により、研究成果に関する技術情報を広く提供し、共同研究等につなげる。また、URA 等と連携して、技術移転を推進することにより、特許に基づく共同研究や競争的資金の獲得を目指す。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【69-1】 JST 主催の新技術説明会（6 月 27 日）、イノベーションジャパンのシーズ展示（8 月 29 日～30 日）等に参加し、本学の特色あるシーズと産学連携の取り組みを発表し、また開放特許の一覧表を配布することなどにより、共同研究等に導けるよう、研究成果に関する技術情報等を積極的に発信した。 現行の人員体制では、知財管理業務に加えての技術移転業務活動は不十分であることから、特許権実施等収入の更なる増加を図るべく、外部委託も活用した技術移転についての検討を開始した。 また、産学連携・知的財産活用センターによる知財啓蒙活動に関しては、一般社団法人工業所有権協力センターの「大学高専知財活動助成事業」に平成 30 年度に引き続き採択され、知財活用による研究開発能力の向上を目的とした取り組みとして、「特許分析セミナー」や「特許検索競技大会サテライト」を開催した。</p>	
<p>【70】 ② 目標設定、経営意識の共有、分析、中長期の推計に基づく、安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費を削減する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 「病院の理念」及び「基本方針」について、病院長と現場の職員全員が意識を共有するため、新たに解説文を設けた。この「病院の理念」及び「基本方針」を基に、病院運営会議において、病院運営方針として具体的方策を定めた。 病院管理会計システム等を活用し、診療科別の収支の分析を行った。また、稼働状況等資料を作成し、病院長・幹部職員と各診療科との意見交換会での資料に活用した。 病床稼働率の低迷を受け、平成 28 年に病院長補佐をトップとした「病床配分見直しにかかる WG」を立ち上げ、見直しを行った。平成 29 年には内科診療センター、外科診療センター病床を可能な範囲で集約するように病床再編を行った。平成 30 年には「診療科の固有病床及び共通病床の見直しにかかる運用基準」を策定し、この基準に基づき 8 月と 2 月に病床の見直しを行った。1 月下旬以降はインフルエンザによる入院制限を行った結果、病床稼働率が落ちこんだが、それ以外では、おおむね前年度より病床稼働率は上がっている。(平成 29 年度 81.2%・平成 30 年度 83.6%) 医療材料・医薬品等に係る経費削減にあたり、医療材料等契約支援業務の契約を締結しているコンサルタント会社との連携のもと価格交渉を行い、</p>	<p>「病院の理念」及び「基本方針」を基に、病院運営会議において、具体的方策を定めた「病院運営方針」について、達成状況の自己評価を行い、次年度の運営方針策定に反映させる。 病院管理会計システム等を活用して、各診療科別で稼働状況等資料を作成し、各種会議に報告する。また、病院執行部と各診療科の意見交換会の資料を作成する際、各診療科がコストを意識しやすい資料を作成する。 病院運営会議病院戦略作業部会を設置し、病院の経営及び診療に関する施策立案・実績評価・改善について検討を行う。 医薬品等に係る群馬県内医療機関ベンチマークシステムの構築に向けて県内医療機関の参加施設を増やしていき、引き続き経費削減に努める予定である。</p>

			<p>平成 28 年度は約 1 億 5 千万円、平成 29 年度は約 2 千 7 百万円の削減をすることができた。 平成 30 年度は従前の価格交渉に加え、全国的にも稀な医療材料・医薬品のメーカー・ディーラーを対象とした調達に係る説明会を開催し、材料部長及び薬剤部長からそれぞれ協力を求め、併せて後発医薬品への切り替えを積極的に行った結果、約 2 億円を削減することができた。</p>	
	<p>【70-1】 病院の理念や基本方針を踏まえた病院経営計画を策定し着実に実行することで、病院経営の健全化を図る。特に、病院管理会計システムを積極的に活用し、経営分析等に役立てる。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【70-1】 「病院の理念」及び「基本方針」を基に、病院運営会議において、令和元年度病院運営方針として具体的方策を定めた。また、具体的方策の達成状況を自己評価し、次年度の運営方針策定に反映させることとした。 病院管理会計システム等を活用して、稼働状況統計資料を作成し、各種会議に報告するほか、病院長と各部署との意見交換会(病院長ヒアリング)の資料として、各部署の収支状況や診療区分別ベンチマークチャート等を作成し、各部署の現状や課題を把握するとともに、病院職員の経営意識向上につなげている。 「病床配分見直しにかかる WG」において、前年度に定めた運用基準に基づき、平成 31 年度は 8 月・12 月・2 月に病床配分の見直しを行った。また、病棟医長及び師長に対して、毎週「病床稼働率メールマガジン」を配信し、病床稼働状況を現場にフィードバックしている。なお、見直しを行った病棟階における、見直し前後の稼働率の平均は次のとおりであった。 8 月 81.7%→81.9% 12 月 82.9%→84.3% 2 月 90.4%→92.5%</p>	
	<p>【70-2】 医療材料・医薬品等について、交渉を行う等により経費削減に努める。また、群馬県内の医療機関と医薬品取引価格の情報共有を図る。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【70-2】 5 月に行った調達説明会には病院長自ら出席のうえ病院組織全体で価格交渉に臨むことを宣言し、7 月には材料部長及び薬剤部長によるメーカー面談、8 月には各診療科のメーカー面談を行い、さらに 9 月には検査部長による検査試薬に係るメーカー面談を行うなど新たな取り組みを行い価格交渉に臨んだ結果、約 2 億円を削減することができた。また、医薬品・医療材料等に係る群馬県内医療機関ベンチマークシステムの構築に向け、県内各病院に参加要請を行ったところ、前橋赤十字病院から同意を得ることができた。</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費（一般管理費）を節減する。
------	--------------------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【71】 各種業務委託の点検及び光熱費契約の見直しなどにより、管理的経費（一般管理費）を第 2 期中期目標期間中の一般管理費率と同水準となるよう抑制する。	【71-1】 これまで実施してきた管理的経費の抑制方策について継続するとともに、省エネルギー及び光熱水費の抑制に向け、ESCO 事業（*7）の導入を推進する。 （*7）ESCO 事業：Energy Service Company の略。省エネルギーの推進、環境負荷の低減及び光熱水費等の効果的な削減を図るため、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業のこと。	III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 管理的経費の抑制方策（複数年契約、エネルギー消費量削減計画等）を継続して実施した。また、経費抑制対応策に関する情報を学内で共有した。 この結果、第 2 期中期目標期間中の平均一般管理費率（経常費用に占める一般管理費の割合）1.97%に対し、平成 28～30 事業年度の平均一般管理比率は 1.93%と抑制されている。	管理的経費の抑制方策（複数年契約、エネルギー消費量削減計画等）を継続して実施する。また、ESCO 事業を実施する。
		III		（平成 31 事業年度の実施状況） 【71-1】 管理的経費の抑制方策（複数年契約、エネルギー消費量削減計画等）を継続して実施している。 ESCO 事業については、プレゼンテーションの結果選定された優先交渉権者と協議を行い、包括的エネルギー管理計画書の策定及び契約締結に至った。 この結果、平成 28～31 事業年度の平均一般管理費率は 1.97%と抑制されている。 なお、共同教育学部設置に伴う遠隔授業システムの調達において、スケールメリットによる経費抑制を目的とした宇都宮大学との共同調達を行った。	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	施設設備等の有効活用と資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を行う。
------	-----------------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
【72】 ① 既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに、設備等の共同利用、有効利用を推進するなど、資産の効率的な運用を行う。	【72-1】 学内専用ホームページに学内保有設備情報を掲載し、設備の有効活用を図る。学内保有設備情報について、共同利用、有効利用がより促進されるように項目を見直す。	III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 学内専用ホームページに掲載されている学内保有設備情報について、同一学部内による機器の共用だけでなく、他学部間でも機器の共用ができるよう設備情報の登録内容を更新するとともに、設備のキーワード・連絡先を情報として追加することにより改善を図った。年度更新時に各学部において各機器の状態等の再確認を行い、有効な利活用ができるよう検証した。	引き続き学内設備情報の年度更新及び学内ホームページに掲載を行い、共同利用を促進する。
		III		（平成 31 事業年度の実施状況） 【72-1】 設備の有効活用を図った結果、同一学部による機器の共用だけでなく、他学部に設置された機器を利用する共同利用も行われた。設備更新の登録内容は引き続き継続することとし、情報の更新を行った。	
【73】 ② 資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的に策定した「運用方針」に則り、資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を計画的に行う。		III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 資金の動きを詳細に把握するため、年間の収支見込を 10 日単位で策定している。また、月単位で収支実績の確認を行い、適宜運用計画の見直しを行っている。 収支見込及び市場の金利状況等を注視しながら入札を行い効率的な運用に努めた。（平成 28 年度：10,581 千円、平成 29 年度：6,621 千円、平成 30 年度：4,561 千円） また、文部科学大臣の指定の範囲内でより効果的な運用商品を選定するため、平成 31 年 3 月に資金運用方針を改正した。	引き続き収支状況及び市場の金利状況を注視しながら入札を行い、効果的な運用に努める。

	<p>【73-1】 収支見込を策定した上で、状況に応じ 随時適切な見直しを行い効果的かつ 安全性を考慮した運用に努める。</p>	Ⅲ	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【73-1】 年間の収支見込を 10 日単位で策定した上で、月 単位で収支実績の確認を行い、適宜運用計画の見 直しを行っている。 平成 31 年 3 月に資金運用方針を改正し運用商品 の対象を広げた結果、過年度から運用している債 権及び定期預金による運用も含めた利息収入 8,286 千円を獲得した。 運用対象は文部科学大臣の指定に基づき選定 し、安全な運用に努めている。</p>	
--	--	---	---	--

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

群馬大学

1. 特記事項

■病院管理会計システムの活用 【70】

【平成28～30事業年度】

病院管理会計システム(HOMAS)等を用いて、病院運営会議、臨床主任会議へ毎月、病院の稼働状況等の報告を行った。また、毎月経営に関するテーマを決めて、経営レポートを発行しているが、その基礎となるデータ作成にも病院管理会計システム等を用いている。

病院管理会計システムによる部門別原価計算を使用して、ICUの収支状況を作成し、医業損益(医業収入-変動費-固定費)については収支がマイナスになっているため、収支改善のために上位区分の入院料である特定集中治療室管理料の区分を4から2へ変更することを決定、平成30年3月から特定集中治療室管理料2の加算を取得している。

収支改善に向けた具体的方策について各診療科と病院執行部による意見交換会を行う際の資料として、病院管理会計システム等を活用し、各診療科別の「稼働状況等資料」、「診断群分類別症例数上位リスト」や「DPC診断群分類別他大学との比較資料」等を作成した。それらを基に各診療科に対し、病床稼働率の上昇等の経営改善のための方策を作成した。平成30年度には、特に、入院・外来別の利益額、人件費100万円当たりの利益額及びDPC期間Ⅱを超えない残日数といった資料を各診療科に提示することにより、経営的な視点をもって診療することができた。

【平成31事業年度】

病院管理会計システム等を活用して、稼働状況統計資料を作成し、各種会議に報告するほか、病院長と各部署との意見交換会(病院長ヒアリング)の資料として、各部署の収支状況や診療区分別ベンチマークチャート等を作成し、各部署の現状や課題を把握するとともに、病院職員の経営意識向上につなげている。

■研究・産学連携推進機構の取組 【69】

【平成28～30事業年度】

平成28年4月に研究・産学連携推進機構を改編した。規則等を整備し、学術研究及び産学官連携を戦略的に企画・推進する組織体制を強化した。

企業との共同研究等の実現を目指してJST等主催の新技术説明会等に参加し、本学のシーズ及び産学連携の取組発表とともに開放特許一覧等の配布することなどにより、研究成果に関する技術情報を積極的に発信した。

外部資金獲得につながる可能性のある地域企業との連携を強化するために、群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、あかぎ信用組合の職員に群馬大学産学協働コーディネーターを委嘱し、産学協働コーディネーターが取引先企業への情報提供等の活動を行った。

平成28年度の機構の改編に伴い、群馬大学TLOを発展・改組した産学連携・知的財産活用センターが、URAとの連携を図りながら知的財産活動の取組を推進した。

これらの取組により、共同研究契約件数及び金額が平成28年度の200件193,780千円から平成30年度には262件400,106千円に大きく増加している。特に、1件当たりの金額が、約1.6倍となっており大型の共同研究が増えている。

また、特許権実施等の件数及び収入も平成28年度の84件、815千円から平成30年度には143件、7,038千円と大きく増加し、特許を基にした共同研究費も平成28年度の91,540千円から平成30年度には121,770千円に増加している。

【平成31事業年度】

企業との共同研究等の実現を目指してJST主催の新技术説明会(6月)、イノベーションジャパンのシーズ展示(8月)等に参加し、本学の特色あるシーズと産学連携の取組発表とともに開放特許一覧等を配布することなどにより、研究成果に関する技術情報等を積極的に発信した。

外部資金獲得につながる可能性のある地域企業との連携を強化するために、群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、あかぎ信用組合の職員(64名)に群馬大学産学協働コーディネーターを委嘱し、産学協働コーディネーターが取引先企業への情報提供等の活動を行った。

産学連携・知的財産活用センターが、研究支援職員(旧URA)との連携を図りながら知的財産活動の取組を推進した。

これらの取組により、共同研究契約件数及び金額が平成31年度には267件417,553千円となり、平成28年度と比べ、大きく増加している。特に、1件当たりの金額が、約1.6倍となっており大型の共同研究が増えている。また、特許権実施等の件数及び収入も平成31年度には38件、2,544千円となり、平成28年度と比べ、大きく増加している。特許を基にした共同研究費も平成28年度の91,540千円から平成31年度には151,800千円になり、増加している。

■外部資金獲得の取組 【68】

【平成28～30事業年度】

科研費をはじめ外部資金の獲得のために、省庁等担当者(JSPS・JST・AMED等)による説明会を通じて、学内研究者へ情報提供を図った。URAは、研究者のニーズを踏まえたファンド情報の提供、科研費をはじめとした競争的資金申請においての研究計画調書の査読、ブラッシュアップなどの支援を実施した。また各種イベントでの出展支援などによる外部関係機関への情報発信の支援及びニーズ・シーズマッチングへの支援などを実施し、多岐にわたる研究支援の取組を行った。

研究者を積極的に支援するため、同年度科研費不採択者の中から、①大型競争的資金(研究費500万円以上)を目指す者、②40歳以下の若手研究者、③女性研究者を対象に、それぞれ公募・選考により研究助成金を配分した。

さらに、平成28年度から、本学の新たな強み・特色となる研究プロジェクトに対して支援を行い、次段階へのステージアップ・成果創出へつなげる好循環サイクルを構築する「重点支援プロジェクト」を実施している。本プロジェクトにおいては、研究の進捗状況に応じてG3シーズ・基盤研究(学内からの研究支援を受け成果を上げる、外部資金(競争的資金等)の獲得により自立化し手研究を継続実施する研究)、G2推進研究(本学の中核となる研究として育てていくプロジェクト研究)、G1戦略研究(本学の政策的・戦略的な研究として強力に展開する拠点研究)の3段階を経てステージアップし、より全学的な支援へとつなげていく体制としている。

これらの取組により、科研費、AMED、NEDO等の大型の研究費の獲得につながった。

【平成31事業年度】

科研費をはじめ外部資金獲得のために、研究者向け一斉メールや研究・産学連携推進機構ホームページからの研究支援情報だけでなく、省庁等（JSPS・JST・AMED等）や民間企業の担当者による説明会を通じて、研究者が必要とする情報提供を行った。

従来からの研究支援の取り組みを継続するとともに、令和2年度科研費申請に際しては、名誉教授やベテラン教員による申請書類の査読だけでなく、研究支援職員（旧URA、4名）によるコメントサービスの実施により、申請書のブラッシュアップを行った。査読やコメントサービスを受けた研究者の科研費新規採択率は約40%であり、全学の規採択率約27%を大きく上回っている。

また、重点支援プロジェクトにおいて支援を受けた研究について、未来先端研究機構の下にウイルスベクター開発研究センターとして令和元年10月に設置した。

■群馬大学基金 【68】

【平成28～30事業年度】

学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実を図ることを目的とし、平成28年10月に群馬大学基金を創設した。

基金は、前述の目的を達成するため、①学生の修学支援に資する取り組み（経済的理由により修学が困難な学生に対する、奨学金の給付、海外留学に係る費用の一部補助等）、②大学運営全般にかかる事業（教育研究の支援、国際交流の推進、社会貢献活動の充実、教育研究環境の整備充実等）、③重粒子線治療の普及・発展に資する事業の3つの事業を行うこととしている。

基金ホームページの開設やパンフレットを作成し同窓会等へ送付したほか、基金コーディネータを配置し、県内企業、開業医等を訪問するなど各方面との連携づくりを進め寄付を募った。

平成29年度においては、公式のFacebookでの情報発信やクレジット及びコンビニ払いによる受付を開始した。また、新たに遺言信託等による大学基金への寄附について、本学主要取引銀行（東和・群馬・三井住友）と協定を締結した。

寄附金獲得拡充のため、平成29年度及び平成30年度については、東和銀行と出向契約を締結し、専任の基金コーディネータを1名配置した。また、平成30年度からは、常勤職員1名を専任の基金マネージャーとして配置している。基金マネージャー及び基金コーディネータは、企業、卒業生が在籍する県内病院、個人開業医等への訪問活動を実施している。

基金における寄附金獲得状況としては、平成28年度から平成30年度までで105,486千円となっている。

【平成31事業年度】

各学部同窓会及び後援会、企業懇談会、重粒子線施設見学会等において、基金パンフレットを配布した。

また、基金マネージャーが116社の企業等を訪問し、基金の説明、パンフレットの配布を行った。

その他、事業報告の群馬大学基金ホームページへの掲載、公式のSNSや群馬大学広報誌「GU'DAY」での情報発信、昨年度に寄附をいただいた企業に対する事業報告並びに今後もご支援いただきたい旨のお願いとパンフレットの配布、寄附者の返礼品等の製作などの活動を行った。

基金における寄附金獲得状況としては、16,567千円となっている。

2. 共通の観点に係る取組状況（財務内容の改善）

上記（1. 特記事項）のほか、共通の観点に係る取り組みとして以下の取り組みを行っている。

「資金運用方針」に基づき、適宜運用計画の見直しを行いつつ、資金運用を適切に行っている。（平成28年度～平成31年度の利息収入：30,049千円）

財務情報の分析結果を「事業報告書」にまとめ、経営協議会等の会議で報告している。

また、平成30年度決算において大学の財務情報を解説した「財務レポート」を作成しホームページに掲載することで、ステークホルダーに対し、より分かり易い財務情報を公開することができた。

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標	効率的・効果的な自己点検・評価を実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果等を大学運営の改善に役立てる。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【74】 ① 大学の自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。	/	III		（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 第 2 期中期目標期間における中期目標・中期計画の進捗管理では、「6 年間の実施計画」と、「年度計画に対する実績報告書」を分けて取りまとめていた。 第 3 期からは、この 2 つの要素を統合し、中期計画毎に 6 年間の進捗状況を 1 枚のシートで管理することを目的とした、「中期計画カルテ」を導入した。 この中期計画カルテを用いて、中間調査及び最終調査の年 2 回、全学及び各学部等の自己点検・評価を行っている。 中間調査と最終調査においては、①各年度計画の進捗及び成果の把握、②次年度計画案の策定、③6 年間の計画達成に向けたロードマップの見直しを行い、着実に毎年度、計画を意識した取り組みを実施するように意識付けを図っている。 なお、中期目標・中期計画の進捗管理の取組自体の定着を図ることを目的に、年 2 回の調査時には、各計画の取組担当部署が担当理事に必ずカルテの内容を報告することを義務付けている。	引き続き「中期計画カルテ」の運用及びその検証によって全学及び各学部等の自己点検・評価及び進捗管理を行うことにより、中期計画・中期目標を着実に達成する。 令和 2 年度に実施される国立大学法人評価に関し、現状把握した状況、及び評価結果を大学全体の活動の改善及び強化に生かす。 令和 4 年度受審予定の大学機関別認証評価に向けて、自己点検及び準備を実施する。
		III		（平成 31 事業年度の実施状況） 【74-1】 平成 28～30 年度までと同様、中期計画カルテによる自己点検・評価を実施している。 この取り組みを検証し、その運用の改善を行った。 特に、令和 2 年に実施予定の国立大学法人評価（4 年目終了時評価）に向けて学部等の取り組みを把握することを目的に、教育に関する目標・計画に係る活動内容については一部（学部単独の計画）を除いて、本学の教育面の統括機関である大学教育・学生支援機構が取りまとめるよう担当の変更を行った。 また、同評価に向け、各学部における計画に対する現状把握について着実に求めるとともに、その重要性について理解を深める機会を設けた。具体的には評価	

			<p>自体のシステム説明や、提出書類・報告書への記載内容等についての説明を、全学の評価委員会である「大学評価室」の室員(各学部の教員)及び、各学部の事務担当者に個別説明を行った。</p>	
<p>【75】 ② 教員の自己点検・評価としての教員評価を定期的実施し、評価結果等を踏まえて、報奨等により教員の諸活動の支援・啓発を行う。</p>	<p>【75-1】 教員評価を実施する。また、人事給与マネジメント改革に関し、より厳格な、新しい教員業績評価について、評価制度を検討・設計し、当該年度内に前年度の成績を用いて試行を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 平成 19 年度から実施している教員業績評価について、平成 28 年度実施分からは教職員の負担軽減、年俸制の業績評価との一本化を目的とし、アンケート形式として実施した。 また、平成 28 年度までは 3 年に一度実施していたが、平成 29 年度からは、年俸制業績評価に対応するために毎年度の実施とし、4 月から 3 月の 1 年度分の活動内容について、年度末に評価を実施する運用とした。</p> <p>III</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【75-1】 「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」の方針も踏まえ、現行の教員評価制度を抜本的に見直し、実施要項等を全学の教員評価委員会において検討・制定し、令和元年 10 月 1 日付け採用者(新たな年俸制の適用者)から実施することとした。 令和 2 年度には対象者を全学の常勤教員に広げることとし、準備を行っている。</p>	<p>新しい教員業績評価制度により教員業績評価を実施する。月給制・年俸制の区分なく実施し、学部等の定めた組織目標をもとに個人目標を設定することや、面談の実施、複数名による評価を行うことを柱としている。 教員業績評価の結果は適切に処遇に反映させる。</p>
<p>【76】 ③ 学外有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 医療事故調査委員会及び附属病院改革委員会の提言への対応として、診療体制の見直し(診療科体制の再編やカルテのピアレビュー(相互点検)の導入など)、安全管理体制・倫理審査体制の適正化(インシデント報告の客観的指標設定、倫理委員会の統合、保険診療管理センターの設置等)、意識(風土)改革・教育体制強化(医学系研究科各講座の再編や教授選考方法の見直し等)、教育・労務管理体制の充実(各種研修やセミナーの充実、人員配分のコントロール等)、ガバナンス強化(病院長院内巡視の月例化、医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会、病院コンプライアンス委員会の設置等)を行った。 経営協議会における外部委員から、以下のような意見があった。 ①附属幼稚園の老朽化対策における改修工事を優先して予算措置すべき ②行政や報道機関への協力体制を構築し、附属病院等の情報を提供して地域への宣伝を促すべき ③附属病院の改革・改善状況を広く社会へ周知すべき それぞれの意見に対する対応として、以下の取り組みを実施した。 ①附属幼稚園の施設整備費概算要求により予算措置を受け、平成 30 年度中に改修を果たした。 ②報道各社との情報交換会を毎年実施し、本学の教育・研究・社会貢献活動・附属病院等に関する情報を提供するなどのコミュニケーションを図ること</p>	<p>経営協議会においては、外部委員から指摘を受けた事項に対する改革の実行に向けた学内諸活動の活性化を令和 2 年度以降も継続するため、引き続き、経営協議会の中で外部委員からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、改革・改善に取り組む。</p>

			<p>とした。 ③附属病院改革工程表の各項目（提言等）に係る改善・改革の実施状況を随時更新し、ホームページにて公表することとした。また、外部に対する報告会、説明会や報道発表等を実施し、院内改革への進捗状況への理解を深めた。</p>	
	<p>【76-1】 経営協議会、教育・研究等にかかる各種評価機関等の外部有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。</p>	<p>III</p>	<p>（平成 31 事業年度の実施状況） 【76-1】 経営協議会において、外部委員からの、年俸制が機能するためには厳格かつ公正な業績評価をすべきとの意見に対する対応として、大学や学部等のミッションに応じた教員の目標設定、研究の分野や職位の特性を鑑みた評価を実施し、評価結果を処遇へ適切に反映させるため、要項を整備した。</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。
------	-----------------------------------

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【77】 教育、研究、社会貢献及びその他の大学運営に関する情報について、大学ポータルなどを利用して国内外に発信し、社会に対する説明責任を果たす。</p>		III		<p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） これまで学部単位となっていた広報を一元化するため、平成 29 年度に広報本部（学生受入部門、一般広報・基金部門、情報・メディア部門の 3 部門から構成）を設置し、「群馬大学広報戦略」（平成 29 年 11 月広報本部承認、平成 31 年 3 月改正）に基づき、戦略的に広報活動を行っている。基本方針は、Ⅰ．群馬大学ブランド向上のための広報、Ⅱ．学生獲得のための広報、Ⅲ．情報の共有、発信の向上及び情報管理の徹底である。</p> <p>Ⅰ．群馬大学ブランド向上のための広報として、情報連絡書（Google フォーム、Microsoft Teams）の活用により、大学の様々な情報を収集活用できる体制を構築し、運用している。また、大学のイメージアップのため、平成 30 年度から、本学卒業生や在学生広報チーム「学生広報大使」による企画・デザインの商品を中心に大学オリジナルグッズの販売（平成 30 年度末までに 6 点を作成）を開始したほか、平成 30 年度から教職員等を対象とした広報セミナーを新たに開催し、年度末までに 5 回開催している。報道機関との交流を図るため、平成 29 年度から、年 1 回、情報交換会を開催している。</p> <p>Ⅱ．学生獲得のための広報として、「群馬県外を堅く守り、群馬県外へ攻め出る」に基づき、平成 30 年度から大規模な進学情報イベント（夢ナビ LIVE）については、東京、大阪、名古屋、仙台会場と関東圏以外の会場にも参加している。</p> <p>Ⅲ．情報の共有、発信の向上及び情報管理の徹底として、全学ホームページはアクセス者にわかりやすい情報公開ができるよう、バナーの変更等を行った。さらに、平成 30 年度末から、全学ホームページのリニューアルの準備を開始した。</p>	<p>より効率的、戦略的な広報活動を実施することを目的とし、令和 2 年 4 月から、学生受入部門、一般広報・基金部門の 2 部門体制に再編する（情報・メディア部門は一般広報・基金部門に統合）。</p> <p>引き続き、「群馬大学広報戦略」に基づき、戦略的に広報活動を行い、進捗状況については、広報本部において適宜確認するとともに見直しを行う。</p> <p>基本的には、平成 31 事業年度までに実施してきた施策を継続、充実させ、本学のブランドをより向上させていく。</p> <p>全学ホームページのリニューアルに合わせ、各学部ホームページのリニューアルも実施し、スマホによる閲覧に対応する。</p> <p>SNS のアクティビティは常に確認しながら、効果的な情報発信に資する検証を実施する。</p> <p>第 5 期科学技術基本計画で求められている、知の基盤としてのオープンサイエンス推進を実現するため、群馬県地域共同リポジトリ「AKAGI」を活用して、論文・研究データ等の学術研究成果を広く公開する。</p> <p>学内・学外機関と連携し教</p>

		<p>また、SNSはTwitter（平成26年に入試広報のみのアカウントとして開設。平成31年に大学全体のアカウントとしてリニューアル）、LINE（平成26年に入試広報のみのアカウントとして開設。平成31年に大学全体のアカウントとしてリニューアル）、YouTube（平成26年開設）のほか、Facebook（平成30年開設）、Instagram（平成30年開設）のアカウントも新たに公開し、情報発信を開始した。</p> <p>群馬県地域共同リポジトリ「AKAGI」については、平成27年度から30年度にかけて、登録件数は7,900件→10,247件、ダウンロード数（年間）は1,213千件→1,454千件と順調に増加した。</p> <p>教育・研究・地域貢献に関する取り組みとして、学内外の機関と連携した企画展示を合計63回実施し、ホームページ・SNS・回覧板による広報活動を行い、学内外から来客者を集め、新聞等のメディアに合計281回取り上げられた。</p>
	<p>【77-1】 ホームページのユーザビリティ向上を図り、アクセス者にわかりやすい情報の公開を行う。また、研究成果や地域貢献事業等のプレスリリースを積極的に行うほか、学内・学外機関と連携し教育・研究・社会貢献等に関する情報を発信する。本学の教育活動状況については、大学ポर्टレートや群馬県地域共同リポジトリ（AKAGI: Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）等を活用して国内外に発信する。</p>	<p>III （平成31事業年度の実施状況） 【77-1】 全学ホームページ、SNS、広報誌「GU' DAY」（平成30年10月刊行。大学ホームページへPDF掲載し学内外へ幅広く周知、卒業生へメールでPDF送付、近隣の自治会へ配付）などを活用して、本学の教育・研究・社会貢献等に関する情報を積極的に配信している。</p> <p>開設年度から平成31年度末までのSNSにおける配信数は、Twitter=1,072、LINE=72、YouTube=70、Facebook=364、Instagram=458である。</p> <p>いずれのSNSアカウントもフォロワー数は増加の一途を辿っている（開設年度から平成31年度末までのフォロワー総数：Twitter=1,725、LINE=876、YouTube=538、Facebook=766、Instagram=963）。</p> <p>SNSのアクティビティは常に確認し、SNSそれぞれの特性を押さえながら、どのような配信がインプレッションを高めるかを念頭に配信を行っている。</p> <p>平成31年3月に「群馬大学広報戦略」に新たに「群馬大学の全教職員が広報員」と明記し、各部署からも積極的にプレスリリース（平成31年度95件）を行うよう、働きかけを行っている。</p> <p>SDGsについて、各教員等の取組紹介のページを新たに公開した。</p> <p>全学ホームページについては、さらなるユーザビリティ向上のため、令和2年4月公開を目標に大幅リニューアルすべく準備を進めている。</p> <p>群馬県地域共同リポジトリ「AKAGI」については、登録件数は10,247件（平成30年度）→10,735件、ダウンロード数は1,454千件（平成30年度）→1,534千件と順調に推移している。</p> <p>教育・研究・地域貢献に関する取り組みとして、学内外の機関と連携した企画展示を、合計21回実施し、ホームページ・SNS・回覧板による広報活動を行い、学内外から来客者を集め、新聞等のメディアに合計82回</p>

			取り上げられている。	
--	--	--	------------	--

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等**1. 特記事項****■経営協議会からの大学運営への反映事項 【76】****【平成 28～30 事業年度】**

学外有識者 6 名を含めた委員で構成する経営協議会を開催し（平成 28 年度 7 回、平成 29 年度 5 回、平成 30 年度 4 回）、本学の経営に関する重要事項を協議するほか、意見交換の時間を設けるなど、学外委員からの積極的な意見聴取を行った。

具体的には、医学部附属病院の改善・改革状況を広く社会へ周知すべきとの助言があり、患者及びご家族等を対象に大型ポスターの院内掲示や、記者会見を開き報道発表で広く公表した。また、各診療部門からの医療安全への取組活動紹介のポスターを院内掲示し、院内改革への進捗状況への理解を深めた。

【平成 31 事業年度】

学外有識者 7 名を含めた委員で構成する経営協議会を 5 回開催し、本学の経営に関する重要事項を協議するほか、意見交換の時間を設けるなど、学外委員からの積極的な意見聴取を行った。

具体的には、年俸制が機能するためには厳格かつ公正な業績評価をすべきとの意見に対する対応として、大学や学部等のミッションに応じた教員の目標設定、研究の分野や職位の特性を鑑みた評価を実施し、評価結果を処遇へ適切に反映させるため、要項を整備した。

■広報本部の取組 【77】**【平成 28～30 事業年度】**

平成 29 年 6 月から、情報収集及び発信の一元管理や大学ブランド力の強化、戦略的広報等のため、広報本部（学生受入部門、一般広報・基金部門、情報・メディア部門の 3 部門から構成）を設置し、「群馬大学広報戦略」（平成 29 年 11 月広報本部承認、平成 31 年 3 月改正）に基づき、戦略的に広報活動を行っている。基本方針は、Ⅰ．群馬大学ブランド向上のための広報、Ⅱ．学生獲得のための広報、Ⅲ．情報の共有、発信の向上及び情報管理の徹底である。

学外報道関係者との意見交換のため、報道各社（八社会）の支局長クラスとの懇談会や刀水クラブ（県内記者クラブ）の各社記者との情報交換会を平成 29 年度から毎年開催している。

学内の情報収集・管理については、Google フォームを利用した「情報連絡書」の運用を開始、各学部等から新聞報道や各学部等で実施のシンポジウム等の情報収集を積極的に行うとともに、各学部等の行事予定を全学行事予定表に反映し、全学的な情報共有を図った。

学生への愛校心向上及び受験生等の視点に近い広報を行うため、「学生広報大使（Student Ambassador）」を募集し、約 200 名（平成 29 年度）の希望者が集まり、オープンキャンパスや進学説明会等での志願者対応等に当たった。大学のイメージアップのため、平成 30 年度から、本学卒業生や在学生広報チーム「学生広報大使」による企画・デザインの商品を中心に大学オリジナルグッズの販売を開始した（平成 30 年度末までに 6 点を販売開始）。

また、平成 29 年度に、積極的な広報活動を行うため、大学のキャッチコピーを学生、教職員等を対象に公募、99 件の応募から優秀 1 点、佳作 5 点を選定、本学事業の施策普及等に活用している。

SNS は Twitter（平成 26 年に入試広報のみのアカウントとして開設。平成 31 年に大学全体のアカウントとしてリニューアル）、LINE（平成 26 年に入試広報のみのアカウントとして開設。平成 31 年に大学全体のアカウントとしてリニューアル）、YouTube（平成 26 年開設）のほか、Facebook（平成 30 年開設）、Instagram（平成 30 年開設）のアカウントも新たに公開し、情報発信を開始した。

【平成 31 事業年度】

全学ホームページ、SNS、広報誌「GU' DAY」などを活用して、本学の教育・研究・社会貢献等に関する情報を積極的に配信している。

全学ホームページについては、さらなるユーザビリティ向上のため、令和 2 年 4 月公開を目標に大幅リニューアルすべく準備を進めている。

■総合情報メディアセンターの取組 【77】**【平成 28～30 事業年度】**

県内の大学等の学術研究成果及び県立図書館が所蔵する郷土関係資料等の知的文化財を県内外に広く公開することを目的とした群馬県地域共同リポジトリ「AKAGI」については、その運用指針に基づき、会議等で加盟館に登録や利用を呼びかけた結果、平成 27 年度から 30 年度にかけて、登録件数は 7,900 件→10,247 件、ダウンロード数（年間）は 1,213 千件→1,454 千件と順調に増加した。

【平成 31 事業年度】

群馬県地域共同リポジトリ「AKAGI」については、登録件数は 10,247 件（平成 30 年度）→10,735 件、ダウンロード数は 1,454 千件→1,534 千件と順調に推移している。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 施設整備においては、教育研究活動の活性化と施設の長寿命化に貢献する。 ② 施設の有効活用については、稼働率及び共同利用率を向上させる。 ③ 環境配慮活動については、第2期中期目標期間の原単位における二酸化炭素排出量より小さくする。 ④ 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成31事業年度までの実施状況	令和2及び3事業年度の実施予定
【78】 ① 施設の老朽、リスク及び利用の状況を考慮し、教育研究等の成果達成支援や適時適切な施設保全をするために、国の財政措置を踏まえ施設整備推進戦略を見直し、これに従った整備を行う。	【78-1】 昭和地区の施設調査を実施し、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を完成させる。また、施設調査の結果に基づき、必要に応じて整備を行う。	III	/	(平成28～30事業年度の実施状況概略) 平成29年度にキャンパスマスタープラン（施設整備推進戦略含む）を改定するとともに、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した。また、平成30年度の附属幼稚園改築整備では教育研究活性化のためのオープンな空間整備、機能向上を図る施設整備を実施した。	教育研究活動の活性化のため、大学改革等を目的としたプロジェクトを達成するための施設整備を国に要求していく。 また、施設の長寿命化のため、「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、スペースチャージ制度等による安定的な財源を確保し、計画的な予防保全を実施する。
		III		(平成31事業年度の実施状況) 【78-1】 メンテナンスサイクル制度に基づく劣化状況診断を実施し、「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を策定した。また、昭和地区の保健学科西棟では、教育研究の活性化のため、老朽化の改善に併せ施設機能向上を図る改修整備を実施した。	
【79】 ② 教育研究活動のニーズと、施設の利用状況を把握するとともに、これらの情報を整理・分析し、トップマネジメントに基づくスペース管理を行う。	【79-1】 スペースの管理制度を運用し、荒牧地区の施設活用調査を行うとともに、スペース情報を公開することにより施設の有効活用を図る。また、スペース管理方針に基づき、全学的なスペースチャージ制度を制定する。	III	/	(平成28～30事業年度の実施状況概略) 平成30年度に全学のスペース区分を共用研究スペース、学部等活性化スペース、全学共通スペースに設定し、スペース情報を一元管理するための関係規程等を改正した。	施設の有効活用を推進するため、フレキシブルなスペースを整備するなど、大学改革・機能強化に沿ったスペースの再配分を行う。 また、稼働率を向上させるため、スペースチャージ制度を運用し、余剰スペースの再配分を行う。
		III		(平成31事業年度の実施状況) 【79-1】 施設活用調査の実施、稼働状況の管理、スペース情報の公開及び全学的なスペースチャージ制度の制定により、施設の有効活用を図った。 保健学科西棟の改修整備では、稼働率を向上させ学科専有の面積を削減し、新たなスペースを創出した。	
【80】 ③ エネルギー消費量を把握し、その整理・分析から施設利用者の意識高揚に資する情報を公表するとともに、管理要員の増員、各種省エネ対策に	/	III	/	(平成28～30事業年度の実施状況概略) 二酸化炭素排出量を削減するため、エネルギー消費量の削減目標を定め、達成状況を毎月公表しており、平成27年度を基準として、平成28年度から平成30年度までに二酸化炭素排出量を9.6%削減した。	二酸化炭素排出量を削減するため、昭和地区のESCO事業のサービスを開始する。 また、省エネ対策事業を実施するとともに、エネルギー消費削減計画を見直し、環境

<p>基づく環境マネジメントを行う。</p>	<p>【80-1】 省エネ対策のために、環境マネジメント体制及び制度を運用する。また、昭和地区においては、ESCO 事業の導入を進めるとともに、他地区を含め省エネに繋がる整備を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【80-1】 二酸化炭素排出量を削減するため、大幅な削減が見込める昭和地区の ESCO 事業を契約した。 また、荒牧地区及び桐生地区の省エネ対策事業として蛍光灯を LED 照明器具に更新した。 平成 27 年度を基準として、平成 31 年度までに二酸化炭素排出量を 9.6%削減した。</p>	<p>配慮活動計画を策定する。</p>
<p>【81】 ④ 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、リユースシステムを利用するなど有効活用を行う。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>(平成 28~30 事業年度の実施状況概略) 汎用性等を重視した設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備した。具体的な設備整備の成果は以下の通り。 平成 28 年度に安全性向上のための放射線モニタリング設備等の整備を行った。 平成 29 年度に PBL 型授業対応や ICT 化等の新たな教育ニーズに対応した設備、汎用性の高い共同研究機器の拡充、感染リスクの低減のための実験動物検疫システム、省エネ及び CO2 排出量削減のための貫流ボイラーへの更新等の整備を行った。 平成 30 年度に手術手技向上のためのサージカルトレーニング用設備、幼稚園園舎改築に伴う幼児教育充実のための設備等の整備を行った。 限られた財源の中で、教育研究機能の強化、安全性の向上、省エネや環境配慮など効果的な設備更新を実施した。 また、学内専用ホームページに掲載したリユース情報システムについて、データをクラウド上に移したことで教職員が直接、簡便にリユース情報を入力するように改善するなどし、リユースの促進を図っている。</p>	<p>機器の汎用性等を考慮しつつ設備マスタープランに基づき、教育研究活動の活性化を図る設備整備の予算計画を作成する。 また、リユースシステムのさらなる活用を呼びかけ、既存資産の有効活用を図る。</p>
	<p>【81-1】 設備マスタープランに基づく計画的な教育研究等設備を整備する財源を確保した予算計画を作成する。また、既存設備の有効活用のため、引き続きリユースシステムを運用する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【81-1】 財政状況が厳しい中、教育研究組織の機能強化として進めている共同教育学部設置や情報系新学部設置に伴う設備を重点的に財源確保し整備を進めている。具体的には、共同教育学部で必須となる遠隔授業システムやパソコン必携化を見据えた次期全学無線 LAN システムの整備（アクセスポイント更新）などの調達手続きを進めており、社会ニーズに応える教育研究機能強化の計画的な実施につながっている。 設備のリユースについても、昨年度簡便に情報入力できるように改善した学内リユース情報システムを活用し、引き続き設備の有効活用を推進している。</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	安全対策の強化及び安全管理教育並びに防災教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。 また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高めるとともに、教職員の情報管理に関する意識啓発を恒常的に行う。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
【82】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	【82-1】 危機管理対応指針に基づき整備している個別の危機事象毎の全学マニュアルの見直しを実施するなどにより、危機管理に対する意識の定着を図り、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	III		(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 平成 29 年度に、危機管理関係規則の見直しを行い「危機管理対応指針」の全面改訂を行ったほか、新たに「群馬大学業務継続計画 (BCP)」及び「群馬大学医学部附属病院業務継続計画 (病院 BCP)」を策定した。 平成 30 年度に、教職員向け安否確認システム (セコム) を導入し、同システムによる安否確認訓練を開始 (対象者 3,535 人、登録者 1,986 人、報告者 1,061 人、登録率 56%、報告率 53%) した。	令和 2 年度に、3 年に 1 度の危機管理関係規則の見直しを行う。 引き続き、教職員向け安否確認システムを利用した安否確認訓練を実施する。 なお、登録率の向上に向けて、他学部等で実施する防災訓練での利用を促す。
		III		(平成 31 事業年度の実施状況) 【82-1】 環境省のガイドラインが更新されたことを受け、「薬品管理における危機管理マニュアル」について見直し、新たに水銀の管理について規定した。また、学生の自殺防止マニュアルの策定に向け、WG を開催した。 教職員向け安否確認システムを利用した安否確認訓練を実施した。 全学では、6 月 26 日 (対象者 3,934 人、登録者 2,156 人、報告者 1,770 人、登録率 62%、報告率 82%) と荒牧地区の防災訓練実施日の 10 月 30 日 (対象者 3,671 人、登録者 2,429 人、報告者 1,512 人、登録率 66%、報告率 62%) の両日に実施した。また、医学部附属病院において、12 月 2 日に実施した大規模災害発生時の被災者受入訓練 (トリアージ訓練) においても同システムを活用し、平時において BCP 対応等の意識啓発を行った。BCP 対応のためには大学への安否報告が必要であるとの認識を共有してもらうため、登録率の向上を図るべく依頼を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、危機対策本部を設置し、令和 2 年度の学事関係の課題について対処することとし、併せて教職員に対しては	

			東京方面への不要不急の外出を控えるよう指示するなど必要な対応を行った。	
【83】 ② 安全管理を徹底させるため、安全衛生講習会や定期的な検査を実施する。		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 各年度において、全キャンパスの教職員を対象として、群馬大学安全衛生管理推進室会議主催による安全衛生講習会を e ラーニングにより実施した。(受講者数[受講率] 平成 28 年度：250 人[7%], 平成 29 年度：432 人[13%], 平成 30 年度：1,743 人[53%])	教職員を対象とする目的別の安全衛生講習会を、内容に応じて、対面講義、実技講習又は e ラーニングにて実施することを予定している。また、受講者アンケートにおいては、前年度受講者を対象として、研修内容の活用等に関するフォローアップ調査を実施することを予定している。
	【83-1】 安全管理を徹底させるため、キャンパス毎に安全衛生講習会を実施するなど、教職員に対する安全衛生教育等を推進する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【83-1】 安全管理を徹底させるため、令和元年 5 月から令和 2 年 2 月に掛けて、教職員を対象とした 3 種の安全衛生講習会をその目的等に応じて対面講義、実技講習又は e ラーニングにて実施し、延べ 2,693 名が受講した。各研修の後には必要に応じて受講者アンケートを実施しており、その結果は翌年度の講習会の計画等に反映することとした。	
【84】 ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させるため、情報セキュリティ確保のための環境整備を行うとともに講習会等を継続的に開催していく。		III	(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 情報セキュリティを確保するため、群馬大学情報セキュリティインシデント対応チーム (CSIRT) を全学危機管理室のもとに設置し、ホームページを開設した。情報セキュリティポリシー普及のため、群馬県警察本部サイバー犯罪対策課と連携して、新規採用職員、幹部職員など階層別に応じた研修・講習会を行い、情報セキュリティに関する対面による内部監査、e ラーニングによる情報セキュリティ講習を実施しており、平成 30 年度の情報セキュリティ講習は、教職員の受講率が 100%となった。 全学認証アカウントの発行について、対面による本人確認を厳密化することで、運用面におけるセキュリティを確保した。	情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底するため作成した「群馬大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」に則り、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動を実施する。
	【84-1】 情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底するため作成した「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」に則り、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動を実施する。	III	(平成 31 事業年度の実施状況) 【84-1】 セキュリティ対策強化のため「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」を改定し、「群馬大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」として策定し、当計画に基づき、以下の教育・訓練及び啓発活動を行った。 群馬県大学等サイバーセキュリティ共同対処協定に基づき設立された、群馬県大学等サイバーセキュリティ連絡会において、各大学等における情報セキュリティ対策についての勉強会を企画し、県警とともに主導的な立場で開催した。 「平成 31 年度（4 月期）群馬大学新規採用職員研修（参加者 11 名）」、新任教員説明会（参加者 36 名）、他機関からの転入者を対象とした「群馬大学新規採用者等情報セキュリティ講習会（参加者 35 名）」において、情報セキュリティに関する講義を行った。	

		<p>「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、全事務系職員（610名）を対象として、全キャンパスに監査員が赴き、対面で聞き取りによる情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>情報セキュリティ講習において、教職員に対して改定したサイバーセキュリティ対策等基本計画を周知するとともに、2段階認証等セキュリティ対策強化の必要性について意識付けを行った。</p>	
--	--	---	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令遵守等に関する目標

中期目標	国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を実施するため、その管理体制の見直しを逐次行う。
------	---

中期計画	平成 31 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	
		中期	年度	平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の 実施予定
<p>【85】</p> <p>① 業務全般にわたるコンプライアンス推進体制を定期的に点検し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び教職員への周知やインターネットによる e ラーニングを導入のうえ、理解度の把握、受講管理を行うなど法令遵守を徹底する。</p>	<p>【85-1】</p> <p>監事及び会計監査人との連携により、業務全般にわたるコンプライアンス推進体制等を定期的に点検するとともにフォローアップを行う。また、資金の適切な執行に関する教職員の理解度を学習管理システムを活用して調査し、リスク管理を強化する。さらに、研究活動の不正行為防止のため、学内説明会等を開催し、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育の e ラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。</p>	III		<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>監事が学部等へ赴いて実地監査を行う際に、各学部等のコンプライアンス体制について点検し、修正すべき点があれば改善を提案し、フォローアップも行うこととしている。平成 28～30 事業年度においては、特に重大な法令違反となるような事例等は見受けられなかった。</p> <p>研究倫理、研究活動における不正行為等に関するキャンパスごとの説明会の開催や e ラーニングを用いた研究倫理教育の受講を推進し、意識の向上を図った。対象者は 100%受講している。</p> <p>研究費使用に係るコンプライアンス教育を毎年度実施し、受講率 100%とすることで、教職員の意識を高めた。</p>	<p>従前からの活動を継続して実施しつつ、令和元年度監事監査で意見のあった、大学における利益相反マネジメントの運用停滞について、監査室がフォローアップし、改善の進捗状況について監事に報告する。</p> <p>研究費使用に係るコンプライアンス教育及び研究倫理、研究活動における不正行為等に関する研究倫理教育を e ラーニングにより毎年度実施し、全対象者に受講させ、意識の向上を図る。</p>
		III		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>【85-1】</p> <p>監事による実地監査（令和元年 12 月 9 日～令和 2 年 1 月 31 日）を行った際、各学部等のコンプライアンスの状況について、確認を行った。その結果、産学官連携に伴う利益相反マネジメントについて、制度はあるものの実際に十分に運用されていない状況が見受けられたので、今後対応・改善について検討することとした。</p> <p>この監事監査結果は、監事からの意見書としてまとめられ、監事から学長に提出し、教育研究評議会等で報告されたのち、メールで学内への周知を行った。</p> <p>研究倫理、研究活動における不正行為等に関する学内説明会に代わり、e ラーニングを活用して研究倫理教育を受講させるとともに、理解度調査を実施している。また、意識向上のため、eAPRIN を活用し、受講を</p>	

			<p>義務付けている。 e ラーニングによる研究費使用に係るコンプライアンス教育を実施しており、受講を促進し、受講率 100%とした。</p>	
<p>【86】 ② 医学系研究科と附属病院が一体となって改革を推進する大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会が法令遵守の実施状況を確認し、改善・指導を行う。学長の下に設置した学外委員を含む病院監査委員会が病院長から定期的に報告を受け、監査・指導する。</p>	<p>【86-1】 大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会は、学内外からの提言等に対し、必要とされる改革の推進、改革に必要な施策等の企画・立案及び医学系研究科・医学部附属病院の法令遵守の実施状況を確認し、引き続き、改善・指導を行う。また、これまでに実施してきた改革の浸透・徹底・評価・効率化などを検証する。</p> <p>【86-2】 学外委員で組織する病院監査委員会の監査・指導等により、院内組織や院内の体制等の見直しを図るとともに、適正な医療提供が行える体制を構築する。</p>	III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会を計 8 回開催し、病院改革の企画・立案及び改善・改革の実施状況並びに法令遵守の実施状況の確認を行った。 附属病院で発生した医療事故の判明以降、平成 27 年に設置した病院コンプライアンス委員会で、病院のコンプライアンスに係る実施状況や学内外からの提言を受け行う改革等について監査を行ってきた。 その後、医療法施行規則が改正（平成 28 年 6 月 10 日）され、特定機能病院の新承認要件として、病院の開設者に病院監査委員会の設置が義務づけられたため、病院コンプライアンス委員会を発展的に改組する形で、平成 29 年 4 月に病院監査委員会を設置した。以後、原則として年 2 回以上委員会を開催し、病院の改革状況や医療安全管理体制について監査している。平成 29～30 年度は、大学内や都内において年 3 回開催し、各回とも委員は全員出席であった。</p>	<p>引き続き、大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会において群馬大学医学部附属病院への提言等に対する改善・改革に必要な施策等を検討し、進捗状況の確認を行うとともに改善・指導を行う。 病院監査委員会においても引き続き、病院が進める様々な改革について監査・指導及び医療に係る安全管理についての監査・意見表明を行う。ただし、開催形式について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での開催ではなく、メール会議や Zoom 等のアプリケーションを利用したオンライン開催の可能性も検討する。</p>
		III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【86-1】 令和元年 9 月に第 9 回委員会を実施し、患者参加型医療推進委員会の審議結果報告及び群馬大学医学部附属病院への提言を確認した。また、提言等への対応に向けスケジュール確認及び提言に対する必要な施策等を検討するとともに進捗状況の確認を行った。</p>	
		III	<p>【86-2】 病院監査委員会の平成 31 年度の開催状況について、第 1 回目を令和元年 10 月 2 日に大学（病院）で開催した（委員全員出席）。 第 2 回は令和 2 年 3 月 18 日に都内で開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を延期した。次年度以降、対面での会議が困難であれば、メール会議で実施する予定である。 なお、前年度の開催において、委員から出された意見や評価等を院内の体制等に反映させた事例は以下のとおりである。 ①画像診断未読防止システム運用後の評価を行い診療担当医及び読影医それぞれの労働負担に配慮した人的措置を学長主導により図った。併せて病理診断報告書の未読防止システムの運用について提言があり、令和元年 8 月から運用を開始した。 ②平成 30 年度から新たに導入したインフォームド・コンセント録音及び患者・家族とのカルテ共有につ</p>	

			<p>いて、インフォームド・コンセントの録音やカルテ共有を希望する患者・家族に対する診療上の不利益が生じない対応策への提言により、説明文書へその旨を追記し、安全安心な医療の提供につとめた。</p> <p>③不正行為等に限定しない、自由に意見が言える院内環境の構築が必要との提言に対し、診療に対する内部通報ホットラインに弁護士を通報担当として配置した。このことで、さらに風通しのよい環境となった。</p>	
<p>【87】 ③「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等のための研修会を開催するなど、教職員の意識啓発を行う。また、不正を事前に防止する体制の不断の見直しを行うとともに、不正防止計画の策定、組織としての管理責任体制を明確化するなど、不正防止体制を充実させる。</p>	<p>【87-1】 研究費使用に係るコンプライアンス教育を実施する。また、不正防止計画の点検見直しを行う。</p>	III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 研究倫理、研究活動における不正行為等に関するキャンパスごとの説明会の開催とともに、すべての教員に対して平成 28 年度から e ラーニングを用いた研究倫理教育 (CITI Japan プログラム) の受講を義務化した。平成 29 年度からは eAPRIN の受講を義務付け、研究倫理に対する意識の定着を図っている。また、未受講者には、研究費を減額すること等により、対象者は 100%受講している。 資金適正執行委員会において研究費不正防止計画の見直し及びコンプライアンス教育を毎年度実施する体制を整えたことで不正防止体制を充実させ、また、コンプライアンス教育を受講率 100%としたことで教職員の意識を高めた。</p>	<p>e ラーニング (APRIN) による研究倫理教育を、全教員を対象に継続して毎年度実施する。また、新任教員に対しては新任教員説明会での講習を基に、100%の受講率を達成させ、コンプライアンス意識の定着を進める。 コンプライアンス教育及び研究費不正防止計画の見直しを毎年度実施し、不正防止に関する教職員の意識向上及び不正防止体制の充実化を継続させる。</p>
<p>【88】 ④ ICT コンプライアンスの更なる向上を目指し、意識啓発のための環境整備を行う。</p>	<p>【87-2】 研究活動の不正行為防止のため、学内説明会を開催するとともに、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育の e ラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。また、学内ホームページに不正防止体制や学内規程等を掲載し、教職員等へ周知する。</p>	III	<p>(平成 31 事業年度の実施状況) 【87-1】 e ラーニングによるコンプライアンス教育を実施しており、受講を促進し、受講率 100%とした。研究費不正使用防止計画は資金適正執行委員会において実施状況を 4 半期ごとに確認し、次年度計画の見直しを行った。 【87-2】 引き続き、e ラーニングによる研究倫理教育を実施し、受講率が 100%になった。 また、「公正な研究活動」に関する規程と「適正な資金執行」に関する規程が一体となって制定されたため、各責任者の役割が明確でない点を改め、それぞれを別個の規程として制定し、組織としてのコンプライアンス体制の強化を進めた。</p>	<p>コンプライアンス対策のため、各種ソフトウェアの包括ライセンス契約の内容の見直しを行う。また、ファイアウォールの監視を継続的に行い、P2P ファイル共有ソフトウェアを利用した著作権侵害及びその他不正な通信を防ぐ。</p>

	<p>【88-1】 コンプライアンス対策のため、各種ソフトウェアの包括ライセンス契約の内容の見直しを行う。また、ファイアウォールの監視を継続的に行い、P2P（*8）ファイル共有ソフトウェアを利用した著作権侵害を防ぐ。</p> <p>（*8）P2P：Peer to Peer の略。ネットワーク上に存在するコンピュータが、一対一の対等の関係で通信を行うこと。</p>	<p>III</p>	<p>た。</p> <p>（平成 31 事業年度の実施状況） 【88-1】 コンプライアンス対策として、各種ソフトウェアの包括ライセンス契約の見直しを行い、新たに Planner、SharePoint の提供を開始した。 P2P ファイルの利用や学外からの Web サーバへの攻撃など、不正な通信の検知・遮断を継続的に行い、会議で報告・検証している。 情報漏洩等の対策として、事務系ネットワークの細分化を進めるとともに、新たに導入した事務系電子メールのフィルタリングシステム、長期ログ管理のためのサーバを設定し運用を開始した。 総合情報メディアセンターが運用する機器について、セキュリティポリシーに沿ってコンプライアンス対策を強化するため、総合情報メディアセンターが運用する機器について、セキュリティアップデートの作業頻度を半年から月ごとに作業頻度を高めた。</p>	
--	--	------------	---	--

(4) その他業務運営に関する特記事項等**1. 特記事項****■情報セキュリティ対策 【84】****【平成 28～30 事業年度】**

平成 28 年 9 月、「国立大学法人群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」を策定した。全学の危機管理室の下に平成 28 年 9 月設置した情報セキュリティインシデント対応チーム（群馬大学 Computer Security Incident Response Team, 以下「群馬大学 CSIRT」という。）を中心に、計画に基づき情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の整備、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動を行った。

【平成 31 事業年度】

令和元年 9 月、セキュリティ対策強化のため「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」を改定し、「群馬大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」として策定した。当計画に基づき、以下の教育・訓練及び啓発活動を行った。

群馬県大学等サイバーセキュリティ共同対処協定に基づき設立された群馬県大学等サイバーセキュリティ連絡会において、各大学等における情報セキュリティ対策についての勉強会を企画し、群馬県警察とともに主導的な立場で開催した。

〔2.1.1(4)他機関との連携・協力〕

新規採用職員研修（参加者 11 名）、新任教員説明会（参加者 36 名）、他機関からの転入者を対象とした「群馬大学新規採用者等情報セキュリティ講習会（参加者 35 名）」において、情報セキュリティに関する講義を行った。

情報セキュリティ講習において、教職員に対して改定したサイバーセキュリティ対策等基本計画を周知するとともに、2段階認証等セキュリティ対策強化の必要性について意識付けを行った。〔2.1.1(2)サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施〕

「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、全事務系職員（610 名）を対象として、全キャンパスに監査員が赴き、対面で聞き取りによる情報セキュリティ監査を実施した。〔2.1.1(3)情報セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施〕

■施設マネジメントに関する取組 【78、79、80】**【平成 28～30 事業年度】**

本学では施設整備、施設運営及び環境管理を推進するため、学長の直下に施設・環境推進室を設置しており、平成 29 年度からは、全学を横断する戦略的な施設マネジメントを推進するため、機能別に 2 つの専門部会（施設マネジメント部会、サステナブルキャンパス部会）の体制に改編し、以下の取り組みを行った。

(1) 施設の有効利用や維持管理**① トップマネジメントによるスペース管理制度を構築**

教育研究の変化に応じた全学的な施設の有効活用を促進し、教育研究活動の一層の活性化に資すること目的として、トップマネジメントによる戦略的なスペース配分を行い、大学改革等に対応する機動的なスペースを確保するため、

全学のスペース区分を再設定した。

また、既存施設を有効活用するため、空室（未使用・不要室）、部屋の用途変更、スペースの需要等の報告を義務化し、これまで学部等単位で管理していたスペースを学長の下一元的に行えるよう規程等を改正した。

② 既存スペースの有効活用による施設整備

本学が推進する研究創出への取り組みとして、トップダウンにより政策的・戦略的に展開する拠点研究として位置づけている数理データ科学教育研究センター及び食健康科学教育研究センターを発展的に拡充するため、荒牧キャンパスの既存スペースを見直し、スペースの再配分により約 120 m²を整備した。また、国際化を推進するため、荒牧キャンパスの学生会館の外部エントランスホールの約 200 m²を学生と留学生が交流するラーニングcommons「アトリウム・ラウンジ」をグローバルイズム育成の新たな拠点として整備した。

③ インフラ長寿命化計画（個別施設計画）

「第 4 次国立大学法人等施設整備 5 年計画」を踏まえ、「群馬大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」のもと、施設毎の点検、診断、修繕・更新、建物情報に関する維持管理のメンテナンスサイクルを制度化し、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を作成しており、対象施設の 62%（約 124,000 m²）が完了し、平成 31 年度に完成させる。

(2) キャンパスマスタープラン（施設整備推進戦略）の見直し

キャンパスマスタープラン 2017 に掲げている「安全・安心な教育研究環境を整備」に基づき、老朽化した危険な附属幼稚園園舎の改築整備を実施した。また、改築整備では、キャンパスマスタープラン（7. 施設マネジメント）で掲げている保有面積の最適化による維持管理費を抑制することとし、改築前の保有面積に対し整備面積を 88%とした。

(3) 多様な財源を活用した施設整備

昭和キャンパスにおいて、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用する管理一体型 ESCO（Energy Service Company）事業の導入を実施しており、平成 31 年 3 月に優先交渉権者を決定し、令和元年 7 月に工事額 5.2 億円、サービス年数 8 年間の契約を予定している。

(4) 環境マネジメント体制の構築**① 省エネルギー対策**

「群馬大学エネルギー消費量削減計画」を毎年度策定し、平成 27 年度を基準として、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間でエネルギー消費原単位を 5%以上削減することを目標に掲げ、削減目標値を前年度比 1%と定めている。

平成 28 年からの 3 年間の達成状況は、8.3%（光熱費換算：約 89,700 千円）の削減となっており、3 年間の削減目標を十分に達成している。

また、団地及び建物毎（エリア毎）のエネルギー消費量（電気・ガス）は、毎月全学に公表・周知し、使用者に省エネ意識の醸成を図っている。

さらに、平成 31 年度に全学のエネルギー消費量の 80%以上を消費している昭和キャンパスにおいて、管理一体型 ESCO 事業の導入を実施することとしており、工事が完了する令和 2 年度以降は、省エネ機器への更新及び効率的な運転管理等により、省エネルギーを図る。

② 地球温暖化対策

「温室効果ガス排出抑制のための実施計画」により、平成 27 年度を基準として、原単位における温室効果ガスの排出量を平成 28 年度から令和 3 年度の 6

年間で6%以上削減することを目標値とし、毎年度1%以上削減を図ることとしている。

平成28年からの3年間の達成状況は、9.6%の削減となっており、3か年の削減目標を十分に達成している。

【平成31事業年度】

(1) 施設の有効利用や維持管理

① トップマネジメントによるスペース管理制度を構築

施設活用調査の実施、稼働状況の管理、スペース情報の公開及び全学的なスペースチャージ制度の制定により、施設の有効活用を図った。

② 既存スペースの有効活用による施設整備

昭和地区の保健学科西棟の改修整備では、稼働率を向上させ学科専有の面積を削減し、新たなスペースを創出した。

③ インフラ長寿命化計画

メンテナンスサイクル制度に基づく劣化状況診断を実施し、「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を策定した。

(2) キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備

昭和地区の保健学科西棟では、教育研究の活性化のため、老朽化の改善に併せ施設機能向上を図る改修整備を実施した。

(3) 多様な財源を活用した整備手法による整備

二酸化炭素排出量を削減するため、大幅な削減が見込める昭和地区のESCO事業を契約し、設備設置工事を完了した。

(4) 環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進

① 省エネルギー対策

「令和元年度群馬大学エネルギー消費量削減計画」を策定し、平成27年度を基準として、平成28年度から令和2年度の5年間でエネルギー消費原単位を5%以上削減することを目標に掲げ、令和元年度の削減目標値として前年度比1%減と定めた。

令和元年度エネルギー消費量削減の達成状況は、0.5%（光熱費換算：約7,958千円）の削減と年間の目標値には達していないが、平成28年からの4年間の達成状況は、8.7%（光熱費換算：4年間で約97,639千円）の削減となっており、4か年の削減目標は十分に達成している。

また、団地及び建物毎（エリア毎）のエネルギー消費量（電気・ガス）は、毎月全学に公表・周知し、使用者に省エネ意識の醸成を図っている。

さらに、令和元年度に全学のエネルギー消費量の80%以上を消費している昭和キャンパスにおいて、管理一体型ESCO事業を契約し、設備設置工事を完了した。省エネ機器への更新及び効率的な運転管理等により、省エネルギーを図る。

② 地球温暖化対策

「温室効果ガス排出抑制のための実施計画」により、平成27年度を基準として、原単位における温室効果ガスの排出量を平成28年度から令和3年度の6年間で6%以上削減することを目標値とし、毎年度1%以上削減を図ることとしている。

令和元年度温室効果ガス削減の達成状況は、0.1%未満の削減となり年間の目標値には達していないが、平成28年からの4年間の達成状況は、9.6%の削減となっており、4か年の削減目標は十分に達成している。

上記（1. 特記事項）のほか、共通の観点に係る取り組みとして以下の取り組みを行っている。

法令遵守（コンプライアンス）に関する体制・規定等について見直しを行った。

保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識を啓発するため、毎年、個人情報管理研修を実施している。行政不服審査法の施行や非識別加工情報制度の導入に対応するため、平成28年8月及び平成29年5月に個人情報保護規則を改正した。また、令和元年9月に保有個人情報に係る業務委託について内規を整備した。

医療法施行規則の改正に対応するため、令和元年7月に公益通報要項を改正するとともに、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化した。

平成29年度に、危機管理関係規則の見直しを行い「危機管理対応指針」の全面改訂を行ったほか、新たに「群馬大学業務継続計画（BCP）」及び「群馬大学医学部附属病院業務継続計画（病院BCP）」を策定した。

「危機管理規則」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を講じる必要があると判断し、令和2年3月19日付で危機対策本部を設置し、令和2年度における学事関係の課題について対処している。

平成31年度には、環境省のガイドラインが更新されたことを受け、「薬品管理における危機管理マニュアル」について見直し、新たに水銀の管理について規定した。また、学生の自殺防止マニュアルの策定に向け、WGを開催した。

研究費の不正使用防止のためのコンプライアンス教育を実施している（平成29年度～平成31年度の受講率：100%）。「研究費不正使用防止計画」は資金適正執行委員会において実施状況を確認し、見直しを行っている。

研究活動における不正行為の防止のための研究倫理教育を実施している（平成28年度～平成31年度の受講率：100%）。

「公正な研究活動」に関する規程と「適正な資金執行」に関する規程が一体となっていて、各責任者の役割が明確でない点を改め、それぞれを別個の規程として制定し、組織としてのコンプライアンス体制の強化を進めた。

2. 共通の観点に係る取組状況（法令遵守及び研究の健全化）

II 大学の教育研究等の質の向上
 (4) その他の目標
 ②附属病院に関する目標

中期目標	① 医療安全管理体制の改革を行う。また、患者の権利に配慮し、患者の目線に立った、患者中心の医療を行う。 ② 高度急性期病院の体制と機能を強化し、超高齢社会の医療の中核を担う。 ③ 地域医療及び先端医療への社会の要請に応えられる未来を担う医療人を育成する。 ④ 未承認医療機器や保険未収載医療機器等の臨床試験を推進し、地域社会、国際社会に貢献する。
------	--

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【50】</p> <p>① 1) 確固たる安全文化醸成のための教職員の意識改革と体制構築、2) 高度な医療を安全に提供するための医療の質向上、を柱として、診療の現場からの改革を徹底して行う。医療安全に対する意識を測るためのインシデント、バリエーションの報告数、症例数などの把握とともに、医療の質指標（Quality indicator：QI）測定とその改善を行う。さらには安心・納得の医療を提供するために、患者対応研修を実施し、患者満足度を向上させる。併せて、医療安全教育の充実、幅広い医療安全管理に関する学習機会の提供、院内各分野の研修体制の充実、医療安全管理に精通する人材の育成を含めてトータルマネジメントし、医療安全管理体制を構築する。</p>	<p>III</p> <p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略） 安全文化醸成のために全職員を対象とするチームステップ研修を平成 30 年 3 月から毎月 1 回程度定期的に行っている。医療安全文化調査（平成 30 年度 183 施設が参加）に毎年度参加している。例年「上司の医療安全に対する態度や行動」「部署内でのチームワーク」「インシデントの報告される頻度」は全国 1、2 位である。一方、「部署間のチームワーク」は 47 位であり、改善課題である。総合評価（偏差値）は平成 28 年度 51.21（参加 133 施設中 45 位）、平成 29 年度 51.23（参加 156 施設中 52 位）、平成 30 年度 52.59（参加 183 施設中 37 位）と経年的に上昇傾向であり、病院全体の安全文化が向上していることがわかった。 インシデント報告の分析と結果の共有を継続している。全診療科・部署で医療の質指標を選定、測定するための研修を開始した。 また、病院管理者が院内の各部署を訪問し、直接現場を視察し、現場の声を聞くとともに、現場の実践状況の評価することを目的とした病院長巡視を行った。 インフォームド・コンセント（IC）の質を向上させるため、IC 録音制度を開始した。職員対象に IC に関する研修を実施した（医療安全職員研修の一環）</p> <p>（平成 31 事業年度の実施状況） 全職員対象のチームステップ研修を継続し、令和 2 年 2 月までに合計 1,180 名が参加した。受講者の「チーム医療に対する態度質問票」を研修前後で実施した。医療安全文化調査に参加し、総合評価は 52.04（参加 191 施設中 53 位）であり、引き続き高い安全文化を維持している。 日本医療機能評価機構による病院機能評価受審に備え、全診療科・部署で医療の質指標を選定・測定を開始した。各部署に設置した「QI ボード」に結果を掲示し、共有した。医療安全管理に精通する人材育成として、専任の医師ゼネラルリスクマネージャー（GRM）を新たに 1 名配置した。 また、病院管理者が院内の各部署を訪問し、直接現場を視察し、現場の声を聞くとともに、現場の実践状況の評価</p>	<p>医療安全文化調査の結果に基づき、個々の部署の弱点・改善課題の取り組みを支援する。 「部署間のチームワーク」を強化するため、チームステップ研修を継続、発展させる。また、一般的な内容から、部署固有の課題に応じたカスタマイズ研修を開発する。また、チームステップ研修の前後で実施している「チーム医療に対する態度質問票」の評価を行う。 医療の質向上委員会を設置し、医療の質指標の継続的な測定とそれに基づく改善活動を促進する。 IC 録音制度、カルテ共有制度の評価を実施し、患者参加型医療の推進と医療の質・安全の向上につなげる。 医療・ケアの様々な過程における患者参加を促進する（診察時のコミュニケーション、検査結果の確認、病気・検査・治療に関する患者教育など） 医療対話推進者研修並びに IC 研修の成果を患者に対する IC に関するアンケートや患者満足度調査などで評価を行う。</p>	

	<p>も行うことを目的とした病院長巡視を定期的実施している。</p> <p>患者参加型医療推進の一つとして平成 31 年 4 月に開始されたカルテ共有に関し、職員対象のアンケート調査を実施した。患者のカルテ共有件数は、令和 2 年 3 月までに申込件数が 301 件、閲覧件数が 141 件と増加傾向にある。</p> <p>医療対話推進者研修ならびに IC 研修を実施した。</p>	
<p>【51】</p> <p>② 群馬県統合型医療情報システムを活用し、救急患者の速やかな受入れや患者の状態に応じた転院が円滑に行えるよう、県内の全救命救急センター及び救急告示病院との連携を強化し、超高齢社会における高度急性期病院としての体制を整備し機能を充実させる。</p>	<p>III</p> <p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>救急患者の速やかな受入れを実施するため、日勤及び夜勤帯の開始時に、一般病棟及び集中治療室のベッド状況や診療科の受入体制を確認し、その内容を群馬県統合型医療情報システムへ登録している。また、県内多数傷病者発生事例や災害発生時には迅速に当該システムへ状況を入力できるように、院内の災害マニュアルを改訂し、それに基づいた訓練も行っている。</p> <p>救急科以外の診療科での救急当直は廃止し、救急症例の初療は基本的に（非常勤講師を含む）救急科医師で行う体制を構築した（明らかにふさわしい当該科が判明している場合等は除く）。</p> <p>電子カルテを開くと当日の全診療科の当直医の氏名及び PHS 番号の一覧を確認できるシステムが構築され、全診療科に直接救急患者受入可能の確認ができるようになった。</p> <p>患者の状態に応じた転院を円滑に行うため、メディカルソーシャルワーカーの協力のもと、亜急性期・慢性期病院の連携先を可能な限り増加させ、患者・家族の同意のもと、救急科入院当初から転院調整を開始し、救急科のベッドコントロールに努めている。</p> <p>救急車応需率・稼働率・DPC 期間 2 以内の退院率は、平成 28 年度で 91.3%・126.3%・77.1%、平成 29 年度で 92.8%・115.6%・81.7%、平成 30 年度で 92.9%・114.6%・75.5%であり、目標を達成できている。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>院内の救急医療体制充実を目指し、平成 31 年 2 月から北病棟 2 階での救急科病床数は 16 床から 1 床増床の 17 床とし、令和元年 12 月からさらに 1 床増床の 18 床とした。平成 31 年 1 月～令和元年 5 月までの救急車応需率・稼働率・DPC 期間 2 以内の退院率はそれぞれ 92%・111.4%・77.3%である。前橋市消防局からの強い要請により平成 30 年 3 月から前橋ドクターカー群大の試験運用が開始となり、平成 31 年 1 月から本格運用となった（令和元年 2 月現在、月・水の日勤帯に限定）</p> <p>ドクターカーによる救急搬送件数は、平成 30 年 3 月～12 月までに 104 件（月平均 10.4 件）であったが、平成 31（令和元）年には 144 件（月平均 12.0 件）と増加傾向にある。</p>	<p>救急科病床が満床のため救急症例の受入が不可とならないように、当該疾患の関連診療科への速やかな転科及び転棟、また連携病院への迅速な転院を進める。院内の空床を可能な限り急患対応とできるように、救急科と救急科以外の診療科で認識を共有する。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急応需率 90%以上 ・病床稼働率 90%以上 ・DPC 期間 2 以内の退院率 60%以上 <p>上記数値を維持し、病院運営会議病院戦略作業部会へ要望し更なる病床数拡大を目指し、救急患者の受入体制の充実を目指す。</p> <p>新制度下における県内の救急科専門医誕生を目指す。</p> <p>救急科専属スタッフを拡充し、現状では月曜・水曜の日勤帯のみの運用となっているドクターカーに関して、対応時間の拡大を目指す。</p>

<p>【52】 ③ 群馬県地域医療支援センターと共同で地域医療に熱意を持った若手医師を育成する。地域への若手医師の定着を図るため、専門医、総合医養成キャリアパスを策定し、継続的に充実させ、魅力あるコースを提示し、群馬県内各地区へのローテーション研修を実施するとともに、医師の専門性、人員の適正配置を群馬県医務課、群馬県病院協会等と検討し、若手医師を指導することにより、群馬県内各地域の医療の充実に寄与する。先端的医療の社会的な必要性に基づき、若手医師に自由な研究活動と研修の環境を提供し、未来の先端医療を担う優れた人材を育成する。また、この取り組みを通して、安全性、倫理性に裏打ちされた、人類の福祉に寄与できるような臨床研究成果を社会に発信する。</p>	<p>III (平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 医学系研究科・附属病院改革推進委員会での群大病院改革方針を受け、平成 29 年 4 月、群馬県及び県医師会、県病院協会とともに地域医療研究・教育センター設置準備室を設置した。同年 11 月、全県体制による医師の配置や医師を始めとする医療スタッフの人材育成を促進するとともに、卒前・卒後を通じてシームレスに、全県体制でサポートする教育システムの構築と支援体制の確立のため、附属病院内に地域医療研究・教育センターを設置した。 平成 30 年 4 月、医療人育成教育の充実及び推進を図り、高度な専門性を有する医療人の養成支援を行っていた医療人能力開発センターと統合し、地域医療研究・教育センター内に 5 つの部門（臨床研修部門、スキルラボ部門、男女協働キャリア支援部門、看護職キャリア支援部門、地域医療支援部門）を設置した。 平成 30 年 8 月、地域医療支援部門内に、県内医療事情の調査・検証、県内医師配置の適正化の推進、医療スタッフの人材交流及び育成を目的に「ぐんま医療人ネットワーク」を設置した。毎年度、群馬県医師数等実態調査（書面調査、一部対面調査）を行うこととし、調査結果をぐんま地域医療会議へ報告、調査結果をもとに翌年度へ向けた医師適正化配置方針が決定された。並行して、医師のキャリア相談への対応や県内病院からの医師配置要望についての情報提供等も行った。また、群馬県地域医療支援センターは、県庁医務課と附属病院内の 2 か所に拠点を置き、地域医療に熱意を持った人材の育成の一環として地域医療の現状を学ぶ各種地域医療体験セミナーを開催し、参加者からの好評を得た。平成 30 年度には、新専門医制度の導入を踏まえ、専門医資格の取得を可能にする「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス ver. 2」を作成した。 臨床研修部門では、各診療科、群馬県と連携し、初期臨床研修プログラム及び専門研修プログラムを運用するとともに、新専門医制度に対応する形で平成 30 年度、新たなシニアレジデント制度の運用を開始し、自由な研究活動と研修環境を提供している。 スキルラボ部門は、平成 30 年度から先端医療開発センターと連携し、より安全な中心静脈穿刺トレーニングの開発を行い、国内外の学会での発表及び国内の学会でトレーニングセミナーを実施した。 男女協働キャリア支援部門では、医療者の現場復帰を支援するため、平成 28 年度、再教育プログラムを医師ワークライフ支援プログラムに改訂し、出産・育児・介護で現場を離れた医師が、男女問わず、充実したキャリアを形成できるよう、各診療科、各部門へ協力要請を行った。</p>	<p>群馬県全体の臨床研修医と専門研修専攻医数を確保するための取り組みを継続する 群馬県の卒後教育・研修に関する広報活動を行う。 専門研修システムの評価・管理、サブスペシャリティ領域の研修体制を整備する。 教職員及び学生、その他県内の医療人を対象とした、幅広い教育・研修の機会を提供する。 医師ワークライフ支援プログラムによる支援方策を継続し、利用状況の評価と課題の抽出、見直しを行う。 地域における男女協働、ワークライフに関する意識や状況、体制を検証、評価を行う。 地域医療卒学生及び卒業生に向けたセミナー等の企画・開催を行う。 各人のニーズに応じた内容の見直しを行う。 群馬県内の特定病院（ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス参加者がローテーション可能な 89 の病院・施設）等関連医療機関から発信するキャリアパスの運用を行う。 医師・医療スタッフの人材育成において、スキルラボならびに群馬手術手技研修センターを活用し、その機能を充実させる。 県内医療機関に対する医療事情の継続調査・検証を実施し、医師配置の適正化（地域偏在の解消）や医療スタッフの人材交流・育成の推進に必要な情報を地域医療関係機関・団体へ提供する。 ぐんま医療人ネットワークの充実を促進する。 医師配置適正化に向けた取り組みの評価を行う。</p>
--	---	--

	<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>群馬県内の医師配置適正化に向けた基礎データ調査として、令和元年度版の医師数等実態調査票を作成し、県内 130 病院へ照会した。その後、122 病院から得た調査結果を分析し、ぐんま地域医療会議に報告した。また、調査結果は同会議で群馬県が示した令和 2 年度に向けた医師適正配置方針の資料として活用され、県内の医師少数地域への救急医の新規派遣が決まった。</p> <p>新専門医制度に則したキャリア形成プログラムである「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス ver.2」を刊行し、学内外に周知するとともに、初期研修修了予定の地域卒卒業生に対してキャリアパスの運用を開始した。</p> <p>初期臨床研修では、令和 2 年度から臨床研修の到達目標・方略が大きく改定されるため、その内容に準拠する新プログラムを作成した。専門研修については、当院を基幹施設とする 18 の基本領域のプログラム責任者及び各診療科、群馬県とも連携し、円滑な専門研修プログラムの運用に努め、後期専門研修説明会を実施した。</p> <p>スキルラボにおいては、医療の質・安全管理部や医学教育センターとも連携を取り、各診療科におけるシミュレータを利用したトレーニング法の提案、医学部の学生教育におけるシミュレーショントレーニングの提案、病院各部署における安全対策のシミュレーションなどに協力し、臨床実習の改善、医学科新カリキュラムの検討にも貢献した。</p> <p>また、外科系医師の手術手技向上及び将来外科系医師を志す者の育成のため、ご献体（篤志献体）を用いて手術手技研修を行うことを目的として、平成 31 年 4 月に大学院医学系研究科に設置された群馬手術手技研修センターの管理・運営を担っている。</p> <p>医師ワークライフ支援プログラム利用者に対する個別面談と個人調査票を通じて、利用者の就業状況や取得を目指す専門医等、常勤復帰に向けた個々のニーズを確認し、常勤勤務への円滑な復帰を支援した。群馬大学男女共同参画推進室とも協力し、ダイバーシティに関するシンポジウム、セミナーを企画・開催した。</p>	
<p>【53】</p> <p>④ 治験・臨床研究の症例集積性を向上させるため、メガホスピタルの整備を引き続き行い、シーズの発掘・育成から橋渡し研究を実施する。また、治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持するため、国際規格（ISO15189）に基づく臨床検査室の認定を取得し、更新に向けて継続した運営を行う。</p>	<p>III</p> <p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>前橋赤十字病院、国立病院機構高崎総合医療センター、深谷赤十字病院、国立病院機構渋川医療センターに、Virtual Private Network (VPN：仮想プライベートネットワーク)の専用回線を設置した。「前橋・高崎・渋川・深谷コア 5 治験・臨床研究病院」とネットワークの名称を掲げて、ウェブ会議共同治験審査委員会を定期開催した。</p> <p>製薬企業から 2 件の治験を受託した。群馬大学医学部附属病院が契約手続の代理人となる方式を採用し、群馬大学病院がコア 5 病院他施設の代理人となることで、契約窓口を一本化する体制を構築した。ER/ES ガイドライン (Electronic Records and Electronic Signatures の略。医薬品等の承認又は許可等に係る申請等に関する電磁的記録・電子署名利用のための指針。) に対応したコンピューター・システム・バリデーションを継続的に実施することができた。</p>	<p>シーズの発掘に基づき、メガホスピタルにおいて、企業治験に加えて、医師主導治験、橋渡し研究の実施を進める。治験・臨床研究の実施可能症例数調査から契約事務、モニタリング、安全性情報収集に至るまでをひとつのサイトで行えるワン・ストップ・サービスを実現する。</p> <p>内部監査等を通じて PDCA サイクルを運用し、臨床検査業務全般にわたりマネジメントレビューを行い継続的に臨床検査業務の改善に努める。臨床検査の品質と精度を維持し、治験における臨床検査の高度な技術水準を維持する。ま</p>

	<p>メガホスピタルにおけるシーズの発掘・育成を推進については、群馬大学医学部附属病院と国立病院機構高崎総合医療センターの泌尿器科で実施する医師主導治験の準備を進めた。</p> <p>臨床検査の国際的第三者認定である ISO 15189 の認定を平成 28 年 3 月 17 日に取得した。これにより、治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持し、迅速かつ正確で質の高い検査結果の提供が保証された。認定後も継続して臨床検査の品質の維持・向上を図り、平成 29 年 2 月 7 日、8 日に ISO 認定後に義務付けられている第 1 回サーベイランス（技術審査）を現地審査により受審し、ISO 適用基準に適合し、申請された試験方法の規格等に対する技術能力を備えていると判断され、認定継続が承認された。さらに、平成 30 年 11 月 20 日、21 日には第 2 回サーベイランス（システム審査）を受審し、認定継続が承認された。臨床試験部では検査部と ISO 15189 の手順を共有することで、治験における検査の技術を高度な水準に維持することが出来た。</p> <p>ISO 15189 の認定取得により、附属病院において国際標準検査管理加算（40 点）が算定されている。</p>	<p>た、継続的教育及び専門的能力の開発に継続的に取り組み、安全衛生、感染予防、化学物質取り扱い、避難訓練、患者情報の守秘義務等の教育を継続して実施する。新規に臨床検査技師を採用する場合ならびに検査部内でのローテーション時にも、チェックシートを用いて必要な教育を行う。</p> <p>令和 2 年以降も ISO 15189 の技術審査及びシステム審査サーベイランスならびに更新審査を受審する予定である。</p>
	<p>（平成 31 事業年度の実施状況）</p> <p>IT 化システムの機能により、メガホスピタルである「前橋・高崎・渋川・深谷コア 5 治験・臨床研究病院」における統一した標準業務手順書に基づき、安全性情報収集管理、モニタリング、重篤な有害事象報告システム管理が可能になった。また、医師主導治験 1 件を群馬大学医学部附属病院と国立病院機構高崎総合医療センターで開始した。</p> <p>ISO 15189 認定の臨床検査室として PDCA サイクルを運用するため、ISO 15189 の規定に則り検査部内に内部監査チームを編成し、各検査部門について内部監査を実施している。内部監査では、検査前・検査・検査後プロセスについて品質マニュアルと各種手順書に則った業務が実施され、ISO 15189 の要求事項を満たしているかチェックされ、洗い出された問題点に関して必要な是正処置を行っている。また、検査部のインシデントを含めて臨床検査業務全般にわたって評価を行い、情報を共有して継続的な臨床検査業務の改善に努めている。令和元年 11 月 13 日、14 日に ISO 15189 更新審査を受審し、令和 2 年 2 月 18 日付けで認定された（認定期間：令和 2 年 2 月 18 日～令和 6 年 3 月 31 日）。</p>	
<p>【54】</p> <p>⑤ 重粒子線治療については、引き続き先進医療として実施するとともに、技術的な改善として、積層原体照射への呼吸同期の対応、線量の再現性検証の高速化を行う。</p>	<p>IV</p> <p>（平成 28～30 事業年度の実施状況概略）</p> <p>先進医療 A で実施される重粒子線治療では、統一治療方針を全国の治療施設と連携して作成し、統一の同意説明文書、治療スケジュール、全例登録のデータベースを完成させた。また、出口展望のロードマップを作成して厚労省の先進医療会議に報告した。<u>このオールジャパンの先進医療実施体制の整備に群馬大学は中心的な役割を果たした（重粒子側）の取りまとめと厚労省への橋渡しを群馬大学が担った。</u></p> <p>先進医療 B（肝臓、肺、膵臓、前立腺、直腸）による重粒子線治療の前向き臨床試験を開始した、中でも、肝細胞</p>	<p>重粒子線医学センターは、臨床試験部、先端医療開発センターとも連携して、重粒子線治療の臨床研究を推進し、エビデンスの集積に努める。</p> <p>物理、生物グループ、ならびに多診療科の協働の下に治療の高精度化、効率化、安全性向上、適応拡大等に資する開発を行う。</p>

	<p>癌に対する重粒子線治療の多施設共同臨床試験については、群馬大学が取りまとめ医療機関となり、ホームページを整備するなど集患活動を行った。</p> <p>頭頸部腫瘍、膵臓癌、肝臓癌、肺癌、子宮癌などについて、群馬大学ならびに国内の施設横断的な重粒子線治療成績をとりまとめて国際誌に発表した。</p> <p>線量集中性の高い積層原体照射を呼吸同期に対応させる新規照射法の実効性を物理ファントムにて確認した。</p> <p>体内線量分布の再現性精度向上を目的に治療室内CTを導入し、患者位置決めと合成線量評価に関する臨床研究を実施し、国際紙に発表した。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>先進医療 A として実施されている統一治療方針に基づくレジストリー研究を継続し、初期の治療成績を解析した。</p> <p>先進医療 B (肝細胞癌、肺癌、膵臓癌、直腸癌再発) を継続し、医療経済評価データを新たに収集した。</p> <p>群馬大学ならびに国内の施設横断的な重粒子線治療成績をとりまとめて国際誌に発表した (頭頸部腫瘍、胆管癌、肝細胞癌、リンパ節再発、再照射、直腸癌など)。また、これまでの各疾患の重粒子線治療に関するエビデンスをレビューとしてまとめ、日本放射線腫瘍学会から厚労省に提出した。</p> <p>新規適応拡大については、食道癌 (術前)、肺癌 (化学療法併用)、肺癌 (免疫療法併用) プロトコールの作成を開始した。</p> <p>治療室内 CT を用いた位置決め高精度化研究を継続し、世界に先駆け国際的に優れた成果を発表している。</p> <p>年度内患者数が当初目標の 600 人を超え、過去最高の 673 人になった。今年度からシフト制を導入し、治療の受け入れ体制の充実を図っている。また、救命救急センター、ICU、医療の質・安全管理部と連携し、患者急変時の合同訓練を行うなど安全面の強化をしている。</p> <p>群馬大学が参加する世界初の膵臓癌の国際共同ランダム化比較試験が開始された。</p>	
--	---	--

II 大学の教育研究等の質の向上

(4) その他の目標

③ 附属学校に関する目標

中期目標

附属学校としての使命を果たすため、大学や地域との連携や共同研究により教員養成教育の質を向上させるとともに、学校現場が抱える教育課題について先導的・実験的な取り組みを強化し、地域における初等中等教育の充実に貢献する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	
		平成 31 事業年度までの実施状況	令和 2 及び 3 事業年度の実施予定
<p>【55】</p> <p>①-1) 教育学部・教育学研究科と連携して学部及び大学院の教育実習、インターンシップ等の科目を充実させ、その成果及び改善点等を教育実習研究協議会等にフィードバックすることにより、実践的な教員養成教育の機能を強化する。</p>	III	<p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略)</p> <p>教育実習委員会において学生に関わる情報を共有し、学生の特性に応じた指導をきめ細かく行っている。教育実習前の教育実習委員会において、実習校における指導計画とともに、軽度な障害等の個別の支援が必要な学生や取組状況に課題のある学生等についての情報をきめ細かく共有した上で指導方針について確認している。教育実習中も教育実習委員の学部教員が実習校を訪問して実習生の取組状況を把握するとともに、個別の支援が必要な実習生や取組状況・体調面に課題のある実習生等に対して所属講座の学部教員とともに必要な指導・支援を行った上で、教育実習中に開催した教育実習委員会で情報を共有しており、その後の指導や事後指導に生かしている。</p> <p>また、新学習指導要領の方向性を踏まえ、実習校事前指導の道德教育に関する講話等において、教科化に向けての課題である「考え、議論する道德」と、適切な評価について重点的に説明した。特に附属中学校では公開研究会に向けた校内授業研究会に教科調査官を招聘して教育実習生とともに最先端の内容の研修を行うなど、教育実習期間における道德教育に関する講話内容を「特別な教科 道德」を踏まえたものにした。また、それらの取組と成果について教育実習委員会や教育実習研究協議会で報告し、学部と市町村教育委員会、学校の関係者と情報共有した。</p>	<p>学部の教職大学院の充実に向けた取り組みに対応して、附属学校における教職大学院インターンシップのシステムを構築し、システムとカリキュラム（附属学校の教育実践研究との連携など）について検討及び試行し、その成果を教職大学院連絡協議会で共有する。</p>
		<p>(平成 31 事業年度の実施状況)</p> <p>実習校事前指導の各教科の指導案作成指導において、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりについて説明を実施している。また、指導案形式についても新学習指導要領上の位置付けを示したり、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で評価する指導計画を位置付けたものにした。また、新学習指導要領の方向性を踏まえた指導となるようにした。本実習で指導を実践させるとともに、それらの取組と成果について教育実習委員会や教育実習研究協議会で報告し、学部と市町村教育委員会、学校関係者と情報共有した。</p>	

<p>【56】 -2) 教育学部・教育学研究科と連携して子ども総合サポートセンターの活動に取り組み、地域の学校が抱える教育課題について研究し、公立学校等において教育相談・各種研修会を実施するなど地域支援の活動を行う。</p>	<p>III</p> <p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 県内の学校からのニーズにより訪問相談を実施し、担当者会議にて報告・検討を継続的に行い、支援を行った。 学びのユニバーサルデザイン (UDL) に基づく授業研究を推進し、授業公開を企画・実施した。また、日本授業UD学会にて「ぐんまモデル」(2015 版)を基にした実践研究の内容を公表した。 文部科学省指定 平成 30 年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解 (心のバリアフリー) の推進事業」において、幼小中特が連携した交流及び共同学習に取り組み、四校園の連携・理解をより深めたと同時に公開授業等でインクルーシブ教育の在り方について提案・協議することができた。その成果について報告書を作成し文部科学省に報告した。</p> <p>(平成 31 事業年度の実施状況) 県内の学校からのニーズにより 3 校園 12 名について訪問相談を実施し、担当者会議にて報告・検討を継続的に行い、支援を行った。 事例検討型ワークショップの年 2 回開催を企画し、第 1 回は令和元年 8 月 1 日に実施し、教育関係者 26 名が参加した。第 2 回は令和 2 年 2 月 22 日に開催予定としていたが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。第 1 回での事例検討により対象児童生徒用に作成した個別指導計画により学校における教育実践を報告、検討を行った。 学びのユニバーサルデザイン (UDL) に基づき、学校訪問による授業参観、研修会講師を派遣している。</p>	<p>訪問相談・放課後セッションのシステムを構築し推進・充実を図る。かつ、事例検討型ワークショップの企画・開催を通して、県内での特別支援教育に関する啓発を図る。学びのユニバーサルデザイン (UDL) による教員研修プログラムを、プログラム評価の視点から検討・改善を行い地域支援の拡充を目指す。</p>
<p>【57】 ②-1) 公開研究会や学部・附属学校共同研究センターの研究活動において、これからの学校教育に求められる新たな教育課題に取り組み、群馬県教育委員会等と連携して地域における先導的・実験的教育を推進し、成果を広く地域に公開する。</p>	<p>III</p> <p>(平成 28～30 事業年度の実施状況概略) 毎年度各附属学校園で開催している公開研究会では、学部や群馬県教育委員会と連携しながら実践研究をすすめ、新学習指導要領の重点を踏まえながら(「資質・能力の育成」のための方策やカリキュラム開発等)それぞれの附属学校園において研究の視点を定め、授業の公開や講演会等を実施している。多数の教育関係者の参加(例年約 900 名)があり、特に小学校と特別支援学校で行った交流及び共同学習において、「全国的にも例がない取り組みである」と文部科学省の視学官より高い評価を受けた。また、平成 30 年度の附属中学校公開研究会では、学部教員をコーディネーター、小中学校教員 3 名をパネリストとするシンポジウム、教科調査官を招聘しての講演を開催した。 公開研究会のほか、学部教員及び群馬県教育委員会との連携による指導方法等の発信として、小学校では「提案授業」として 10 月から 2 月にかけて 11 授業を公開し、中学校では 6 月に「中間発表会」を実施した。授業づくりは、初期段階より群馬県の義務教育課の指導主事の協力を得て公立学校の課題についての情報を踏まえつつ行っている。 群馬県教育委員会との連携事業としては、「はばたく群馬の指導プラン」の改訂に、附属小・中学校教員 33 名が関わり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導資料作りに携わった。資料は平成 31 年 4 月に Web 掲載し、また、8 月に冊子としても作成し、県内全小中学校へ配付</p>	<p>新学習指導要領全面実施を踏まえながら、学校教育に求められる様々な教育課題に対応できるよう、学部教員及び群馬県教育委員会と連携を強化し、実践研究の充実に努め、公開研究会や提案授業等の発信を通じて、公立学校現場のニーズに応えられるような提案性のある取り組みを示していく。</p>

	<p>された。 ほかにも新しい教育課程の編成に向けた教職員研修として、外部から講師を招聘し毎年8月に研修を実施している。群馬県教育委員会の後援の下、平成30年度においては附属4校園の教職員の他、県内の公立学校の教職員や教育委員会関係者が100名を超え参加した。 新たな教育課題への理解を深めるため、平成30年3月に文部科学省の視学官を招いて小学校、特別支援学校合同での講演会を実施するとともに、平成30年8月及び平成31年2月に講師を招聘し、「プログラミング教育」についての研修会を附属小学校において実施し、それを基に、7つの授業を実践した。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況) 新学習指導要領の完全実施に向け、8月に、東京大学高大接続研究開発センターから講師を招聘し、群馬県教育委員会後援の下、「新たな学びのデザインと評価の在り方」と題して教育講演会を実施した。附属4校園や学部の教職員とともに、県内の公立学校の先生方や教育委員会関係者、学部生等が117名参加し研修を進めることができた。 公開研究会では、学部や群馬県教育委員会、文科省等と連携しながら実践研究をすすめ、新学習指導要領の重点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、それぞれの附属学校園において研究テーマを定め、授業公開や講演会等を実施した。県内外から多数の教育関係者等の参加があり（附属小学校では約900名の参加者）、開催後のアンケートで研究会の内容について「満足できた」、「おおむね満足できた」との回答が9割以上であり、高い評価を受けることができた。 学部教員及び群馬県教育委員会との連携による教育カリキュラムや指導方法等の発信として、附属中学校では6月に「中間発表会」を実施し、授業公開するとともに、文科省調査官を講師として招聘し、道徳指導の在り方について研修を実施することができた。附属小学校では「提案授業」として10月から2月にかけて11授業を公開し、県内の公立学校の先生方へ「主体的・対話的で深い学び」に向けた指導法等を発信した。</p>	
<p>【58】 -2) 教育委員会等と連携して地域の各種の教員研修を実施し、地域の教員の資質能力向上に寄与する活動を行う。</p>	<p>III (平成28～30事業年度の実施状況概略) 文科省・群馬県教育委員会主催の教育課程説明会に教員を参加させ、新学習指導要領を踏まえた授業実践や研修リーダーとなる研鑽を積むとともに、群馬県道徳推進協議会・初任者研修・総合教育センター各種講座、県内小中学校校内研修の講師・公開授業者として、現職教員研修の指導的立場を務めた。 各附属学校園で、授業実践を通して授業改善やきめ細かな指導についての提案を行っており、教育課題の学力向上、一斉指導の体制と共に個々の実態に合わせた指導について、指導方法や学び合いの様子を発信している。そして、例年5月には中学校が研究中間報告会、6月には小学校が公開研究会を、特別支援学校が授業公開及び授業研究会を行い、今求められる教育の一端をそれぞれの切り口から提案し、各校種の初任者研修の研修場所として機能すること</p>	<p>新学習指導要領を踏まえた課題解決への授業や研究会等について、教育委員会等と連携し、ニーズと地域学校の課題を分析した上で、授業づくりの考え方やポイント、カリキュラムマネジメントなどの在り方を示して提供し、そこから成果と課題を確認するとともに、より附属学校園の情報収集力を生かした系統立てた研修の実施や実践的情報の提供を推進する。</p>

	<p>ができた。</p> <p>また、これからの教育が目指す方向について理解を深めるために教育講演会を開催し、多くの地域の学校関係者が参加した。さらに10月には中学校が、11月には特別支援学校が近隣大学等と情報交換しつつ公開研究会を行った。県総合教育センター基幹研修の場として多くの公立学校教員が参加し、喫緊の課題に係る意見交換を活発に行っている。さらに、平成30年度には文科省の「心のバリアフリー推進事業」を受託し、幼小中特が連携した交流及び共同学習に取り組み、四校園の連携・理解をより深めたと同時に公開授業等でインクルーシブ教育の在り方について提案・協議することができた。</p> <p>(平成31事業年度の実施状況)</p> <p>新幼稚園教育要領、新学習指導要領(小中特)の理解や具体化に向けた研修会の企画、また県総合教育センターによる研修や地域の研修会の講師として尽力した。群馬県教育委員会等と連携協力し、5月には幼稚園が公開研究会を、中学校が公開研究会に向けた中間発表会を、6月には小学校が2日間に渡る公開研究会を、特別支援学校がミニ公開研究会を行い、多くの公立学校教員等が参加し、日々の教育実践に活用できる講演や意見交換ができた。特に群馬県道徳推進協議会・各校種別の初任者研修の研修場所として機能することができた。10月には中学校が公開研究会を、幼稚園が2回目の公開研究会を、11月には特別支援学校が公開研究会を実施し、喫緊の課題に対する理解の深化と具体案等を提案した。</p>	
--	--	--

II 教育研究等の質の向上に関する特記事項

○教育研究等の質の向上に関する全体的な状況について

教育

■教育改革推進室の教育の内部質保証

大学教育・学生支援機構教育改革推進室の教員が各学部等に赴き、アクティブラーニングやシラバスの適切な入力、厳格な成績評価、ポートフォリオ等に関するFD「教育の内部質保証」に向けて」を開催し、教職員の理解を深めた。

■大学院授業英語化推進室の設置

英語のみで修士の学位が取得できる質の高い教育プログラムを提供することによって優秀な留学生の獲得を目指す。そのプログラム整備のため「大学院授業英語化推進室」を全学組織として平成31年度に整備した。

研究

■レギュラトリーサイエンス（RS）研究助成の新設

従来の医学の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器、医薬品の開発を目的とした、ニーズとシーズの適切なマッチング並びに医療現場の視点からのリバーストランスレーショナルな研究・開発活動による「医理工生命科学融合医療イノベーション」の成果を踏まえて、「レギュラトリーサイエンス（RS）研究助成」を新設した。既存の領域に加え、「学部横断的な全学融合領域において卓越した研究環境を通して先端的医療、自動運転、食品を介した各分野における新規技術開発を目指す研究課題」及び「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた、安心・安全な次世代社会を実装・構築するためのレギュラトリーサイエンスにかかる研究課題」を支援するための研究助成を開始した。公募により本学のシーズと地域・世界レベルの社会ニーズがマッチした課題を選出し、研究費の助成を実施した。（17課題採択、助成金総額14,000千円）

■ウイルスベクター開発研究センターの設置

学内の「重点支援プロジェクト」で成果が上がっていた研究を、学内の強みのみに留まらず、国内外の先端研究拠点として発展させるため、未来先端研究機構内にウイルスベクター開発研究センターを令和元年10月に設置し、キックオフシンポジウムを開催した。

共同利用・共同研究拠点

■共同利用・共同研究拠点としての活動

生体調節研究所では、共同利用・共同研究拠点として当研究所が蓄積してきた研究成果、解析技術、研究材料などのリソースを基盤として、内分泌・代謝学研究者コミュニティが要望する共同研究課題を国際公募し、計34件を共同研究として採

択した。

そのうち、特に競争の激しい分野である「糖尿病・肥満関連の研究課題」2件、「若手（39歳以下）研究者・女性研究者の研究課題」4件、「外国研究者の研究課題」4件、「創薬・イノベーションの研究課題（生活習慣病を対象とした創薬シーズの探索）」2件の計12件を重点課題として採択し、研究費を配分した。

なお、国際公募の成果として、新規に3件の外国研究機関（アメリカ、中国、韓国）から共同研究拠点共同研究の応募があった。

拠点研究推進、若手キャリアパス形成のため、2名の若手研究者を研究員として採用した。また、共同研究拠点採択課題のうち10件は若手または女性研究者との共同研究（重点課題「若手研究者・女性研究者の研究課題」を含む）である。

令和2年1月には、国際的に著名な研究者である西田栄介先生（理化学研究所生命機能科学研究センター長）を招聘し、第4回共同利用・共同研究拠点若手研究者育成プログラムセミナーを開催して若手研究者、大学院生、学部生等への啓蒙の機会を設定した。

毎年開催することとしている「生体調節研究所 内分泌代謝シンポジウム」を、今年度は、国内シンポジウム「内分泌代謝研究が解き明かす未知の組織恒常性機構」と題して、令和元年11月に開催し、国内・国際共同研究の足がかりとした（参加者180名）。また、シンポジウム終了後、若手リトリートを開催し、若手及び女性研究者と学外研究者との研究交流を深めることにより、研究者育成を行った（参加者28名）

○附属病院について

1. 評価の共通観点に係る取組状況

（教育・研究面の観点）

■医療の質・安全学講座（医療の質・安全管理部）の取組

【平成28～30事業年度】

- ①各年度において医療の質・安全学の最新の動向を反映させた医療安全職員研修を複数回（DVD上映会を含む）実施した。
- ②患者カルテ共有システムを推進するため、実施前に、職員に対する意識調査を行い、改善課題を明らかにした。

【平成31事業年度】

- ①医療の質・安全学の最新の動向を反映させた医療安全職員研修を12回（DVD上映会を含む）実施した。
- ②平成31年度に科研費基盤研究B「患者参加型医療推進と治療法決定プロセス改善にむけた組織的アプローチ」の一環として患者参加型医療ならびに国際的患者カルテ共有研究プロジェクト（OpenNotes）に関する情報を収集した。
- ③上記②の結果を独立行政法人国民生活センターが発行している「国民生活研究」2019年12月号に「患者参加型医療が医療の在り方を変えるー21世紀医療のパラダイムシフト」として発表した。
- ④医療の質改善には、医療の質を客観的に測定することが必要である。全職員を対象に、医療安全職員研修の一環として「医療の質測定に関する研修」を行うとともに、「QIボード」を設置し、指標の測定結果を共有した。

■「群馬大学災害時業務調整担当職員（GLAST 隊員）養成コース」の取組

【平成 30 事業年度】

大規模災害時に群馬大学医学部附属病院は、限られた医療資源の中で、多数の負傷者に対し、最大多数に最良の医療を提供することが求められている。

そのためには、情報収集、関係外部機関・院内各部署等との連絡調整、職員の安全確保など、医療以外の全てを担当する業務調整（ロジスティクス）担当職員の存在が必要不可欠であることから、災害時に業務調整担当職員として、積極的に活躍できる職員を養成するため、群馬大学災害時業務調整担当職員養成プログラム、通称「GLAST 隊員」養成研修（修了者 8 名）を実施した。

【平成 31 事業年度】

「GLAST 隊員」養成研修を春季（修了者 5 名）及び秋季（修了者 10 名）に実施した。

（診療面の観点）

■外来患者適正化（削減）への取組

【平成 29～30 事業年度】

平成 29 年度、逆紹介促進・地域好循環ワーキンググループを立ち上げた。再診患者削減の目的として、職員及び患者へ向けかかりつけ医についてのポスターを作成し、外来等各ブースへ配付した。

【平成 31 事業年度】

逆紹介促進・地域好循環ワーキンググループにて外来患者適正化（削減）に向けた取り組みを行っている。再診患者削減の目的として、各診療科へ再診外来患者削減等についての目標を設定するよう依頼し、各診療科において取組方針を設定した。目標とした再診外来患者数は約 1,600 人である。また、とりまとめた結果を令和元年 5 月 8 日の病院運営会議にて報告した。再診外来患者延べ数は、平成 27 年度の 469,672 人に対して、平成 28 年度が 460,077 人、平成 29 年度が 448,494 人、平成 30 年度が 443,447 人、平成 31 年度が 431,771 人で減少した。

■児童虐待に対する医療体制の充実（児童虐待防止医療ネットワーク事業）

【平成 28～30 事業年度】

群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業に係る運営協議会にて、各年度の研修計画を作成し実施した。

BEAMS（医療機関向けの虐待対応プログラム研修）

Stage 1：診療所、保健機関における虐待対応についての研修（年 2～3 回）

Stage 2：虐待対応チームの強化のための研修（年 1～3 回）

リフカー研修：性虐待等の被害児童に対する初期対応の研修（年 2 回）

その他、病院間連絡会議として中核病院との連絡会議及び症例検討会、講演会（年 1～2 回）、医師会との協議会、被害児童診察講習会を開催した。

【平成 31 事業年度】

令和元年度群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業に係る運営協議会にて、今年度の研修計画を作成し実施した。

BEAMS（医療機関向けの虐待対応プログラム研修）

Stage 1：診療所、保健機関における虐待対応についての研修（11 月 14 日（藤岡多野医師会）、1 月 29 日（太田市医師会））

Stage 2：虐待対応チームの強化のための研修（10 月 4 日（高崎総合医療センター））

リフカー研修：性虐待等の被害児童に対する初期対応の研修（9 月 14 日（附属病院）、12 月 7 日（附属病院。））

講演会：2 月 18 日（附属病院）

その他、病院間連絡会議として中核病院との連絡会議及び症例検討会、前橋赤十字病院での講演会、医師会との協議会、被害児童診察講習会の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

（運営面の観点）

■日本医療機能評価機構による病院機能評価「一般病院 3」の受審

【平成 28～30 事業年度】

平成 29 年度において認定を受けている日本医療機能評価機構の病院機能評価が期間満了となるため、新設された病院機能評価「一般病院 3」を平成 31 年 5 月に受審することを決定した。

平成 30 年度において次のとおり受審に向けての準備を行った。

病院機能相互チェック実施基幹 WG 等において受審体制等について審議するとともに、キックオフ宣言により、教職員に概要を説明した。

日本医療機能評価機構から講師を招聘し、院内講演会や模擬審査を実施した。模擬審査の結果は、病院運営会議等で報告した。

調査対応等の責任者を対象とした説明会や、受審経験のある他病院から講師を招聘した講演会を開催した。調査の事前準備として、各診療科において 2 つの診療科を 1 組とし、互いにシミュレーションを実施し、課題点を洗い出し改善を図った。

【平成 31 事業年度】

病院機能評価「一般病院 3」の訪問審査を令和元年 5 月 15 日から 17 日まで受審した。その後の「中間的な結果報告」において約 8 割の項目で「S（秀でている）」又は「A（適切に行われている）」評価であったが、「C（一定の水準に達しているとはいえない）」評価の項目が 1 割弱あったため、対応を検討し、改善状況を報告した。その後、9 月に補充的な訪問審査が行われ、11 月 1 日付けで条件付認定を受けた（認定期間：平成 31 年 1 月 26 日～令和 2 年 6 月 30 日）。なお、中間的な結果報告では 8 項目あった C 評価は 3 項目だけとなり、この項目（改善要望事項）について、令和 2 年度に確認審査を受審する予定であり、この結果により、認定期間が令和 6 年 1 月までとなる見込みである。

■労務管理関係（医師負担軽減・医師以外の医療スタッフの負担軽減）

【平成 28～30 事業年度】

医師負担軽減の取り組みとして、平成 30 年 11 月ドクターズアシスタントセンターを設置し、医師事務作業補助者 1 名を採用した。医師事務作業補助者を 10 名体制にするべく、公募を開始した。平成 30 年度の採用実績は 1 名であった。

逆紹介促進・地域好循環ワーキンググループにて外来患者適正化（削減）に向けた取り組みとして、地域医療連携登録施設へのアンケート調査を実施した。

看護師について、育児休業復帰者へ、支援終了時に通常勤務に移行できるよう支援した。夜勤専従者を増やし、育児中の看護師の夜勤免除を支援した。

【平成 31 事業年度】

引き続き医師事務作業補助者の公募を行った。平成 31 年度の採用実績は 9 名（うち 1 名退職）（令和 2 年 3 月 1 日現在）であり、医師事務作業補助技能認定試験合格者を診療科に試験配置している。

引き続き逆紹介促進・地域好循環ワーキンググループにて外来患者適正化（削減）に向けた取り組みを行った。再診患者削減の目的として、診療科ごとに再診外来患者削減等についての目標を設定し、取組方針を設定した。

医師不足の解消のため、医師の柔軟な採用ができるよう、パート非常勤医師職を新設した。パート非常勤医師の採用実績は平成 31 年度 58 名（令和 2 年 3 月 1 日現在）であった。

交代勤務制の導入が必要な診療科で導入を進めていたが至らず、引き続き検討していく。

看護師について、育児休業復帰者へ、支援終了時に通常勤務に移行できるよう支援した。夜勤専従者を増やし、育児中の看護師の夜勤免除を支援した。

客観的労働時間の把握のため、Web による勤怠管理システムの導入に向け計画の検討を行った。

2. その他

全体的な状況（P. 6）を参照

○附属学校について

（1）教育課題への対応

【平成 28～30 事業年度】

毎年度各附属学校園で開催している公開研究会では、学部や群馬県教育委員会と連携しながら実践研究をすすめ、新学習指導要領の重点を踏まえながら（「資質・能力の育成」のための方策やカリキュラム開発等）授業の公開や講演会等を実施している。

学部教員及び群馬県教育委員会との連携による指導方法等の発信として、小学校では「提案授業」を公開し、中学校では「中間発表会」を実施した。授業づくりの初期段階より群馬県の義務教育課の指導主事の協力を得て公立学校の課題についての情報を踏まえつつ授業づくりを行っている。

群馬県教育委員会との連携事業としては、「はばたく群馬の指導プラン」の改訂に、附属小・中学校教員 33 名が関わり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導資料作りに携わった。資料は Web 掲載し、冊子としても県内全小中学校へ配付された。

新しい教育課程の編成に向けた教職員研修として、外部から講師を招聘し毎年実施している。

平成 30 年度、講師を招聘し、「プログラミング教育」についての研修会を小学校において実施し、それを基に、7 つの授業を実践した。

【平成 31 事業年度】

新学習指導要領の完全実施に向け、「新たな学びのデザインと評価の在り方」と題して教育講演会を実施した。附属 4 校園や学部の教職員とともに、県内公立学校の教員や教育委員会関係者、学部生等が 117 名参加した。

公開研究会では、新学習指導要領の重点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業公開や講演会等を実施した。県内外から多数の教育関係者等の参加があった。

学部教員及び群馬県教育委員会との連携による教育カリキュラムや指導方法等の発信として、中学校では「中間発表会」を実施し、授業公開するとともに、外部講師を招聘し、道徳指導の在り方について研修を実施した。小学校では「提

案授業」として 11 授業を公開し、県内の公立学校の教員へ「主体的・対話的で深い学び」に向けた指導法等を発信した。

（2）大学・学部との連携

【平成 28～30 事業年度】

附属学校では、大学・学部教員が授業を担当したり弁論大会や文化祭・合唱コンクールでの指導等で全校行事にも関わったりと、大学・学部のリソースを生かした、質の高い教育課程や教育方法の開発を進めている。

また、学部や大学院の教員と連携し、各教科等の研究を推進している。幼稚園では、学部教員が園内研究に毎週継続的に参加し、研究協議や助言を受ける機会を設定している。

教育実習では、教育実習委員会において学生に関わる情報を共有し、学生の特性に応じた指導をきめ細かく行っている。

また、新学習指導要領の方向性を踏まえ、実習校事前指導の道徳教育に関する講話等において、教科化に向けての課題である「考え、議論する道徳」と、適切な評価について重点的に説明した。特に中学校では校内授業研究会に教科調査官を招聘して教育実習生とともに最先端の内容の研修を行った。また、それらの取組と成果について教育実習委員会や教育実習研究協議会で報告し、学部と市町村教育委員会、学校の関係者と情報共有した。

【平成 31 事業年度】

実習校事前指導の各教科の指導案作成指導において、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりについて説明を実施している。また、指導案形式についても新学習指導要領上の位置付けを示したり、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点で評価する指導計画を位置付けたものにししたりするなど、新学習指導要領の方向性を踏まえた指導となるようにした。それらの取組と成果について教育実習委員会や教育実習研究協議会で報告し、学部と市町村教育委員会、学校関係者と情報共有した。

（3）地域との連携

【平成 28～30 事業年度】

群馬県道徳推進協議会・初任者研修・総合教育センター各種講座、県内小中学校校内研修の講師・公開授業者として、現職教員研修の指導的立場を務めた。

各附属学校園で、授業実践を通して授業改善やきめ細かな指導についての提案を行っており、教育課題の学力向上、一斉指導の体制と共に個々の実態に合わせた指導について、指導方法や学び合いの様子を発信している。そして、例年中学校が研究中間報告会、小学校が公開研究会を、特別支援学校が授業公開及び授業研究会を行い、今求められる教育の一端をそれぞれの切り口から提案し、各校種の初任者研修の研修場所として機能することができた。

また、これからの教育が目指す方向について理解を深めるために教育講演会を開催し、多くの地域の学校関係者が参加した。さらに、中学校や特別支援学校が近隣大学等と情報交換しつつ公開研究会を行った。県総合教育センター基幹研修の場として多くの公立学校教員が参加し、喫緊の課題に係る意見交換を活発に行っている。さらに、平成 30 年度には文科省の「心のバリアフリー推進事業」を受託し、幼小中特が連携した交流及び共同学習に取り組み、四校園の連携・理解

をより深めたと同時に公開授業等でインクルーシブ教育の在り方について提案・協議することができた。

【平成 31 事業年度】

新幼稚園教育要領、新学習指導要領（小中特）の理解や具体化に向けた研修会の企画、また県総合教育センターによる研修や地域の研修会の講師として尽力した。群馬県教育委員会等と連携協力し、附属 4 校園ごとに公開研究会等を行い、多くの公立学校教員等が参加し、日々の教育実践に活用できる講演や意見交換ができた。特に群馬県道徳推進協議会・各校種別の初任者研修の研修場所として機能することができた。公開研究会等を通して、喫緊の課題に対する理解の深化と具体案等を提案した。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

【平成 28～30 事業年度】

附属学校の教育研究の基本方針や組織等の重要事項について学部教員及び附属学校長・副校長が協議する場である「群馬大学教育学部附属学校審議委員会」での審議の結果、平成 30 年度から、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の 3 校に当該校長の判断で教頭相当職として校内教頭を配置することとした。校内教頭と教務主任が業務分担した結果、保護者との相談対応が校内体制として一本化されたほか、子どもサポートセンター運営や附属小学校のプログラミング教育についても、大学等との連携強化が図られた。

附属学校園の教育研究に係る方針計画、将来計画、組織運営及び学部との連携についての意見交換等のため、平成 30 年度に教育学部附属学校審議委員会の部会として「附属学校企画運営会議」を新たに設置し、学部と附属学校が一体となって様々な課題に取り組む体制を整え、その中で教職大学院拡充に伴う附属学校の実習の受入体制について協議した。

また、附属学校の園児・児童・生徒募集・選考等に関するワーキンググループを別途設け、学区に関する改善案をまとめた。

「好奇心～積極性の育成」「創造性の育成」「協調性の涵養」という 3 つの目的を柱に、「遊び」を中心とした保育の中で園児の人格形成を培うという観点で附属幼稚園園舎を改築した。木材を使用した温かみのある園舎内外の環境の中で、各保育室はプレイルームを中心とした回遊性の高い配置を取っており、扉や壁で完全に仕切ることなく緩やかに他の空間とつながり、園児の異年齢交流を促すような仕組みが特徴となっている。

【平成 31 事業年度】

「群馬大学教育学部附属学校審議委員会」において、附属学校の入試要項や「附属学校教育臨床総合センター」の機能強化を目指した「共同教育学部学校教育実践センター」に関する試案について審議した。また、教育学部副学部長を長とした「附属学校企画運営会議」を開催し、有識者会議の提言内容への対応や、教職大学院拡充に伴う実習の受入、附属小学校、附属幼稚園の学区撤廃に係る広報について定期的に協議した。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 2, 9 0 7, 8 4 7 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 2, 9 0 7, 8 4 7 千円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	該当なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当なし 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	該当なし

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
(桐生) ライフライン再生 (空調設備)	総額 515	施設整備費補助金 (245) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (270)	(昭和) 総合研究棟改修(保健学系) (日吉)基幹・環境整備 (ブロック塀対策Ⅱ) (昭和) ライフライン再生 (空調設備)	総額 590	施設整備費補助金 (557) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (33)	(昭和) 総合研究棟改修(保健学系) (日吉)基幹・環境整備 (ブロック塀対策Ⅱ) (昭和) ライフライン再生 (空調設備)	総額 575	施設整備費補助金 (542) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (33)
			小規模改修(営繕事業)			小規模改修(営繕事業)		

○ 計画の実施状況等

施設整備費補助金(昭和総合研究棟(保険学系))(476百万円)、(日吉)基幹・環境整備(ブロック塀対策Ⅱ)(2百万円)、(昭和)ライフライン再生(空調設備)(64百万円)は計画どおり事業目的を達成した。

小規模改修(営繕事業)は、計画どおり事業を実施した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>① 教員の選考(採用、昇任)に当たっては、世界的水準の教育研究を目指す本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、研究業績及び研究能力、教育経験及び教授能力、社会的活動、健康状態その他を総合的に判断して行う。</p> <p>② 職員の選考(採用、昇任)に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>③ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、教育研究の活性化のため、任期制及びテニュアトラック制度を活用する。</p> <p>(2) 人員管理</p> <p>① 人員管理に関しては、中・長期的計画を策定するとともに、適切な学内資源の配分を行う。</p> <p>② 最少の人員で最大の効果を上げることが基本とした人員と配置の適正化を図る。</p> <p>③ 競争的資金等を活用した教職員の採用を推進する。</p> <p>(3) 人事管理及び研修等</p> <p>① 人事管理は、人材育成の視点、能力及び業績等を重視して人事管理を行う。</p> <p>② 教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図り、教職員の意識改革を推進するために必要な研修を行う。研修は定期的実施し、効果的な運用を図る。</p> <p>③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み 114,359百万円(退職手当は除く)</p>	<p>○ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、人事・給与システムの弾力化を促進する。</p> <p>○ 将来的な教育研究組織の見直しの必要性を踏まえ、教員の人事計画を策定し、計画に基づく教員の重点再配置を促進する。</p> <p>○ 大学運営上必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、各職員のキャリアパスも見据えたSD研修を計画的に実施する。</p> <p>(参考1) 平成31年度の常勤職員数 2,292人(役員を除く)</p> <p>また、任期付き職員数の見込みを386人とする。</p> <p>(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 19,116百万円(退職手当は除く)</p>	<p>○ 女性研究者を積極的に活用するため、ポジティブアクションの実施として、女性研究者を積極的に雇用することを宣言するとともに、研究活動支援者の配置、女性研究者向けの共同研究促進経費及びスタートアップ支援経費の配分など、女性研究者の研究支援を行った。</p> <p>○ 「第3期中期目標期間中の定数削減・新構想枠の設定について(平成28年3月2日役員会決定)」に基づき抑制した教員定数を新構想枠として活用し、研究・産学連携推進機構(次世代モビリティ社会実装研究センター)に1名、ダイバーシティ推進センターに1名の教員定数を配分した。</p> <p>○ クロスアポイントメント制を活用し、本学の教員1名が大阪大学において教育研究活動を行い、活性化を図った。(H31.4.1-R3.3.31)</p> <p>また、大阪府立大学の教員1名を本学の教員として雇用し、教育研究活動の活性化を図った。(R1.10.1-R2.3.31)</p> <p>○ 群馬大学職員人事評価における「役職段階に応じた職務遂行に必要な水準」を基準として、各階層で求められる基礎的な知識及び技能全般を習得することを目的とする階層別研修(新規採用職員研修、係長級職員研修等)や、大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けることを目的とするスキルアップ研修(タイムマネジメント研修、英語研修、広報セミナー等)を計18件実施し、延べ918名の職員が受講した。</p> <p>(参考1) 平成31年度の常勤職員数 2,329人(役員を除く) また、任期付き職員数 388人</p> <p>(参考2) 平成31年度の人件費総額 19,954百万円(退職手当は除く)</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a)	収容数 (b)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
教育学部 学校教育教員養成課程	880	944	107.3
社会情報学部 社会情報学科	440	462	105.0
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野)	723 (723)	759 (759)	105.0 (105.0)
保健学科	660	657	99.5
理工学部 化学・生物化学科	640	688	107.5
機械知能システム理工学科	440	510	115.9
環境創生理工学科	360	390	108.3
電子情報理工学科	480	560	116.7
学科共通 (夜間主コース)	60	各学科に含む	
総合理工学科	120	122	101.7
学士課程 計	4,803	5,092	106.0
教育学研究科 障害児教育専攻	6	8	133.3
教科教育実践専攻	40	41	102.5
社会情報学研究科 社会情報学専攻	28	20	71.4
医学系研究科 生命医科学専攻	30	16	53.3
保健学研究科 保健学専攻	100	105	105.0
理工学府 理工学専攻	600	659	109.8
修士課程 計	804	849	105.6
医学系研究科 医科学専攻	228	264	115.8
保健学研究科 保健学専攻	30	51	170.0
理工学府 理工学専攻	117	90	76.9
博士課程 計	375	405	108.0
教育学研究科 教職リーダー専攻	32	27	84.4
専門職学位課程 計	32	27	84.4

○ 計画の実施状況等

1. 学部の状況
学部全体の収容定員充足率は、106.0%である。
2. 研究科の状況
 - 1) 修士課程では、収容定員充足率は105.6%である。
 - 2) 博士課程では、収容定員充足率は108.0%である。
 - 3) 専門職学位課程では、収容定員充足率は84.4%である。

○ 定員の充足率について

上記のとおり、本学の各課程における収容定員は充足している。
ただし、社会情報学研究科修士課程社会情報学専攻、医学系研究科修士課程生命医科学専攻、理工学府博士後期課程理工学専攻及び教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻では、90%を下回る充足率となっている。

社会情報学研究科修士課程社会情報学専攻においては、今後も当該専攻の理念等の広報を積極的に行い充足率の改善に努める。学部学生に対しては、大学院進学への指導や大学院科目の早期履修制度の説明を行う。社会人や留学生についても、入試説明会を複数回夜間に実施するとともに、日本語学校への直接訪問等、積極的に広報を行う。

医学系研究科修士課程生命医科学専攻においては、医理工連携が進み、理工学部の学生が医学系研究科の研究に興味を持ち始めているので、理工学部(桐生キャンパス)での大学院説明会には全て出席した。その結果、3年次生からの問い合わせが増えており、今後の受験者増加が期待できる。

平成31年度から、ジェンダーバランスにも配慮し、入学案内のデザインを見直した。

理工学府博士後期課程理工学専攻においては、博士前期課程新生生に対しガイダンスを行い、博士後期課程の研究指導、支援について説明し、博士後期課程への進学を促している。大学院説明会では、大学院在学学生による説明も行っている。女子学生対象のセミナーにおいても、女子大学院生や大学院OGによる体験発表を行っている。社会人学生や留学生増についても選抜方法の変更等様々な取り組みを行っている。平成30年度に中国科学院過程工程研究所との国際連携講座(博士後期)を設置し、令和元年10月から中国人学生5名が入学した。今後、中国からの学生受入れについても引き続き取り組む。

教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻においては、教育学研究科全体の大きな改組を令和2年度から実施し、修士課程を、専門職学位課程(教職大学院)に統合した。その際、旧専門職学位課程が定員16名、旧修士課程が23名であったところを、統合後は20名に見直した。この結果、令和2年度は定員が充足することとなった。

なお、保健学研究科博士後期課程においては、収容数のうち21名は「計画的に長期履修制度を利用する者及び育児を理由とする休学者」となっている。そのため、これらを除くと実質的な収容数は30名となり、定員充足率は100%となる。

○ 別表 2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成 28 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	932	0	0	0	0	7	17	8	0	0	917	104.2%
社会情報学部	440	465	0	0	0	0	6	12	9	0	0	450	102.3%
医学部	1,383	1,413	1	1	0	0	30	81	9	0	0	1,373	99.3%
理工学部	2,100	2,226	59	4	36	2	20	73		0	0	2,164	103.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	94	4	2	0	0	2	1	0	0	0	90	115.4%
社会情報学研究科	28	26	10	2	0	0	2	5	5	9	6	11	39.3%
医学系研究科	258	320	41	20	0	0	10	53	36	0	0	254	98.4%
保健学研究科	130	166	3	2	0	0	14	22	19	56	34	97	74.6%
理工学府	717	736	44	6	1	0	11	11	9	8	5	704	98.2%

○計画の実施状況等

教育学研究科の平成 28 年度入学試験において、厳正な選考の結果、優秀な志願者が多かったために合格者が増え、結果的に入学者数が増加したことが 110%を超えた原因と考えられる。

(平成 29 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	928	0	0	0	0	9	14	12	0	0	907	103.1%
社会情報学部	440	476	0	0	0	0	12	12	7	0	0	457	103.9%
医学部	1,383	1,412	2	2	0	0	30	95	20	0	0	1,360	98.3%
理工学部	2,100	2,276	67	7	40	4	15	144	36	0	0	2,174	103.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	91	2	1	0	0	4	0	0	0	0	86	110.3%
社会情報学研究科	28	24	12	1	0	0	0	3	3	6	4	16	57.1%
医学系研究科	258	307	44	21	1	0	10	54	38	0	0	237	91.9%
保健学研究科	130	168	3	2	0	0	15	24	18	52	32	101	77.7%
理工学府	717	750	49	5	1	0	16	13	9	9	6	713	99.4%

○計画の実施状況等

教育学研究科において、平成 28 年度の入学者数が多かったことが 110%を超えた原因と考えられる。

(平成 30 年度)

学部・ 研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定 の対象となる 在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)	長期 履修 学生数 (J)	長期履修 学生に係る 控除数 (K)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流協 定等に基づく 留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	938	1	0	0	0	7	15	12	0	0	919	104.4%
社会情報学部	440	480	1	0	0	0	11	13	9	0	0	460	104.5%
医学部	1,383	1,405	2	2	0	0	27	109	13	0	0	1,363	98.6%
理工学部	2,100	2,298	65	8	37	3	33	139	60	0	0	2,157	102.7%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	84	1	0	0	0	3	2	2	0	0	79	101.3%
社会情報学研究科	28	32	17	0	0	0	3	3	3	6	4	22	78.6%
医学系研究科	258	295	54	20	1	0	11	56	36	0	0	227	88.0%
保健学研究科	130	169	5	2	0	0	17	20	14	41	26	110	84.6%
理工学府	717	759	65	8	1	0	20	21	17	9	6	707	98.6%

○計画の実施状況等

(平成 31 年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	944	1	0	0	0	3	16	8	0	0	933	106.0%
社会情報学部	440	475	2	0	0	0	10	9	4	0	0	461	104.8%
医学部	1,383	1,416	1	1	0	0	17	130	12	0	0	1,386	100.2%
理工学部	2,100	2,270	65	10	34	5	26	131	53	0	0	2,142	102.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	76	0	0	0	0	1	4	4	0	0	71	91.0%
社会情報学研究科	28	20	11	0	0	0	0	2	2	1	1	17	60.7%
医学系研究科	258	280	49	14	1	0	11	59	41	0	0	213	82.6%
保健学研究科	130	156	6	2	0	0	20	21	18	40	25	91	70.0%
理工学府	717	749	67	6	1	0	17	20	15	8	5	705	98.3%

○計画の実施状況等

平成 28 年度改組の社会情報学部には改組前の情報行動学科に 10 名、情報社会学科に 3 名の学生が在籍しているため、社会情報学部の収容数に含む。